

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次ページ

条 例

○北海道地方独立行政法人評価委員会条例……………	(人事課)	2
○北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例……	(知事政策部参事)	3
○北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 関する条例……………	(情報政策課)	3
○北海道循環資源利用促進税基金条例……………	(環境政策課)	5
○北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例 ……………	(障害者保健福祉課)	6
○北海道営住宅事業特別会計条例……………	(住宅課)	6
○北海道営住宅事業減債基金条例……………	(住宅課)	7
○札幌医科大学条例の一部を改正する条例……………	(総務部総務課)	7
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例…	(人事課)	7
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	(人事課)	9
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例…	(人事課)	50
○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(人事課)	58
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	61
○北海道知事政策部手数料条例の一部を改正する条例…	(知事政策部参事)	61
○北海道立野幌森林公園駐車場条例及び北海道立野幌森林公園自然ふれあい 交流館条例の一部を改正する条例……………	(自然環境課)	61
○北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(自然環境課)	61
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……	(生活振興課)	63
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)		63
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(環境生活部総務課)	65
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)		65

○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(保健福祉部総務課)	67
○北海道立診療所条例の一部を改正する条例……………	(医療政策課)	72
○北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養 成修学資金貸付条例の一部を改正する条例……………	(医療政策課)	72
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例……………	(医療政策課)	73
○北海道精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例……	(疾病対策課)	74
○北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例…	(障害者保健福祉課)	74
○北海道身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例 ……………	(障害者保健福祉課)	75
○北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例……………	(経済政策室)	75
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(経済政策室)	76
○会社法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例……	(経済部総務課)	81
○北海道病虫害防除所設置等に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(食品政策課)	82
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例……………	(農政課)	82
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(農政課)	83
○北海道立農業試験場条例の一部を改正する条例……………	(技術普及課)	84
○北海道地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例 ……………	(技術普及課)	84
○北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例 (水産林務部総務課)		85
○北海道立水産試験場条例の一部を改正する条例……………	(水産振興課)	85
○北海道漁港管理条例の一部を改正する条例……………	(漁港漁村課)	86
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例……………	(建設部総務課)	86
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(建設部総務課)	86
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例……………	(公園下水道課)	90
○北海道公共下水道条例の一部を改正する条例……………	(公園下水道課)	91
○北海道営住宅条例の一部を改正する条例……………	(住宅課)	93

○北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（企業局総務課）	93
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（教育庁総務課）	93
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教育庁給与課）	95
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例.....（教育庁給与課）	112
○北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（教育庁給与課）	117
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…（警察本部会計課）	118
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	120
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	120
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	145
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正 する条例.....（警察本部生活環境課）	146
○北海道人事委員会設置条例の一部を改正する条例（人事委員会事務局総務審査課）	146

条

例

北海道地方独立行政法人評価委員会条例をここに公布する。
平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 2 号

北海道地方独立行政法人評価委員会条例
（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第 3

項の規定に基づき、北海道地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
（委員及び特別委員）

第 3 条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（部会）

第 6 条 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじ

め指名する者が、その職務を代理する。

(委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第3号

北海道知事政策部の事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務のうち知事政策部の所掌するものの一部を市町が処理することとすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(市町が処理する事務の範囲等)

第2条 旅券法（昭和26年法律第267号。以下「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別表に掲げる市町において第1号、第6号若しくは第7号の申請、第8号の届出、第10号の返納又は第12号の申出（以下「申請等」という。）を行う者が、当該市町の備える住民基本台帳に記録されている場合に係るものに限る。）は、同表に掲げる市町が処理することとする。ただし、急を要する申請等の場合その他の規則で定める場合に係るものは、この限りでない。

- (1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理
- (2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認
- (3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定
- (4) 法第3条第3項の規定による申請者が人違いでないこと等の確認
- (5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一般旅券の交付
- (6) 法第10条第1項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の

受理

- (7) 法第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理
- (8) 法第17条第1項及び第2項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
- (9) 法第17条第3項の規定による届出者が人違いでないこと等の確認
- (10) 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理
- (11) 法第19条第6項の規定による返納を受けた一般旅券の還付
- (12) 省令第3条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理
- (13) 省令第3条第2項の規定による出頭した者が申請者の指定した者であること等の確認

附 則

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に知事に対してなされた申請等に係る事務の処理については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

砂川市 登別市 北斗市 遠軽町 新ひだか町 芽室町

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第4号

北海道民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、条例の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、

書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて道民の利便性の向上を図り、もって道民生活の向上及び道民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間事業者等 条例の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第2条第1号に掲げる道の機関等

イ 国の機関（国会及び裁判所に限る。）

ウ 地方公共団体の議会

(2) 道の機関 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び北海道警察本部をいう。

(3) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。

(4) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。

(7) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。

(8) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載

することをいう。

(9) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。

(10) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、情報通信技術利用条例第2条第5号に掲げる申請等として行うものを除く。

(11) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

（電磁的記録による保存）

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例の規定により書面により行わなければならないとされているもの（道の機関が定めるものに限る。）については、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、道の機関が定めるものに限る。）については、当該他の条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例の規定を適用する。

3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって道の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例の規定によ

り書面により行わなければならないとされているもの（道の機関が定めるものに限る。）については、当該条例の規定にかかわらず、道の機関が定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例の規定を適用する。

（電磁的記録による交付等）

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、道の機関が定めるものに限る。）については、当該他の条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって道の機関が定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例の規定を適用する。

（規則その他の規程の制定改廃に伴う経過措置）

第7条 道の機関がこの条例の規定に基づき規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、当該規則その他の規程で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（道の機関への委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、道の機関が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（金属くず回収業に関する条例の一部改正）

- 2 金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「帳簿」の次に「（その作成又は備付けに代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は備付けがされている場合における当該電磁的記録を含む。第22条第4号において同じ。）」を加える。

北海道循環資源利用促進税基金条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第5号

北海道循環資源利用促進税基金条例

（設置）

第1条 北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第18条の規定により産業廃棄物の排出抑制及び循環資源（産業廃棄物のうち有用なものをいう。）の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用に充てることとされた循環資源利用促進税額に相当する額を積み立て、当該施策に要する費用に充てるため、北海道循環資源利用促進税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金は、予算で定めるところにより、北海道循環資源利用促進税条例の規定により道に納入され、又は納付された循環資源利用促進税額に相当する額から循環資源利用促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を積み立てるものとする。

（基金の使用）

第3条 基金は、第1条の施策に要する費用に充てる場合に限り、これを使用することができる。

- 2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

（現金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用等）

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（知事への委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、北海道循環資源利用促進税条例の施行の日から施行する。

北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第6号

北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第98条第1項及び第2項並びに第104条並びに障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第50条の規定に基づき、北海道障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の設置並びに組織及び運営並びに診断等をさせた医師等に対する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第98条第1項の規定に基づき、知事の諮問に応じ、法第97条第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、知事の附属機関として、不服審査会を置く。

（委員の定数）

第3条 法第98条第2項の条例で定める員数は、25人以内とする。

（診断等をさせた医師等に対する報酬等）

第4条 法第103条の規定により知事が診断その他の調査（以下「診断等」という。）をさせた医師その他知事が指定する者に対し支給する報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- （1）医師 健康保険法の規定による療養に関する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）の例により算定した額を勘案して知事が定める額
 - （2）その他知事が指定する者 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）別表第2に規定する附属機関のその他構成員の報酬額
- 2 前項の医師その他知事が指定する者に係る当該診断等のために必要な経費は、その実費を弁償することができる。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道営住宅事業特別会計条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第7号

北海道営住宅事業特別会計条例

（設置）

第1条 北海道営住宅事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、北海道営住宅事業特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第2条 この特別会計においては、事業収入、国庫支出金、一般会計繰入金、借入金、北海道営住宅事業減債基金繰入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、

事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、北海道営住宅事業減債基金積立金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道営住宅事業減債基金条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第8号

北海道営住宅事業減債基金条例

(設置)

第1条 北海道営住宅等の整備を目的として発行する道債(以下「道債」という。)の償還に要する経費の財源に充てるため、北海道営住宅事業減債基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、北海道営住宅事業特別会計(以下「特別会計」という。)の予算で定めるところにより積み立てるものとする。

(基金の使用)

第3条 基金は、道債の償還の財源に充てる場合に使用するものとする。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を特別会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

できる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

札幌医科大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第9号

札幌医科大学条例の一部を改正する条例

札幌医科大学条例(昭和31年北海道条例第48号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「情報センター及び図書館」を「総合情報センター及び産学・地域連携センター」に改める。

第16条の2第1項中「7,000円」を「9,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例(昭和22年北海道条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第8項を次のように改める。

8 知事等の給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

- (1) 知事 100分の75
(2) 副知事及び出納長 100分の80
附則に次の1項を加える。

9 知事等（第4条第1項後段に規定する者を含む。）に係る平成18年6月から平成19年12月までの期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 知事 100分の75
(2) 副知事及び出納長 100分の80

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 9 常勤の委員の給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。
- 10 常勤の委員（第2条第3項後段に規定する者を含む。）に係る平成18年6月から平成19年12月までの期末手当の額は、同条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の82を乗じて得た額とする。

（北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正）

第3条 北海道知事等の退職手当に関する条例（昭和62年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

- 4 知事等が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）附則第8項、北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）附則第9項及び北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）附則第9項の規定の適用がないも

のとした場合の額とする。

（北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 9 管理者の給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。
- 10 管理者（北海道知事等の給与等に関する条例第4条第1項前段に規定する基準日前1月以内に管理者を退任した者を含む。）に係る平成18年6月から平成19年12月までの期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条例附則第9項の規定の適用がないものとした場合の同条の規定による額に100分の82を乗じて得た額とする。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 9 教育長の給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。
- 10 教育長（第4条第1項後段に規定する者を含む。）に係る平成18年6月から平成19年12月までの期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の82を乗じて得た額とする。
- 11 教育長が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に退職した場合における退職手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第5条第4項から第9項までを次のように改める。

4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条の2の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当

は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、「掲げる」の次に「地域手当の級地の」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 1級地 100分の18

(2) 2級地 100分の15

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の3

第10条の2第3項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第10条の3中「前条第2項第1号の人事委員会規則で定める地域及び部局以外の地域及び部局に在勤する」を削り、「職員には」の次に「、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き」を加え、「同条」を「前条」に、「100分の10」を「100分の15」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第10条の4第1項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に、「当該職員には」を「異動等の円滑を図るため、当該職員には」に、「第2号」を「次の各号に掲げる期間において当該各号」に、「異動等後の支給割合以下」を「異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下」に、「当該異動等の日から1年を経過する」を「その以下となる日の前日」に改め、同条第2項中「第10条の2第2項各号に掲げる割合のうち最高のもの」を「第10条の2第2項第1号の1級地」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第12条の2第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第13条及び第18条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第19条第2項中「得た額に」を「得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第19条の4において「特

定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額)に」に改め、同条第3項中「とする」を「と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする」に改め、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「4級」を「3級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第19条の4第2項第1号中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の75」を「100分の72.5(特定幹部職員にあっては、100分の92.5)」に改め、同項第2号中「100分の35」の次に「(特定幹部職員にあっては、100分の45)」を、「100分の40」の次に「(特定幹部職員にあっては、100分の50)」を加え、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第21条第2項及び第3項中「調整手当及び住居手当並びに」を「地域手当、住居手当、」に改め、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「調整手当及び住居手当並びに」を「地域手当、住居手当、」に改める。

附則に次の4項を加える。

18 給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第4条から第5条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第4条から第5条までの規定により定められる額とする。

19 管理職手当の月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第17条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる

額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

20 平成18年6月から平成19年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、第19条第5項(第19条の4第4項において準用する場合を含む。)中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)」とあるのは、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額」とする。

21 前項の規定により読み替えられた第19条第5項の規定の適用を受けることとなる職員の平成18年6月から平成19年12月までの期末手当及び勤勉手当の額は、同条第2項及び第3項並びに第19条の4第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。
別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800

5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	543,500	
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	544,400	
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	545,300	
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	546,200	
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			

再任用職員以外の職員	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100				
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900				
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700				
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300				
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700					
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400					
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100					
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800					
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500					
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200					
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900					
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500					
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200					
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900					
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600					
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100					
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800					
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500					
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200					
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700					
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400					
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100					
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800					
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300					
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000					
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700					
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400					
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900					
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200						
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900						
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600						
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100						
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800						
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500						
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200						
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700						
	86	240,100	296,400	345,300	386,800							
	87	240,800	296,800	345,800	387,400							
	88	241,500	297,200	346,300	388,000							
	89	242,300	297,500	346,700	388,700							
	90	242,800	297,900	347,200	389,300							
	91	243,300	298,300	347,700	389,900							
	92	243,800	298,700	348,200	390,500							
	93	244,100	298,900	348,500	391,200							
	94		299,300	349,000	391,800							

95	299,700	349,500	392,400							
96	300,100	350,000	393,000							
97	300,300	350,300	393,700							
98	300,700	350,800								
99	301,100	351,300								
100	301,500	351,800								
101	301,700	352,100								
102	302,100	352,500								
103	302,500	352,900								
104	302,900	353,300								
105	303,100	353,800								
106	303,500									
107	303,900									
108	304,300									
109	304,500									
110	304,900									
111	305,300									
112	305,700									
113	305,900									
114	306,300									
115	306,700									
116	307,100									
117	307,300									
118	307,600									
119	307,900									
120	308,200									
121	308,600									
122	308,900									
123	309,200									
124	309,500									
125	309,900									
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

海 事 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,900	213,700	258,300	313,600	356,300
	2	163,200	215,800	260,100	316,100	358,800
	3	165,500	217,900	261,900	318,600	361,300

4	167,800	220,000	263,700	321,100	363,800
5	170,200	222,000	265,300	323,600	366,300
6	172,600	224,100	267,300	326,100	369,500
7	175,000	226,200	269,300	328,600	372,700
8	177,400	228,300	271,300	331,100	375,900
9	179,600	230,500	273,400	333,600	378,900
10	182,000	232,400	276,200	336,100	382,000
11	184,400	234,300	279,000	338,600	385,100
12	186,800	236,200	281,800	341,100	388,200

再任 用職 員以	13	189,300	238,100	284,700	343,600	391,200	外の 職員	58	248,900	309,300	365,800	422,200	453,600
	14	191,900	240,000	287,600	346,100	394,000		59	249,700	310,400	367,100	422,800	454,300
	15	194,500	241,900	290,500	348,600	396,800		60	250,500	311,500	368,400	423,400	455,000
	16	197,100	243,800	293,400	351,100	399,600		61	251,300	312,400	369,600	424,000	455,600
	17	199,500	245,700	296,200	353,600	402,500		62	252,100	313,200	370,200	424,600	456,300
	18	202,200	247,600	298,900	356,100	404,600		63	252,900	314,000	370,800	425,200	457,000
	19	204,900	249,500	301,600	358,600	406,700		64	253,700	314,800	371,400	425,800	457,700
	20	207,600	251,400	304,300	361,100	408,800		65	254,400	315,400	371,800	426,400	458,200
	21	210,100	253,100	306,900	363,600	410,700		66	254,900	316,100	372,300	427,000	458,900
	22	211,700	254,800	308,800	366,000	412,700		67	255,400	316,800	372,800	427,600	459,600
	23	213,300	256,500	310,700	368,400	414,700		68	255,900	317,500	373,300	428,200	460,300
	24	214,900	258,200	312,600	370,800	416,700		69	256,200	318,300	373,900	428,900	460,800
	25	216,400	260,000	314,400	373,300	418,500		70			374,400	429,500	461,500
	26	217,900	261,900	316,300	375,700	420,300		71			374,900	430,100	462,200
	27	219,400	263,800	318,200	378,100	422,100		72			375,400	430,700	462,900
	28	220,900	265,700	320,100	380,500	423,900		73			376,000	431,400	463,400
	29	222,500	267,600	321,800	382,700	425,500		74			376,500	432,000	464,100
	30	223,600	269,400	323,600	384,900	427,200		75			377,000	432,600	464,800
	31	224,700	271,200	325,400	387,100	428,900		76			377,500	433,200	465,500
	32	225,800	273,000	327,200	389,300	430,600		77			378,100	433,900	466,000
	33	227,000	274,800	328,800	391,400	432,200		78			378,600	434,600	466,700
	34	227,900	276,600	330,400	393,200	433,500		79			379,100	435,300	467,400
	35	228,800	278,400	332,000	395,000	434,800		80			379,600	436,000	468,100
	36	229,700	280,200	333,600	396,800	436,100		81			380,200	436,500	468,600
	37	230,600	281,800	335,300	398,700	437,500		82			380,700	437,200	
	38	231,500	283,300	336,900	400,200	438,500		83			381,200	437,900	
	39	232,400	284,800	338,500	401,700	439,500		84			381,700	438,600	
	40	233,300	286,300	340,100	403,200	440,500		85			382,300	439,100	
	41	234,300	287,800	341,600	404,500	441,400		86			382,800	439,800	
	42	235,200	289,200	343,100	405,900	442,200		87			383,300	440,500	
	43	236,100	290,600	344,600	407,300	443,000		88			383,800	441,200	
	44	237,000	292,000	346,100	408,700	443,800		89			384,400	441,700	
	45	237,900	293,500	347,700	410,200	444,500		90			384,900	442,400	
	46	238,900	294,900	349,100	411,600	445,200		91			385,400	443,100	
	47	239,900	296,300	350,500	413,000	445,900		92			385,900	443,800	
	48	240,900	297,700	351,900	414,400	446,600		93			386,500	444,300	
	49	241,700	299,200	353,200	415,800	447,300		94			387,000	445,000	
	50	242,500	300,300	354,700	416,700	448,000		95			387,500	445,700	
	51	243,300	301,400	356,200	417,600	448,700		96			388,000	446,400	
	52	244,100	302,500	357,700	418,500	449,400		97			388,600	446,900	
	53	244,900	303,700	359,100	419,200	450,100		98			389,100		
	54	245,700	304,800	360,500	419,800	450,800		99			389,600		
	55	246,500	305,900	361,900	420,400	451,500		100			390,100		
	56	247,300	307,000	363,300	421,000	452,200		101			390,700		
	57	248,100	308,200	364,500	421,600	452,900		102			391,200		

103			391,700		
104			392,200		
105			392,800		
106			393,300		
107			393,800		
108			394,300		
109			394,900		
110			395,400		
111			395,900		
112			396,400		
113			397,000		
再任用職員		219,600	249,800	284,200	326,400
					356,300

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	202,200	263,500	317,000	409,100
	2	204,400	266,600	320,500	411,600
	3	206,600	269,700	324,000	414,100
	4	208,800	272,800	327,500	416,600
	5	210,900	275,900	331,100	419,200
	6	213,100	278,800	334,600	421,700
	7	215,300	281,700	338,100	424,200
	8	217,500	284,600	341,600	426,700
	9	219,800	287,600	345,200	429,000
	10	222,200	290,600	348,500	431,500
	11	224,600	293,600	351,800	434,000
	12	227,000	296,600	355,100	436,500
	13	229,300	299,600	358,400	438,800
	14	231,700	302,400	361,000	441,200
	15	234,100	305,200	363,600	443,600
	16	236,500	308,000	366,200	446,000
	17	238,700	310,700	368,900	448,500
	18	241,800	313,500	371,200	450,900
	19	244,900	316,300	373,500	453,300
	20	248,000	319,100	375,800	455,700
	21	251,100	321,700	378,000	458,200
	22	254,200	324,500	380,100	460,600

23	257,300	327,300	382,200	463,000
24	260,400	330,100	384,300	465,400
25	263,400	332,700	386,300	467,900
26	266,500	335,200	388,200	470,300
27	269,600	337,700	390,100	472,700
28	272,700	340,200	392,000	475,100
29	275,800	342,600	394,000	477,500
30	278,600	344,800	395,800	479,900
31	281,400	347,000	397,600	482,300
32	284,200	349,200	399,400	484,700
33	287,100	351,500	401,300	487,100
34	290,100	353,800	403,100	489,400
35	293,100	356,100	404,900	491,700
36	296,100	358,400	406,700	494,000
37	299,100	360,500	408,300	496,300
38	301,500	362,600	410,000	498,300
39	303,900	364,700	411,700	500,300
40	306,300	366,800	413,400	502,300
41	308,600	368,800	415,100	504,400
42	310,000	370,700	416,800	506,300
43	311,400	372,600	418,500	508,200
44	312,800	374,500	420,200	510,100
45	314,100	376,500	421,700	512,100
46	315,300	378,300	423,300	514,000
47	316,500	380,100	424,900	515,900
48	317,700	381,900	426,500	517,800
49	318,700	383,800	428,100	519,800
50	319,800	385,600	429,400	521,700
51	320,900	387,400	430,700	523,600
52	322,000	389,200	432,000	525,500
53	323,200	390,800	433,200	527,500
54	324,300	392,400	434,300	529,200
55	325,400	394,000	435,400	530,900
56	326,500	395,600	436,500	532,600
57	327,600	397,000	437,700	534,400
58	328,700	398,500	438,800	535,700
59	329,800	400,000	439,900	537,000
60	330,900	401,500	441,000	538,300
61	332,000	402,900	442,100	539,600
62	333,100	404,400	443,200	540,600
63	334,200	405,900	444,300	541,600
64	335,300	407,400	445,400	542,600
65	336,300	408,800	446,400	543,400
66	337,400	410,000	447,400	544,300
67	338,500	411,200	448,400	545,200

再任用職員以

外の職員	68	339,600	412,400	449,400	546,100
	69	340,600	413,600	450,500	547,000
	70	341,700	414,600	451,500	547,900
	71	342,800	415,600	452,500	548,800
	72	343,900	416,600	453,500	549,700
	73	344,800	417,600	454,600	550,600
	74	345,800	418,500	455,600	551,500
	75	346,800	419,400	456,600	552,400
	76	347,800	420,300	457,600	553,300
	77	348,900	421,000	458,600	554,200
	78	349,900	421,600	459,300	555,100
	79	350,900	422,200	460,000	556,000
	80	351,900	422,800	460,700	556,900
	81	352,900	423,400	461,500	557,800
	82	353,900	424,000	462,200	
	83	354,900	424,600	462,900	
	84	355,900	425,200	463,600	
	85	356,800	425,700	464,100	
	86	357,500	426,300	464,800	
	87	358,200	426,900	465,500	
	88	358,900	427,500	466,200	
	89	359,700	428,000	466,700	
	90	360,300	428,600	467,400	
	91	360,900	429,200	468,100	
	92	361,500	429,800	468,800	
	93	362,100	430,200	469,300	
	94	362,600	430,700	470,000	
	95	363,100	431,200	470,700	
	96	363,600	431,700	471,400	
	97	364,200	432,300	471,900	
	98	364,700	432,800	472,600	
	99	365,200	433,300	473,300	
	100	365,700	433,800	474,000	
	101	366,300	434,400	474,500	
	102	366,800	434,900		
	103	367,300	435,400		
	104	367,800	435,900		
	105	368,400	436,500		
	106	368,900	437,000		
	107	369,400	437,500		
	108	369,900	438,000		
	109	370,500	438,600		
	110	371,000	439,100		
	111	371,500	439,600		
	112	372,000	440,100		

	113	372,600	440,700		
	114	373,100	441,200		
	115	373,600	441,700		
	116	374,100	442,200		
	117	374,600	442,800		
	118	375,100			
	119	375,600			
	120	376,100			
	121	376,600			
	122	377,100			
	123	377,600			
	124	378,100			
	125	378,600			
	126	379,100			
	127	379,600			
	128	380,100			
	129	380,600			
	特 1				763,000
	特 2				783,000
	特 3				804,000
再任用職員		287,200	299,500	322,500	409,100

備考(1) この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師及び助手で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の4級の号俸のうち特1号俸から特3号俸までの号俸は、札幌医科大学の学長に適用する。

別表第4（第4条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100
	10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
	11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
	12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500

13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200
55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800

再任	58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
用職	59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
	60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
員以	61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900
外の	62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
職員	63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700	452,200	
	75	264,400	323,200	396,400	453,100	
	76	265,800	324,300	397,100	454,000	
	77	267,000	325,400	397,900	454,700	
	78	268,300	326,400	398,600	455,600	
	79	269,600	327,400	399,300	456,500	
	80	270,900	328,400	400,000	457,400	
	81	272,300	329,500	400,700	458,100	
	82	273,600	330,300	401,400	459,000	
	83	274,900	331,100	402,100	459,900	
	84	276,200	331,900	402,800	460,800	
	85	277,400	332,800	403,400	461,500	
	86	278,700	333,400	404,100		
	87	280,000	334,000	404,800		
	88	281,300	334,600	405,500		
	89	282,400	335,000	406,100		
	90	283,600	335,600	406,800		
	91	284,800	336,200	407,500		
	92	286,000	336,800	408,200		
	93	287,100	337,200	408,800		
	94	288,100	337,700	409,500		
	95	289,100	338,200	410,200		
	96	290,100	338,700	410,900		
	97	290,900	339,300	411,500		
	98	291,800	339,800	412,200		
	99	292,700	340,300	412,900		
	100	293,600	340,800	413,600		
	101	294,500	341,400	414,200		
	102	295,200	341,900			

	103	295,900	342,400		
	104	296,600	342,900		
	105	297,400	343,500		
	106	297,900	344,000		
	107	298,400	344,500		
	108	298,900	345,000		
	109	299,400	345,600		
	110	299,800			
	111	300,200			
	112	300,600			
	113	301,000			
	114	301,400			
	115	301,800			
	116	302,200			
	117	302,600			
	118	303,000			
	119	303,400			
	120	303,800			
	121	304,100			
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900
					393,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 5 （第 4 条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	235,200	322,200	390,600	467,100
	2	237,700	325,300	393,500	469,400
	3	240,200	328,400	396,400	471,700
	4	242,700	331,500	399,300	474,000
	5	245,100	334,400	402,000	476,300
	6	248,900	337,800	404,800	478,500
	7	252,700	341,200	407,600	480,700
	8	256,500	344,600	410,400	482,900
	9	260,100	347,800	413,000	485,200
	10	264,100	351,200	415,700	487,300
	11	268,100	354,600	418,400	489,400
	12	272,100	358,000	421,100	491,500
	13	276,000	361,300	423,600	493,600
	14	280,000	365,000	426,100	495,700

	15	284,000	368,700	428,600	497,800
	16	288,000	372,400	431,100	499,900
	17	291,800	376,000	433,400	502,000
	18	295,500	378,800	435,800	504,000
	19	299,200	381,600	438,200	506,000
	20	302,900	384,400	440,600	508,000
	21	306,700	387,300	442,900	509,800
	22	310,600	389,900	445,300	511,700
	23	314,500	392,500	447,700	513,600
	24	318,400	395,100	450,100	515,500
	25	322,100	397,500	452,400	517,200
	26	325,100	399,800	454,700	519,000
	27	328,100	402,100	457,000	520,800
	28	331,100	404,400	459,300	522,600
	29	334,200	406,800	461,500	524,500
	30	336,800	408,900	463,800	526,300
	31	339,400	411,000	466,100	528,100
	32	342,000	413,100	468,400	529,900
	33	344,600	415,300	470,500	531,700
	34	347,100	417,300	472,600	533,500
	35	349,600	419,300	474,700	535,300
	36	352,100	421,300	476,800	537,100
	37	354,500	423,400	478,900	538,800
	38	356,900	425,400	480,700	540,400
	39	359,300	427,400	482,500	542,000
	40	361,700	429,400	484,300	543,600
	41	364,000	431,500	486,000	545,200
	42	365,500	433,300	487,800	546,600
	43	367,000	435,100	489,600	548,000
	44	368,500	436,900	491,400	549,400
	45	370,100	438,800	493,000	550,600
	46	371,600	440,600	494,800	551,600
	47	373,100	442,400	496,600	552,600
	48	374,600	444,200	498,400	553,600
	49	375,900	446,100	500,000	554,700
	50	376,900	447,900	501,300	555,600
	51	377,900	449,700	502,600	556,500
	52	378,900	451,500	503,900	557,400
	53	380,000	453,400	505,200	558,300
	54	380,900	454,600	506,500	559,200
	55	381,800	455,800	507,800	560,100
	56	382,700	457,000	509,100	561,000
	57	383,700	458,200	510,300	561,900
	58	384,600	459,200	511,200	562,800
	59	385,500	460,200	512,100	563,700

再任用職員以外の職員

60	386,400	461,200	513,000	564,600
61	387,300	462,100	513,900	565,500
62	387,800	462,800	514,800	566,400
63	388,300	463,500	515,700	567,300
64	388,800	464,200	516,600	568,200
65	389,100	464,900	517,500	569,100
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	527,300	

	77		472,700	528,100	
	78		473,300	529,000	
	79		473,900	529,900	
	80		474,500	530,800	
	81		475,100	531,600	
	82		475,700	532,500	
	83		476,300	533,400	
	84		476,900	534,300	
	85		477,400	535,100	
	86			536,000	
	87			536,900	
	88			537,800	
	89			538,600	
再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、診療所、保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1	円 138,600	円 176,100	円 211,800	円 240,400	円 280,200	円 329,200	円 376,900
	2	140,000	177,700	213,400	242,100	282,400	331,400	379,600
	3	141,400	179,300	215,000	243,800	284,600	333,600	382,300
	4	142,800	180,900	216,600	245,500	286,800	335,800	385,000
	5	144,000	182,400	218,200	247,200	289,000	338,000	387,600
	6	145,700	184,000	219,900	248,900	291,200	340,200	390,300
	7	147,400	185,600	221,600	250,600	293,400	342,400	393,000
	8	149,100	187,200	223,300	252,300	295,600	344,600	395,700
	9	150,800	188,800	225,000	254,000	297,700	346,600	398,300
	10	152,500	190,500	226,800	255,700	299,900	348,800	400,800
	11	154,200	192,200	228,600	257,400	302,100	351,000	403,300
	12	155,900	193,900	230,400	259,100	304,300	353,200	405,800
	13	157,400	195,500	232,300	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	159,300	197,100	234,000	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	161,200	198,700	235,700	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	163,100	200,300	237,400	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	165,000	201,900	239,200	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	166,900	203,600	240,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	168,800	205,300	242,600	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	170,700	207,000	244,300	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	172,600	208,500	246,000	275,700	323,600	371,700	425,000

再任 用職 員以 外の 職員	22	174,100	210,100	247,700	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	175,600	211,700	249,400	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	177,100	213,300	251,100	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	178,700	214,900	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	180,200	216,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	181,700	218,300	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	183,200	220,000	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	184,800	221,700	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	186,100	223,500	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	187,400	225,300	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	188,700	227,100	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	190,100	229,000	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	191,500	230,700	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	192,900	232,400	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	194,300	234,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
	37	195,500	235,900	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	196,800	237,600	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	198,100	239,300	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	199,400	241,000	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700
	41	200,600	242,600	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
	42	201,800	244,200	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100
	43	203,000	245,800	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
	44	204,200	247,400	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
	45	205,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
	46	206,700	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
	47	207,900	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
	48	209,100	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
	49	210,300	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
	50	211,400	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	
	51	212,500	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	
	52	213,600	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	
	53	214,700	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	
	54	215,800	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	
	55	216,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	
	56	218,000	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	
	57	219,100	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	58	220,100	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	59	221,100	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	60	222,100	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	61	223,200	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
	62	224,300	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	63	225,400	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	64	226,500	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	421,400	

67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	422,100
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	422,800
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	423,300
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200	
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800	
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500	
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100	
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700	
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300	
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000	
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600	
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200	
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800	
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500	
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100	
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700	
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300	
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000	
86		293,100	330,600	352,700	397,600	
87		293,400	331,000	353,100	398,200	
88		293,700	331,400	353,500	398,800	
89		294,100	331,900	354,000	399,500	
90		294,400	332,300	354,400		
91		294,700	332,700	354,800		
92		295,000	333,100	355,200		
93		295,400	333,600	355,700		
94		295,700	334,000	356,100		
95		296,000	334,400	356,500		
96		296,300	334,800	356,900		
97		296,700	335,000	357,400		
98		297,000	335,400			
99		297,300	335,800			
100		297,600	336,200			
101		298,000	336,400			
102		298,300	336,800			
103		298,600	337,200			
104		298,900	337,600			
105		299,200	337,800			
106			338,200			
107			338,600			
108			339,000			
109			339,200			
110			339,600			
111			340,000			

	112			340,400				
	113			340,600				
再任用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、病院、保健福祉事務所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	1	円 151,500	円 178,300	円 227,100	円 252,800	円 286,100	円 332,700	円 380,100
	2	152,900	180,400	228,900	254,300	288,100	334,900	382,800
	3	154,300	182,500	230,700	255,800	290,100	337,100	385,500
	4	155,700	184,600	232,500	257,300	292,100	339,300	388,200
	5	157,100	186,700	234,100	258,800	293,900	341,500	390,800
	6	158,600	189,000	235,600	260,400	295,800	343,700	393,300
	7	160,100	191,300	237,100	262,000	297,700	345,900	395,800
	8	161,600	193,600	238,600	263,600	299,600	348,100	398,300
	9	162,900	196,000	240,000	265,300	301,600	350,100	400,700
	10	164,500	197,400	241,500	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	166,100	198,800	243,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	167,700	200,200	244,500	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	169,100	201,600	245,800	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	171,100	203,100	247,200	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	173,100	204,600	248,600	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	175,100	206,100	250,000	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	177,200	207,500	251,400	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	179,300	209,000	252,900	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	181,400	210,500	254,400	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	183,500	212,000	255,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	185,600	213,400	257,400	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	187,800	215,100	259,000	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	190,000	216,800	260,600	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	192,200	218,500	262,200	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	194,300	220,000	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	195,600	221,700	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	196,900	223,400	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	198,200	225,100	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	199,400	226,900	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	200,700	228,400	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	202,000	229,900	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	203,300	231,400	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	204,600	232,900	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200

	34	205,900	234,400	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	207,200	235,900	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	208,500	237,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
	37	209,900	238,800	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
	38	211,300	240,200	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
	39	212,700	241,600	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
	40	214,100	243,000	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000
	41	215,300	244,300	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
	42	216,700	245,700	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
	43	218,100	247,100	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
	44	219,500	248,500	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
	45	220,900	249,900	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
	46	222,400	251,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
	47	223,900	252,900	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
	48	225,400	254,400	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
	49	226,700	255,900	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
	50	228,200	257,500	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
	51	229,700	259,100	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
	52	231,200	260,700	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
	53	232,600	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
	54	234,000	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	
	55	235,400	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	
	56	236,800	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	
	57	238,300	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	
	58	239,700	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
	59	241,100	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
	60	242,500	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
	61	243,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
	62	245,300	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
	63	246,700	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
	64	248,100	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
	65	249,400	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
	66	250,900	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
	67	252,400	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
	68	253,900	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	450,400	
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	451,200	
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	452,000	
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	452,800	
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	453,600	
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	454,400	
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	455,200	
再任	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	456,000	
用職	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	456,800	

員以 外の 職員	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	457,600
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	458,400
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	459,200
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	
	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	
	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
	94	284,100	319,100	354,700	374,100		
	95	285,100	319,900	355,400	374,600		
	96	286,100	320,700	356,100	375,100		
	97	287,200	321,400	356,600	375,700		
	98	288,100	322,100	357,100	376,200		
	99	289,000	322,800	357,600	376,700		
	100	289,900	323,500	358,100	377,200		
	101	290,700	324,000	358,700	377,800		
	102	291,500	324,600	359,200	378,300		
	103	292,300	325,200	359,700	378,800		
	104	293,100	325,800	360,200	379,300		
	105	293,800	326,200	360,800	379,900		
	106	294,300	326,700	361,300	380,400		
	107	294,800	327,200	361,800	380,900		
	108	295,300	327,700	362,300	381,400		
	109	295,800	328,200	362,800	382,000		
	110	296,200	328,600	363,300	382,500		
	111	296,600	329,000	363,800	383,000		
	112	297,000	329,400	364,300	383,500		
	113	297,400	329,800	364,800	384,100		
	114	297,800	330,200	365,300			
	115	298,200	330,600	365,800			
	116	298,600	331,000	366,300			
	117	298,900	331,300	366,700			
	118	299,300	331,700				
	119	299,700	332,100				
	120	300,100	332,500				
	121	300,400	332,700				
	122	300,800	333,100				
	123	301,200	333,500				

	124	301,600	333,900					
	125	301,800	334,200					
	126	302,200	334,600					
	127	302,600	335,000					
	128	303,000	335,400					
	129	303,200	335,700					
	130	303,600	336,100					
	131	304,000	336,500					
	132	304,400	336,900					
	133	304,600	337,200					
	134	305,000	337,600					
	135	305,400	338,000					
	136	305,800	338,400					
	137	306,000	338,700					
	138	306,400	339,100					
	139	306,800	339,500					
	140	307,200	339,900					
	141	307,400	340,200					
	142	307,800	340,600					
	143	308,200	341,000					
	144	308,600	341,400					
	145	308,800	341,700					
	146	309,200						
	147	309,600						
	148	310,000						
	149	310,200						
	150	310,500						
	151	310,800						
	152	311,100						
	153	311,500						
	154	311,800						
	155	312,100						
	156	312,400						
	157	312,800						
再任用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、病院、診療所、保健福祉事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年北海道条例第121号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	399,000

2	461,000
3	524,000
4	610,000
5	711,000
6	812,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	329,000
2	367,000
3	396,000

第5条第4項中「11号俸」を「8号俸」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第5条（第5項を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、任期付研究員業績手当の額並びに道職員給与条例の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第5条の規定により定められる額とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	376,000
2	426,000

3	479,000
4	545,000
5	622,000
6	728,000
7	852,000

第7条第3項中「11号俸」を「8号俸」に改める。

附則第6項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（給料月額の特例）」を付する。

附則第7項の見出しを削り、附則に次の2項を加える。

- 8 特定任期付職員の給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第7条（第4項を除く。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、特定任期付職員業績手当並びに道職員給与条例の規定に基づく手当、学校職員給与条例の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に基づく手当及び警察職員給与条例の規定に基づく手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第7条の規定により定められる額とする。
- 9 第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、道職員給与条例の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額、学校職員給与条例の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に基づく手当の額及び学校職員給与条例第18条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの額の算出の基礎となる給料月額並びに学校職員給与条例第9条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎

となる給料月額並びに警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第8条の規定により定められる額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日において北海道職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第5までの給料表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え)

- 5 施行日の前日において次に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における号俸又は給料月額は、人事委員会規則で定める。

(1) 給与条例別表第1から別表第5までの給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額

(2) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（附則第24項を除き、以下「任期付研究員条例」という。）第5条第4項の規定による給料月額

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（附則第26項を除き、以下「任

期付職員条例」という。）第7条第3項の規定による給料月額

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例（北海道職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第50号）を含む。）、第2条の規定による改正前の任期付研究員条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例又は附則第17項の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第30号）附則第2項若しくは第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額は、給与条例附則第16項若しくは第18項、任期付研究員条例附則第3項若しくは第4項又は任期付職員条例附則第6項から第9項までの規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。

- 9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項、第17条の2第2項、第19条第5項（給与条例第19条の4第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第18項の規定の適用については、給与条例第8条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第17条の2第2項及び第19条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例附則第18項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」と、「第5条まで」とあるのは「第5条まで及び平成18年改正条例附則第8項から第10項まで」とする。

12 附則第8項の規定による給料を支給される職員に関する任期付研究員条例第5条第5項及び附則第4項の規定の適用については、同条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第8項の規定による給料の額との合計額」と、任期付研究員条例附則第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項の規定による給料の額」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び平成18年改正条例附則第8項」と、「同条」とあるのは「これら」と、「第5条の」とあるのは「第5条及び平成18年改正条例附則第8項の」とする。

13 附則第8項の規定による給料を支給される職員に関する任期付職員条例第7条第4項並びに附則第8項及び第9項の規定の適用については、同条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第8項の規定による給料の額との合計額」と、任期付職員条例附則第8項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項の規定による給料の額」と、「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び平成18年改正条例附則第8項」と、「同条」とあるのは「これら」と、「第7条の」とあるのは「第7条及び平成18年改正条例附則第8項の」と、任期付職員条例附則第9項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項の規

定による給料の額」と、「第8条」とあるのは「第8条及び平成18年改正条例附則第8項」と、「同条」とあるのは「これら」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

14 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2第2項第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の3	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（地域手当に関する経過措置）

15 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第10条の4の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において改正前の給与条例第10条の2の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第10条の4第1項の規定の適用については、同項中「第10条の2第1項」とあるのは「北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下「平成18年改正条例」という。）第1条の規定による改正前の第10条の2第1項」と、「同条第2項各号に定める割合をいう」とあるのは「第10条の2第2項各号に定める割合をいう」と、「地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい）」とあるのは「調整手当の支給割合（平成18年改正条例第1条の規定による改正前の第10条の2第2項各号に定める割合をいい）」と、「同条第1項」とあるのは「第10条の2第1項」とする。

（人事委員会規則への委任）

16 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

17 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年北海道条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則中第5項を第2項とし、第6項を第3項とする。

(北海道職員等の旅費に関する条例の一部改正)

18 北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号及び第14条第1項第2号イ中「11級」を「10級」に改める。

第29条第1号ア中「9級」を「7級」に改め、同号イ中「8級」を「6級」に改め、同条第4号中「9級」を「7級」に改める。

第30条第1号ア及びイ中「9級」を「7級」に、「8級」を「6級」に改め、同条第3号中「9級」を「7級」に改める。

第31条第1項第1号ア中「9級」を「7級」に、「8級又は7級」を「6級又は5級」に改め、同号イ中「8級」を「6級」に改め、同項第2号ア中「9級」を「7級」に、「8級又は7級」を「6級又は5級」に改め、同号イ中「8級」を「6級」に改める。

別表第1の1の表区分の欄中「9級」を「7級」に、「8級」を「6級」に改め、同表の2の表区分の欄中「9級」を「7級」に、「8級以下6級」を「6級以下4級」に、「5級」を「3級」に改める。

別表第2の1の表区分の欄中「9級」を「7級」に、「8級以下4級」を「6級以下3級」に、「3級」を「2級」に改め、同表の2の表区分の欄中「9級」を「7級」に、「8級以下6級」を「6級以下4級」に、「5級」を「3級」に改め、同表の3の表区分の欄中「11級」を「9级以上」に、「10級又は9級」を「8級又は7級」に、「8級」を「6級」に、「7級又は6級」を「5級又は4級」に、「5級又は4級」を「3級」に、「3級」を「2級」に、「2級以下」を「1級」に改める。

(北海道職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

19 前項の規定による改正後の北海道職員等の旅費に関する条例(以下この項において「新旅費条例」という。)の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。この場合において、施行日の前日において2級の職務にあった者に対する新旅費条例第14条第1項第1号ウ及び第30条第1号アの規定の適用については、その者が新旅費条例における1級の職務にある間は、新旅費条例第14条第1項第1号ウ中「下級」とあるのは「中級」と、新旅費条例第30条第1号ア中「最下級」とあるのは「7级以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級」とする。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

20 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

附則第35項中「北海道職員の給与に関する条例附則第16項」を「北海道職員の給与に関する条例附則第18項」に、「附則第3項」を「附則第4項」に、「附則第6項及び第7項」を「附則第8項及び第9項」に改める。

(北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

21 北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。

別表第1の表旅費額の欄中「11級」を「10級」に改める。

別表第2の表旅費額の欄中「11級」を「10級」に、「3級」を「2級」に、「8級以下4級」を「6級以下3級」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例の一部改正)

22 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

23 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委

員会規則で定めるところにより、号俸を調整することができる。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

24 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第19条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」を「第19条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」に改める。

（公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

25 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第6条中「、給料月額及び昇給期間」を「及び号俸」に改める。

第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

26 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第5条第2項から第4項まで」を「第5条第2項若しくは第3項」に改める。

第9条第2項中「職員並びに」を「職員及び」に改め、「、「同条」とあるのは「前条」と」を削り、「100分の140」とあるのは「100分の160」を「100分の140、」とあるのは「100分の160、」に改める。

（北海道職員等の修学部分休業に関する条例等の一部改正）

27 次に掲げる条例の規定中「対する調整手当」を「対する地域手当」に改める。

（1）北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）

第3条第1項

（2）北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）

第3条第1項

（自治紛争処理委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例等の一部改正）

28 次に掲げる条例の規定中「8級」を「6級」に改める。

（1）自治紛争処理委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例（昭和28年北海道条例第56号）第2条第2項

（2）精神保健指定医の報酬及び費用弁償条例（昭和25年北海道条例第79号）第4条

（3）酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定により知事から出頭を求め

られた者の費用弁償条例（昭和41年北海道条例第25号）第2条

（4）道議会の調査、審査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例（昭和23年北海道条例第33号）第2条第2項

（北海道選挙管理委員会の求めにより出頭した選挙人等の費用弁償に関する条例等の一部改正）

29 次に掲げる条例の規定中「3級」を「2級」に改める。

（1）北海道選挙管理委員会の求めにより出頭した選挙人等の費用弁償に関する条例（昭和33年北海道条例第62号）第2条第2項

（2）北海道国民健康保険審査会に出頭する関係人等の費用弁償条例（昭和35年北海道条例第20号）第2条第2項

（3）建築士法による参考人の費用支給条例（昭和27年北海道条例第62号）第2条第2項

（4）土地収用法に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例（昭和27年北海道条例第7号）第3条第2項

（5）北海道労働委員会から出頭を求められた者等の費用弁償条例（昭和27年北海道条例第105号）第2条

（6）北海道警察の機関の依頼又は要求に応じ公務の遂行を補助する証人等の費用弁償並びに警察官の採用が取り消された者の費用弁償に関する条例（昭和29年北海道条例第40号）第1条

（7）北海道公安委員会の意見の聴取等に出頭する者の費用弁償条例（昭和30年北海道条例第74号）第2条第2項

（8）北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償条例（昭和27年北海道条例第38号）第2条第2項

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

30 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第7項」を「附則第9項」に改める。

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
-------	-----	-----

行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級

附則別表第 2（附則第 3 項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	経過期間											
1	3 月未満				1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満				2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満				3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上				5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満		1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上12月未満		1	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上		1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満		1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	31	11	7	15	3	1	1	1	1

	9 月以上 12 月未満	1	32	12	8	16	4	1	1	1	1	1
	12 月以上	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
4	3 月未満	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	34	14	10	18	6	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	35	15	11	19	7	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	36	16	12	20	8	4	1	1	1	1
	12 月以上	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
5	3 月未満	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	38	18	14	22	10	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	39	19	15	23	11	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	1	40	20	16	24	12	8	4	1	1	1
	12 月以上	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
6	3 月未満	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	42	22	18	26	14	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	43	23	19	27	15	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	44	24	20	28	16	12	8	4	1	1
	12 月以上	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
7	3 月未満	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	46	26	22	30	18	14	10	6	2	2
	6 月以上 9 月未満	7	47	27	23	31	19	15	11	7	3	3
	9 月以上 12 月未満	8	48	28	24	32	20	16	12	8	4	4
	12 月以上	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
8	3 月未満	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5	5
	3 月以上 6 月未満	10	50	30	26	34	22	18	14	10	6	6
	6 月以上 9 月未満	11	51	31	27	35	23	19	15	11	7	7
	9 月以上 12 月未満	12	52	32	28	36	24	20	16	12	8	8
	12 月以上	13	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
9	3 月未満	13	53	33	29	37	25	21	17	13	9	9
	3 月以上 6 月未満	14	54	34	30	38	26	22	18	14	10	10
	6 月以上 9 月未満	15	55	35	31	39	27	23	19	15	11	11
	9 月以上 12 月未満	16	56	36	32	40	28	24	20	16	12	12

10	12月以上	17	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月未満	17	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	18	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	19	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	20	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	21	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	21	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	22	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	23	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	24	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	25	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月未満	25	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月以上6月未満	26	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	27	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	28	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	29	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月未満	29	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	29	70	50	46	54	42	38	34	30	26
13	6月以上9月未満	30	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	30	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	31	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	31	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	31	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	32	75	55	50	59	47	43	39	35	31
14	9月以上12月未満	32	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月未満	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	33	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	33	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	34	80	60	52	64	52	48	44	40	36
15	12月以上	34	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	34	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	34	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	35	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	35	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	35	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満	35	85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満	36	86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満	36	87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満	36	88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上	37	89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月未満	37	89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月以上6月未満	37	90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満	37	91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満	37	92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上	38	93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月未満	38	93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満	38	93	74	61	78	66	62	58		
19	6月以上9月未満	38	93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満	38	93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上	39	93	77	62	81	69	65	61		
	3月未満	39		77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満	39		78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満	39		79	63	83	71	67	63		
20	9月以上12月未満	39		80	63	84	72	68	64		
	12月以上	40		81	63	85	73	69	65		
	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
21	12月以上			85	65	89	77	73	69		
	3月未満			85	65	89	77	73			

22	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74				
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75				
	9 月以上12月未満			88	66	92	80	76				
	12月以上			89	67	93	81	77				
23	3 月未満			89	67	93	81	77				
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82	78				
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83	79				
	9 月以上12月未満			92	68	96	84	80				
	12月以上			93	69	97	85	81				
24	3 月未満			93	69	97	85	81				
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86	82				
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87	83				
	9 月以上12月未満			96	72	100	88	84				
	12月以上			97	73	101	89	85				
25	3 月未満			97	73	101		85				
	3 月以上 6 月未満			98	73	102		85				
	6 月以上 9 月未満			99	74	103		85				
	9 月以上12月未満			100	74	104		85				
	12月以上			101	75	105		85				
26	3 月未満			101	75	105		85				
	3 月以上 6 月未満			102	75	105		85				
	6 月以上 9 月未満			103	76	105		85				
	9 月以上12月未満			104	76	105		85				
	12月以上			105	77	105		85				
27	3 月未満			105	77							
	3 月以上 6 月未満			106	78							
	6 月以上 9 月未満			107	79							
	9 月以上12月未満			108	80							
	12月以上			109	81							
	3 月未満			109	81							
	3 月以上 6 月未満			110	82							

28	6 月以上 9 月未満			111	83							
	9 月以上12月未満			112	84							
	12月以上			113	85							
29	3 月未満			113								
	3 月以上 6 月未満			114								
	6 月以上 9 月未満			115								
	9 月以上12月未満			116								
	12月以上			117								
30	3 月未満			117								
	3 月以上 6 月未満			118								
	6 月以上 9 月未満			119								
	9 月以上12月未満			120								
	12月以上			121								
31	3 月未満			121								
	3 月以上 6 月未満			122								
	6 月以上 9 月未満			123								
	9 月以上12月未満			124								
	12月以上			125								
32	3 月未満			125								
	3 月以上 6 月未満			125								
	6 月以上 9 月未満			125								
	9 月以上12月未満			125								
	12月以上			125								

イ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3 月未満			1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1
	9 月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1

2	3 月未満	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	3	3	1	1
	9 月以上12月未満	1	4	4	1	1
	12月以上	1	5	5	1	1
3	3 月未満	1	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	1	7	7	3	1
	9 月以上12月未満	1	8	8	4	1
	12月以上	1	9	9	5	1
4	3 月未満	1	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	1	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	1	11	11	7	1
	9 月以上12月未満	1	12	12	8	1
	12月以上	1	13	13	9	1
5	3 月未満	1	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	1	14	14	10	2
	6 月以上 9 月未満	1	15	15	11	3
	9 月以上12月未満	1	16	16	12	4
	12月以上	1	17	17	13	5
6	3 月未満	1	17	17	13	5
	3 月以上 6 月未満	2	18	18	14	6
	6 月以上 9 月未満	3	19	19	15	7
	9 月以上12月未満	4	20	20	16	8
	12月以上	5	21	21	17	9
7	3 月未満	5	21	21	17	9
	3 月以上 6 月未満	6	22	22	18	10
	6 月以上 9 月未満	7	23	23	19	11
	9 月以上12月未満	8	24	24	20	12
	12月以上	9	25	25	21	13
	3 月未満	9	25	25	21	13

8	3 月以上 6 月未満	10	26	26	22	14
	6 月以上 9 月未満	11	27	27	23	15
	9 月以上12月未満	12	28	28	24	16
	12月以上	13	29	29	25	17
9	3 月未満	13	29	29	25	17
	3 月以上 6 月未満	14	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未満	15	31	31	27	19
	9 月以上12月未満	16	32	32	28	20
	12月以上	17	33	33	29	21
10	3 月未満	17	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未満	18	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未満	19	35	35	31	23
	9 月以上12月未満	20	36	36	32	24
	12月以上	21	37	37	33	25
11	3 月未満	21	37	37	33	25
	3 月以上 6 月未満	22	38	38	34	26
	6 月以上 9 月未満	23	39	39	35	27
	9 月以上12月未満	24	40	40	36	28
	12月以上	25	41	41	37	29
12	3 月未満	25	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未満	26	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未満	27	43	43	39	31
	9 月以上12月未満	28	44	44	40	32
	12月以上	29	45	45	41	33
13	3 月未満	29	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未満	30	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未満	31	47	47	43	35
	9 月以上12月未満	32	48	48	44	36
	12月以上	33	49	49	45	37
	3 月未満	33	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未満	34	50	50	46	38

14	6 月以上 9 月未満	35	51	51	47	39		9 月以上12月未満	60		76	72	64
	9 月以上12月未満	36	52	52	48	40		12月以上	61		77	73	65
	12月以上	37	53	53	49	41		3 月未満	61		77	73	65
15	3 月未満	37	53	53	49	41		3 月以上 6 月未満	62		78	74	66
	3 月以上 6 月未満	38	54	54	50	42		6 月以上 9 月未満	63		79	75	67
	6 月以上 9 月未満	39	55	55	51	43		9 月以上12月未満	64		80	76	68
	9 月以上12月未満	40	56	56	52	44		12月以上	65		81	77	69
	12月以上	41	57	57	53	45		3 月未満	65		81	77	69
								3 月以上 6 月未満	66		82	78	70
16	3 月未満	41	57	57	53	45		6 月以上 9 月未満	67		83	79	71
	3 月以上 6 月未満	42	58	58	54	46		9 月以上12月未満	68		84	80	72
	6 月以上 9 月未満	43	59	59	55	47		12月以上	69		85	81	73
	9 月以上12月未満	44	60	60	56	48		3 月未満	69		85	81	73
	12月以上	45	61	61	57	49		3 月以上 6 月未満	69		86	82	74
								6 月以上 9 月未満	69		87	83	75
17	3 月未満	45	61	61	57	49		9 月以上12月未満	69		88	84	76
	3 月以上 6 月未満	46	62	62	58	50		12月以上	69		89	85	77
	6 月以上 9 月未満	47	63	63	59	51		3 月未満			89	85	
	9 月以上12月未満	48	64	64	60	52		3 月以上 6 月未満			90	86	
	12月以上	49	65	65	61	53		6 月以上 9 月未満			91	87	
								9 月以上12月未満			92	88	
18	3 月未満	49	65	65	61	53		12月以上			93	89	
	3 月以上 6 月未満	50	66	66	62	54		3 月未満			93	89	
	6 月以上 9 月未満	51	67	67	63	55		3 月以上 6 月未満			94	90	
	9 月以上12月未満	52	68	68	64	56		6 月以上 9 月未満			95	91	
	12月以上	53	69	69	65	57		9 月以上12月未満			96	92	
								12月以上			97	93	
19	3 月未満	53	69	69	65	57		3 月未満			97		
	3 月以上 6 月未満	54	69	70	66	58		3 月以上 6 月未満			98		
	6 月以上 9 月未満	55	69	71	67	59		6 月以上 9 月未満			99		
	9 月以上12月未満	56	69	72	68	60		9 月以上12月未満			100		
	12月以上	57	69	73	69	61							
20	3 月未満	57		73	69	61							
	3 月以上 6 月未満	58		74	70	62							
	6 月以上 9 月未満	59		75	71	63							
21	9 月以上12月未満							3 月未満					
	12月以上							3 月以上 6 月未満					
	3 月未満							6 月以上 9 月未満					
	3 月以上 6 月未満							9 月以上12月未満					
	6 月以上 9 月未満							12月以上					
	9 月以上12月未満												
22	12月以上							3 月未満					
	3 月未満							3 月以上 6 月未満					
	3 月以上 6 月未満							6 月以上 9 月未満					
	6 月以上 9 月未満							9 月以上12月未満					
	9 月以上12月未満							12月以上					
	12月以上												
23	3 月未満							3 月未満					
	3 月以上 6 月未満							3 月以上 6 月未満					
	6 月以上 9 月未満							6 月以上 9 月未満					
	9 月以上12月未満							9 月以上12月未満					
	12月以上							12月以上					
24	3 月未満							3 月未満					
	3 月以上 6 月未満							3 月以上 6 月未満					
	6 月以上 9 月未満							6 月以上 9 月未満					
	9 月以上12月未満							9 月以上12月未満					
	12月以上							12月以上					
25	3 月未満							3 月未満					
	3 月以上 6 月未満							3 月以上 6 月未満					
	6 月以上 9 月未満							6 月以上 9 月未満					
	9 月以上12月未満							9 月以上12月未満					
	12月以上							12月以上					
26	3 月未満							3 月未満					
	3 月以上 6 月未満							3 月以上 6 月未満					
	6 月以上 9 月未満							6 月以上 9 月未満					
	9 月以上12月未満							9 月以上12月未満					

	12月以上			101		
27	3月未満			101		
	3月以上6月未満			102		
	6月以上9月未満			103		
	9月以上12月未満			104		
	12月以上			105		
28	3月未満			105		
	3月以上6月未満			106		
	6月以上9月未満			107		
	9月以上12月未満			108		
	12月以上			109		

ウ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1

4	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
6	12月以上	17	17	9	1
	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
7	12月以上	21	21	13	5
	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
8	12月以上	25	25	17	9
	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
9	12月以上	29	29	21	13
	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
10	12月以上	33	33	25	17
	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19

	9 月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3 月未満	37	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	39	39	31	23
	9 月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3 月未満	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	43	43	35	27
	9 月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3 月未満	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未満	47	47	39	31
	9 月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3 月未満	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未満	50	50	42	34
	6 月以上 9 月未満	51	51	43	35
	9 月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3 月未満	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未満	54	54	46	38
	6 月以上 9 月未満	55	55	47	39
	9 月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
16	3 月未満	57	57	49	41
	3 月以上 6 月未満	58	58	50	42
	6 月以上 9 月未満	59	59	51	43
	9 月以上12月未満	60	60	52	44

	12月以上	61	61	53	45
17	3 月未満	61	61	53	45
	3 月以上 6 月未満	62	62	54	46
	6 月以上 9 月未満	63	63	55	47
	9 月以上12月未満	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
18	3 月未満	65	65	57	49
	3 月以上 6 月未満	66	66	58	50
	6 月以上 9 月未満	67	67	59	51
	9 月以上12月未満	68	68	60	52
	12月以上	69	69	61	53
19	3 月未満	69	69	61	53
	3 月以上 6 月未満	70	70	62	54
	6 月以上 9 月未満	71	71	63	55
	9 月以上12月未満	72	72	64	56
	12月以上	73	73	65	57
20	3 月未満	73	73	65	57
	3 月以上 6 月未満	74	74	66	58
	6 月以上 9 月未満	75	75	67	59
	9 月以上12月未満	76	76	68	60
	12月以上	77	77	69	61
21	3 月未満	77	77	69	61
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	62
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	63
	9 月以上12月未満	80	80	72	64
	12月以上	81	81	73	65
22	3 月未満	81	81	73	65
	3 月以上 6 月未満	82	82	74	66
	6 月以上 9 月未満	83	83	75	67
	9 月以上12月未満	84	84	76	68
	12月以上	85	85	77	69

23	3 月未満	85	85	77	69
	3 月以上 6 月未満	86	86	78	70
	6 月以上 9 月未満	87	87	79	71
	9 月以上12月未満	88	88	80	72
	12月以上	89	89	81	73
24	3 月未満	89	89	81	
	3 月以上 6 月未満	90	90	82	
	6 月以上 9 月未満	91	91	83	
	9 月以上12月未満	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
25	3 月未満	93	93	85	
	3 月以上 6 月未満	94	94	86	
	6 月以上 9 月未満	95	95	87	
	9 月以上12月未満	96	96	88	
	12月以上	97	97	89	
26	3 月未満	97	97	89	
	3 月以上 6 月未満	98	98	90	
	6 月以上 9 月未満	99	99	91	
	9 月以上12月未満	100	100	92	
	12月以上	101	101	93	
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
	3 月未満	109			

29	3 月以上 6 月未満	110			
	6 月以上 9 月未満	111			
	9 月以上12月未満	112			
	12月以上	113			
	3 月未満	113			
30	3 月以上 6 月未満	114			
	6 月以上 9 月未満	115			
	9 月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
	3 月未満	117			
31	3 月以上 6 月未満	118			
	6 月以上 9 月未満	119			
	9 月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
	3 月未満	121			
32	3 月以上 6 月未満	122			
	6 月以上 9 月未満	123			
	9 月以上12月未満	124			
	12月以上	125			
	3 月未満	125			
33	3 月以上 6 月未満	126			
	6 月以上 9 月未満	127			
	9 月以上12月未満	128			
	12月以上	129			
	3 月未満	129			
34	3 月以上 6 月未満	129			
	6 月以上 9 月未満	129			
	9 月以上12月未満	129			
	12月以上	129			
	3 月未満	129			
特 1					特 1
特 2					特 2

特 3					特 3
-----	--	--	--	--	-----

エ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3 月未満			1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1
	12 月以上			1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1	1
	12 月以上	5	5	1	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	1	1
	12 月以上	9	9	5	1	1
4	3 月未満	9	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	1	1
	12 月以上	13	13	9	1	1
5	3 月未満	13	13	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	4	1
	12 月以上	17	17	13	5	1
	3 月未満	17	17	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	6	1

6	6 月以上 9 月未満	19	19	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	8	1
	12 月以上	21	21	17	9	1
7	3 月未満	21	21	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	24	24	20	12	4
	12 月以上	25	25	21	13	5
8	3 月未満	25	25	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15	7
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	16	8
	12 月以上	29	29	25	17	9
9	3 月未満	29	29	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19	11
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	20	12
	12 月以上	33	33	29	21	13
10	3 月未満	33	33	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23	15
	9 月以上 12 月未満	36	36	32	24	16
	12 月以上	37	37	33	25	17
11	3 月未満	37	37	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	27	19
	9 月以上 12 月未満	40	40	36	28	20
	12 月以上	41	41	37	29	21
12	3 月未満	41	41	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	31	23

		9 月以上12月未満	44	44	40	32	24
		12月以上	45	45	41	33	25
13		3 月未満	45	45	41	33	25
		3 月以上 6 月未満	46	46	42	34	26
		6 月以上 9 月未満	47	47	43	35	27
		9 月以上12月未満	48	48	44	36	28
		12月以上	49	49	45	37	29
14		3 月未満	49	49	45	37	29
		3 月以上 6 月未満	50	50	46	38	30
		6 月以上 9 月未満	51	51	47	39	31
		9 月以上12月未満	52	52	48	40	32
		12月以上	53	53	49	41	33
15		3 月未満	53	53	49	41	33
		3 月以上 6 月未満	54	54	50	42	34
		6 月以上 9 月未満	55	55	51	43	35
		9 月以上12月未満	56	56	52	44	36
		12月以上	57	57	53	45	37
16		3 月未満	57	57	53	45	37
		3 月以上 6 月未満	58	58	54	46	38
		6 月以上 9 月未満	59	59	55	47	39
		9 月以上12月未満	60	60	56	48	40
		12月以上	61	61	57	49	41
17		3 月未満	61	61	57	49	41
		3 月以上 6 月未満	62	62	58	50	42
		6 月以上 9 月未満	63	63	59	51	43
		9 月以上12月未満	64	64	60	52	44
		12月以上	65	65	61	53	45
18		3 月未満	65	65	61	53	45
		3 月以上 6 月未満	66	66	62	54	46
		6 月以上 9 月未満	67	67	63	55	47
		9 月以上12月未満	68	68	64	56	48

		12月以上	69	69	65	57	49
19		3 月未満	69	69	65	57	49
		3 月以上 6 月未満	70	70	66	58	50
		6 月以上 9 月未満	71	71	67	59	51
		9 月以上12月未満	72	72	68	60	52
		12月以上	73	73	69	61	53
20		3 月未満	73	73	69	61	53
		3 月以上 6 月未満	74	74	70	62	54
		6 月以上 9 月未満	75	75	71	63	55
		9 月以上12月未満	76	76	72	64	56
		12月以上	77	77	73	65	57
21		3 月未満	77	77	73	65	57
		3 月以上 6 月未満	78	78	74	66	58
		6 月以上 9 月未満	79	79	75	67	59
		9 月以上12月未満	80	80	76	68	60
		12月以上	81	81	77	69	61
22		3 月未満	81	81	77	69	61
		3 月以上 6 月未満	82	82	78	70	62
		6 月以上 9 月未満	83	83	79	71	63
		9 月以上12月未満	84	84	80	72	64
		12月以上	85	85	81	73	65
23		3 月未満	85	85	81	73	65
		3 月以上 6 月未満	86	86	82	74	66
		6 月以上 9 月未満	87	87	83	75	67
		9 月以上12月未満	88	88	84	76	68
		12月以上	89	89	85	77	69
24		3 月未満	89	89	85		
		3 月以上 6 月未満	90	90	86		
		6 月以上 9 月未満	91	91	87		
		9 月以上12月未満	92	92	88		
		12月以上	93	93	89		

25	3月未満	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	90		
	6月以上9月未満	95	95	91		
	9月以上12月未満	96	96	92		
	12月以上	97	97	93		
26	3月未満	97	97			
	3月以上6月未満	98	98			
	6月以上9月未満	99	99			
	9月以上12月未満	100	100			
	12月以上	101	101			
27	3月未満	101	101			
	3月以上6月未満	102	102			
	6月以上9月未満	103	103			
	9月以上12月未満	104	104			
	12月以上	105	105			
28	3月未満	105	105			
	3月以上6月未満	106	106			
	6月以上9月未満	107	107			
	9月以上12月未満	108	108			
	12月以上	109	109			
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	109			
	6月以上9月未満	111	109			
	9月以上12月未満	112	109			
	12月以上	113	109			
30	3月未満	113				
	3月以上6月未満	114				
	6月以上9月未満	115				
	9月以上12月未満	116				
	12月以上	117				
	3月未満	117				

31	3月以上6月未満	118				
	6月以上9月未満	119				
	9月以上12月未満	120				
	12月以上	121				
32	3月未満	121				
	3月以上6月未満	121				
	6月以上9月未満	121				
	9月以上12月未満	121				
	12月以上	121				

オ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	4	1	1
	12月以上	9	5	1	1
4	3月未満	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	6	1	1
	6月以上9月未満	11	7	1	1
	9月以上12月未満	12	8	1	1

5	12月以上	13	9	1	1
	3月未満	13	9	1	1
	3月以上6月未満	14	10	2	1
	6月以上9月未満	15	11	3	1
	9月以上12月未満	16	12	4	1
	12月以上	17	13	5	1
6	3月未満	17	13	5	1
	3月以上6月未満	18	14	6	1
	6月以上9月未満	19	15	7	1
	9月以上12月未満	20	16	8	1
	12月以上	21	17	9	1
7	3月未満	21	17	9	1
	3月以上6月未満	22	18	10	2
	6月以上9月未満	23	19	11	3
	9月以上12月未満	24	20	12	4
	12月以上	25	21	13	5
8	3月未満	25	21	13	5
	3月以上6月未満	26	22	14	6
	6月以上9月未満	27	23	15	7
	9月以上12月未満	28	24	16	8
	12月以上	29	25	17	9
9	3月未満	29	25	17	9
	3月以上6月未満	30	26	18	10
	6月以上9月未満	31	27	19	11
	9月以上12月未満	32	28	20	12
	12月以上	33	29	21	13
10	3月未満	33	29	21	13
	3月以上6月未満	34	30	22	14
	6月以上9月未満	35	31	23	15
	9月以上12月未満	36	32	24	16
	12月以上	37	33	25	17
11	3月未満	37	33	25	17
	3月以上6月未満	38	34	26	18
	6月以上9月未満	39	35	27	19
	9月以上12月未満	40	36	28	20
	12月以上	41	37	29	21
12	3月未満	41	37	29	21
	3月以上6月未満	42	38	30	22
	6月以上9月未満	43	39	31	23
	9月以上12月未満	44	40	32	24
	12月以上	45	41	33	25
13	3月未満	45	41	33	25
	3月以上6月未満	46	42	34	26
	6月以上9月未満	47	43	35	27
	9月以上12月未満	48	44	36	28
	12月以上	49	45	37	29
14	3月未満	49	45	37	29
	3月以上6月未満	50	46	38	30
	6月以上9月未満	51	47	39	31
	9月以上12月未満	52	48	40	32
	12月以上	53	49	41	33
15	3月未満	53	49	41	33
	3月以上6月未満	54	50	42	34
	6月以上9月未満	55	51	43	35
	9月以上12月未満	56	52	44	36
	12月以上	57	53	45	37
16	3月未満	57	53	45	37
	3月以上6月未満	58	54	46	38
	6月以上9月未満	59	55	47	39
	9月以上12月未満	60	56	48	40
	12月以上	61	57	49	41
	3月未満	61	57	49	41

17	3月以上6月未満	62	58	50	42
	6月以上9月未満	63	59	51	43
	9月以上12月未満	64	60	52	44
	12月以上	65	61	53	45
18	3月未満	65	61	53	45
	3月以上6月未満	65	62	54	46
	6月以上9月未満	65	63	55	47
	9月以上12月未満	65	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月未満		65	57	49
	3月以上6月未満		66	58	50
	6月以上9月未満		67	59	51
	9月以上12月未満		68	60	52
	12月以上		69	61	53
20	3月未満		69	61	53
	3月以上6月未満		70	62	54
	6月以上9月未満		71	63	55
	9月以上12月未満		72	64	56
	12月以上		73	65	57
21	3月未満		73	65	
	3月以上6月未満		74	66	
	6月以上9月未満		75	67	
	9月以上12月未満		76	68	
	12月以上		77	69	
22	3月未満		77	69	
	3月以上6月未満		78	70	
	6月以上9月未満		79	71	
	9月以上12月未満		80	72	
	12月以上		81	73	
	3月未満		81	73	
	3月以上6月未満		82	74	

23	6月以上9月未満		83	75	
	9月以上12月未満		84	76	
	12月以上		85	77	
24	3月未満		85	77	
	3月以上6月未満		85	78	
	6月以上9月未満		85	79	
	9月以上12月未満		85	80	
	12月以上		85	81	

カ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1

5	3月未満	13	13	13	9	5	1	1	11	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2	1		6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1		9月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1		12月以上	41	41	41	37	33	29	25
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1									
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1	12	3月未満	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2		3月以上6月未満	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3		6月以上9月未満	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4		9月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5		12月以上	45	45	45	41	37	33	29
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5	13	3月未満	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6		3月以上6月未満	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7		6月以上9月未満	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8		9月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9		12月以上	49	49	49	45	41	37	33
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9	14	3月未満	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10		3月以上6月未満	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11		6月以上9月未満	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12		9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13		12月以上	53	53	53	49	45	41	37
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13	15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14		3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15		6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16		9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17		12月以上	57	57	57	53	49	45	41
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17	16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18		3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19		6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20		9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21		12月以上	61	61	61	57	53	49	45
	3月未満	37	37	37	33	29	25	21		3月未満	61	61	61	57	53	49	45
										3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46

17	6 月以上 9 月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9 月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3 月未満	65	65	65	61	57	53	
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	62	58	54	
	6 月以上 9 月未満	67	67	67	63	59	55	
	9 月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
19	3 月未満	69	69	69	65	61	57	
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	66	62	58	
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	67	63	59	
	9 月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	
	12月以上	73	73	73	69	65	61	
20	3 月未満	73	73	73	69	65	61	
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	70	66	62	
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	71	67	63	
	9 月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3 月未満	77	77	77	73	69		
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70		
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71		
	9 月以上12月未満	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
22	3 月未満	81	81	81	77	73		
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	78	74		
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	79	75		
	9 月以上12月未満	84	84	84	80	76		
	12月以上	85	85	85	81	77		
23	3 月未満	85	85	85	81	77		
	3 月以上 6 月未満	85	86	86	82	78		
	6 月以上 9 月未満	85	87	87	83	79		

	9 月以上12月未満	85	88	88	84	80		
	12月以上	85	89	89	85	81		
24	3 月未満		89	89	85	81		
	3 月以上 6 月未満		90	90	86	82		
	6 月以上 9 月未満		91	91	87	83		
	9 月以上12月未満		92	92	88	84		
	12月以上		93	93	89	85		
25	3 月未満		93	93	89			
	3 月以上 6 月未満		94	94	90			
	6 月以上 9 月未満		95	95	91			
	9 月以上12月未満		96	96	92			
	12月以上		97	97	93			
26	3 月未満		97	97	93			
	3 月以上 6 月未満		98	98	94			
	6 月以上 9 月未満		99	99	95			
	9 月以上12月未満		100	100	96			
	12月以上		101	101	97			
27	3 月未満		101	101	97			
	3 月以上 6 月未満		102	102	97			
	6 月以上 9 月未満		103	103	97			
	9 月以上12月未満		104	104	97			
	12月以上		105	105	97			
28	3 月未満		105	105				
	3 月以上 6 月未満		105	106				
	6 月以上 9 月未満		105	107				
	9 月以上12月未満		105	108				
	12月以上		105	109				
29	3 月未満			109				
	3 月以上 6 月未満			110				
	6 月以上 9 月未満			111				
	9 月以上12月未満			112				

	12月以上			113				
30	3月未満			113				
	3月以上6月未満			113				
	6月以上9月未満			113				
	9月以上12月未満			113				
	12月以上			113				

キ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満				1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	1	1	1	1
	12月以上				1	1	1	1	1
2	3月未満		1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	1	1	1	1
	12月以上		5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満		5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	4	1	1	1
	12月以上		9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満		9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		12	12	12	8	4	1	1
	12月以上		13	13	13	9	5	1	1
	3月未満		13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		14	14	14	10	6	2	1

5	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未満	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未満	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未満	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未満	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31	27	23

		9 月以上12月未満	40	40	40	36	32	28	24
		12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12		3 月未満	41	41	41	37	33	29	25
		3 月以上 6 月未満	42	42	42	38	34	30	26
		6 月以上 9 月未満	43	43	43	39	35	31	27
		9 月以上12月未満	44	44	44	40	36	32	28
		12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13		3 月未満	45	45	45	41	37	33	29
		3 月以上 6 月未満	46	46	46	42	38	34	30
		6 月以上 9 月未満	47	47	47	43	39	35	31
		9 月以上12月未満	48	48	48	44	40	36	32
		12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14		3 月未満	49	49	49	45	41	37	33
		3 月以上 6 月未満	50	50	50	46	42	38	34
		6 月以上 9 月未満	51	51	51	47	43	39	35
		9 月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
		12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15		3 月未満	53	53	53	49	45	41	37
		3 月以上 6 月未満	54	54	54	50	46	42	38
		6 月以上 9 月未満	55	55	55	51	47	43	39
		9 月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
		12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16		3 月未満	57	57	57	53	49	45	41
		3 月以上 6 月未満	58	58	58	54	50	46	42
		6 月以上 9 月未満	59	59	59	55	51	47	43
		9 月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
		12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17		3 月未満	61	61	61	57	53	49	45
		3 月以上 6 月未満	62	62	62	58	54	50	46
		6 月以上 9 月未満	63	63	63	59	55	51	47
		9 月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
		12月以上							
18		12月以上	65	65	65	61	57	53	49
		3 月未満	65	65	65	61	57	53	49
		3 月以上 6 月未満	66	66	66	62	58	54	50
		6 月以上 9 月未満	67	67	67	63	59	55	51
		9 月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
		12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19		3 月未満	69	69	69	65	61	57	53
		3 月以上 6 月未満	70	70	70	66	62	58	53
		6 月以上 9 月未満	71	71	71	67	63	59	53
		9 月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	53
		12月以上	73	73	73	69	65	61	53
20		3 月未満	73	73	73	69	65	61	
		3 月以上 6 月未満	74	74	74	70	66	62	
		6 月以上 9 月未満	75	75	75	71	67	63	
		9 月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
		12月以上	77	77	77	73	69	65	
21		3 月未満	77	77	77	73	69	65	
		3 月以上 6 月未満	78	78	78	74	70	66	
		6 月以上 9 月未満	79	79	79	75	71	67	
		9 月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
		12月以上	81	81	81	77	73	69	
22		3 月未満	81	81	81	77	73	69	
		3 月以上 6 月未満	82	82	82	78	74	70	
		6 月以上 9 月未満	83	83	83	79	75	71	
		9 月以上12月未満	84	84	84	80	76	72	
		12月以上	85	85	85	81	77	73	
23		3 月未満	85	85	85	81	77		
		3 月以上 6 月未満	86	86	86	82	78		
		6 月以上 9 月未満	87	87	87	83	79		
		9 月以上12月未満	88	88	88	84	80		
		12月以上	89	89	89	85	81		

24	3 月未満	89	89	89	85	81			30	3 月以上 6 月未満	114	114	114				
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	86	82				6 月以上 9 月未満	115	115	115				
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	87	83				9 月以上12月未満	116	116	116				
	9 月以上12月未満	92	92	92	88	84				12月以上	117	117	117				
	12月以上	93	93	93	89	85											
25	3 月未満	93	93	93	89	85			31	3 月未満	117	117	117				
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	90	86				3 月以上 6 月未満	118	118	117				
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	91	87				6 月以上 9 月未満	119	119	117				
	9 月以上12月未満	96	96	96	92	88				9 月以上12月未満	120	120	117				
	12月以上	97	97	97	93	89				12月以上	121	121	117				
26	3 月未満	97	97	97	93				32	3 月未満	121	121					
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	94					3 月以上 6 月未満	122	122					
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	95					6 月以上 9 月未満	123	123					
	9 月以上12月未満	100	100	100	96					9 月以上12月未満	124	124					
	12月以上	101	101	101	97					12月以上	125	125					
27	3 月未満	101	101	101	97				33	3 月未満	125	125					
	3 月以上 6 月未満	102	102	102	98					3 月以上 6 月未満	126	126					
	6 月以上 9 月未満	103	103	103	99					6 月以上 9 月未満	127	127					
	9 月以上12月未満	104	104	104	100					9 月以上12月未満	128	128					
	12月以上	105	105	105	101					12月以上	129	129					
28	3 月未満	105	105	105	101				34	3 月未満	129	129					
	3 月以上 6 月未満	106	106	106	102					3 月以上 6 月未満	130	130					
	6 月以上 9 月未満	107	107	107	103					6 月以上 9 月未満	131	131					
	9 月以上12月未満	108	108	108	104					9 月以上12月未満	132	132					
	12月以上	109	109	109	105					12月以上	133	133					
29	3 月未満	109	109	109					35	3 月未満	133	133					
	3 月以上 6 月未満	110	110	110						3 月以上 6 月未満	134	134					
	6 月以上 9 月未満	111	111	111						6 月以上 9 月未満	135	135					
	9 月以上12月未満	112	112	112						9 月以上12月未満	136	136					
	12月以上	113	113	113						12月以上	137	137					
	3 月未満	113	113	113						3 月未満	137	137					
										3 月以上 6 月未満	138	138					

36	6 月以上 9 月未満	139	139					
	9 月以上12月未満	140	140					
	12月以上	141	141					
37	3 月未満	141	141					
	3 月以上 6 月未満	142	142					
	6 月以上 9 月未満	143	143					
	9 月以上12月未満	144	144					
	12月以上	145	145					
38	3 月未満	145	145					
	3 月以上 6 月未満	146	145					
	6 月以上 9 月未満	147	145					
	9 月以上12月未満	148	145					
	12月以上	149	145					
39	3 月未満	149						
	3 月以上 6 月未満	150						
	6 月以上 9 月未満	151						
	9 月以上12月未満	152						
	12月以上	153						
40	3 月未満	153						
	3 月以上 6 月未満	154						
	6 月以上 9 月未満	155						
	9 月以上12月未満	156						
	12月以上	157						
41	3 月未満	157						
	3 月以上 6 月未満	157						
	6 月以上 9 月未満	157						
	9 月以上12月未満	157						
	12月以上	157						

附則別表第 3（附則第 4 項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級

である職員の号俸の切替表
旧級が行政職給料表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新 級	9 級	10 級
	経過期間		
1	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1

6	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1
	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3

	9 月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3 月未満	33	13
	3 月以上 6 月未満	34	13
	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「25年以上勤続した者の退職又は負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）若しくは」を「11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は疾病（以下「傷病」という。）による退職及び」に、「及び」を「並びに」に、「退職又は死亡」を「退職及び死亡」に改める。

第 2 条の 2 中「から第 5 条まで」を「及び第 6 条の 5」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2章中第3条の前に次の1条を加える。

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条」に、「の額」を「の基本額」に、「にその」を「に、その」に、「定める」を「掲げる」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「のうち」の次に「、傷病(地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病に限る。次条第2項及び第5条において同じ。)又は死亡によらず、」を加え、「の額」を「の基本額」に、「は、同項」を「は、前項」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年」を「11年」に改め、「限る。）」又は」の次に「25年未満の期間勤続し、」を加え、「の額」を「の基本額」に改め、「給料月額」の次に「(以下「退職日給料月額」という。))」を加え、「定める」を「掲げる」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をい

う。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

第5条の見出し中「退職手当」の次に「の基本額」を加え、同条第1項中「受けて退職した者」の次に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「基本額は、退職日給料月額」に、「定める」を「掲げる」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。))」を削り、「者(前項)」を「もの(同項)」に、「額」を「基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3を第5条の4とする。

第5条の2の見出し中「退職手当」の次に「の基本額」を加え、同条中「前条第1項の規定に該当する」を「第5条第1項に規定する」に、「を除く」を「及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く」に、「同項の」を「同項及び前条第1項の」に、「同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項	及び特定減額前給料	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前

第1号	月額	給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例又は人事委員会規則が制定された場合において、当該条例又は人事委員会規則による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日ま

での勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第7条の4第5項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第7条第5項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第7条第5項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第7条第5項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

- 及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第7条第5項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第7条第5項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第7条第5項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第7条第5項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第7条第6項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第7条の4第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第7条の4第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第7条の4第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第7条の4第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第7条の4第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第7条の4第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

- (17) 第7条の4第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (18) 第7条の4第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして知事が定める在職期間
- 第6条の見出し中「退職手当」の次に「の基本額」を加え、同条中「第5条の2」を「第5条」に、「の額」を「の基本額」に、「、職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

（退職手当の調整額）

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条の規定によ

る休職、法第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち知事が定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 7万9,200円
- (2) 第2号区分 6万2,500円
- (3) 第3号区分 5万4,150円
- (4) 第4号区分 5万円
- (5) 第5号区分 4万5,850円
- (6) 第6号区分 4万1,700円
- (7) 第7号区分 3万3,350円
- (8) 第8号区分 2万5,000円
- (9) 第9号区分 2万850円
- (10) 第10号区分 1万6,700円
- (11) 第11号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、知事が定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、知事が定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）

第1項第1号から第9号まで又は第11号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第10号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額

- (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、知事が定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」とは、給与条例の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員については給与条例に規定する給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいい、その他の職員についてはこの基本給月額に準じて任命権者が定める額をいう。

第7条第4項中「法第27条の規定による休職、法第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、法第29条の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定による休業その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）」を「休職月等」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第7項中「前6項」を「前各項」に、「第4条」を「第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当

の基本額」に改め、同条第8項中「第5条第3項又は第10条の規定による」を「前条又は第10条の規定により」に改め、同条第9項中「による」を「により」に、「前8項」を「前各項」に、「端数を、」を「端数は」に改める。

第8条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- (1) 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの
(2) その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で知事が定めるもの

第12条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第12条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第12条の2第1項及び第6項並びに第12条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

第14条中「人事委員会規則で」を「任命権者が」に改め、同条ただし書中「規則」を「定め」に改める。

附則第4項中「前4項」を「前各項」に改める。

附則第18項中「第3条から第5条までの規定による」を「一般の」に、「、第3条から第5条の2まで、第6条」を「、第2条の3から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで」に改め、同項第1号中「第3条から第5条の2まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

附則第20項中「第3条から第5条までの規定による」を「一般の」に改める。

附則第31項中「の額」を「の基本額」に、「第4条から第5条の2」を「第3条から第5条の3」に改める。

附則第32項中「第4条」を「第3条第1項」に、「の額」を「の基本額」に改める。

附則第33項中「の額」を「の基本額」に改める。

附則第38項中「の額」を「の基本額」に改め、「、第3条第1項」を削り、「及

び第5条の2」を「第5条の2及び第5条の3」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合は、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」として、同項を「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合は、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、第5条の2第1項第1号中「及び特定減額前給料月額」とあるのは「並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合は、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額」と、同項第2号中「退職日給料月額に、」とあるのは「退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数（当該年数が10年を超える場合は、10年）1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額に、」と、同号イ中「前号に掲げる額」とあるのは「その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額」として、第5条第1項又は第5条の2第1項に改める。

附則に次の1項を加える。

- 39 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の減額改定で知事が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例又は人事委員会規則の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する給与条例の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして知事の定めるものについては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における北海道職員等の退職手当に関する条例附則第35項の規定による給料月額を基礎として、この条例による改正前の北海道職員等の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第6条まで及び附則第31項から第33項まで、附則第9項の規定による改正前の北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例第66号。以下この項及び附則第4項において「条例第66号」という。）附則第6項、附則第10項の規定による改正前の北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年北海道条例第3号。以下この項及び附則第4項において「条例第3号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第11項の規定による改正前の北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第79号。以下この項及び附則第4項において「条例第79号」という。）附則第4項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第31項から第33項まで及び第38項、附則第6項、附則第7項、附則第9項の規定による改正後の条例第66号附則第6項、附則第10項の規定による改正後の条例第3号附則第3項から第6項まで並びに附則第11項の規定による改正後の条例第79号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 3 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第7条の4第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規

定する期間が新条例第 7 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として知事が定める額」とする。

4 職員が施行日以後平成21年 3 月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者の施行日の前日における北海道職員等の退職手当に関する条例附則第35項の規定による給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第 3 条から第 6 条まで並びに附則第31項から第33項まで及び第38項、附則第 9 項の規定による改正前の条例第66号附則第 6 項、附則第10項の規定による改正前の条例第 3 号附則第 3 項から第 6 項まで並びに附則第11項の規定による改正前の条例第79号附則第 4 項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新条例第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の100分の 5 に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年 3 月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70 に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年 4 月 1 日以後平成21年 3 月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない

額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第 6 条の 4 の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30 に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

5 附則第 3 項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「による給料月額」とあるのは、「による給料月額に相当する額として知事が定める額」とする。

6 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第 5 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第 12 号）の施行の日以後の期間に限る。）」とする。

7 新条例第 6 条の 4 の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 1 項	その者の基礎在職期間（	平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎在職期間（
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間

8 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例（昭和37年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「第 3 条から第 5 条の 2 まで及び第 6 条」を「第 2 条の 3 から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 5 まで」に改め、同項第 3 号中「第 6 条の規定に該当する」を「第 6 条又は第 6 条の 2 の規定に該当する」に、「第 6 条の規定により計算した」を「第 2 条の 3、第 3 条、第 5 条から第 5 条の 3 まで及び第 6 条から第 6 条の 4 までの規定により計算した」に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 10 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和48年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「に新条例」の次に「第3条（傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分に限る。）」を加え、「（その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「の額」を「の基本額」に、「第4条から第5条の2」を「第3条から第5条の3」に改める。

附則第4項中「第4条（）」を「第3条第1項（）」に、「の額」を「の基本額」に、「第4条及び」を「第3条第1項及び第5条の2並びに」に改める。

附則第5項中「の額」を「の基本額」に、「及び第5条の2並びに」を「から第5条の3まで及び」に改める。

附則第6項中「第4条から第5条の2まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 11 北海道職員等の退職手当に関する条例等（平成15年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「新条例第4条」を「北海道職員等の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「同条」を「同項」に、「新条例第5条」を「同条例第5条」に、「新条例附則第31項」を「同条例附則第31項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

- 12 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

- 2 一般の派遣職員に関する北海道職員等の退職手当に関する条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 13 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第7条第4項」を「第6条の4第1項及び第7条第4項」に、「同項」を「同条例第6条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての北海道職員等の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

（公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

- 14 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第1項及び第7条第4項」を「第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項」に、「第5条第2項及び第7条第4項」を「第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

第17条中「第5条第1項及び第7条第4項」を「第4条第2項、第5条第1項及び第6条の4第1項」に、「第5条第2項及び第7条第4項」を「第4条第2項、第5条第2項及び第6条の4第1項」に改める。

（北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

- 15 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「前6項」を「前各項」に、「前8項」を「前各項」に改める。

北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道職員の特種勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の5」を「第12条の6」に、「第25条の3」を「第25条の2」に、「第29条の3」を「第29条の2」に、「第29条の4」を「第29条の3」に改める。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同条に次の1号を加える。

(13) 山上作業手当

第6条中「500円」を「550円」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第12条の2第2項第2号中「450円」を「560円」に改める。

第12条の3を次のように改める。

第12条の3 削除

第12条の4中「業務」の次に「（人事委員会規則で定めるものに限る。）」を加える。

第12条の5第2項中「業務の」を「業務その他人事委員会規則で定める業務の」に改める。

第2章中第12条の5の次に次の1条を加える。

（山上作業手当）

第12条の6 山上作業手当は、地質研究所に勤務する職員が勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として人事委員会規則で定めるものにおいて、火山現象に関する現地観測の作業に従事したときに、その従事した日1日につき410円を支給する。

第14条第2項中「その職員の受ける給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に相当する」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項第1号中「100分の10」を「3万4,000円」に、「100分の12」を「4万1,000円」に改め、同項第2号中「100分の12」を「4万1,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2

項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「3万4,000円」とあるのは「3万4,000円に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と、「4万1,000円」とあるのは「4万1,000円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第2号中「4万1,000円」とあるのは「4万1,000円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

第14条の3第2項中「その職員の受ける給料月額の100分の10に相当する額」を「1月につき3万3,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3万3,000円」とあるのは「3万3,000円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

第14条の4第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「再任用短時間勤務職員」に、「北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号。以下「勤務時間等条例」という。）」を「勤務時間等条例」に改める。

第14条の5第2項中「その職員の受ける給料月額に」及び「割合を乗じて得た額に相当する」を削り、同項第1号中「100分の10」を「4万円」に、「100分の7」を「2万5,000円」に改め、同項第2号中「100分の9」を「3万3,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「4万円」とあるのは「4万円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と、「2万5,000円」とあるのは「2万5,000円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定す

る勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」と、同項第2号中「3万3,000円」とあるのは「3万3,000円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

第15条中「漁業実習」を「実習」に、「漁ろう実習」を「乗船実習」に、「期間1月ごとに、実習船のその月における実習収入の10分の1を超えない範囲内で人事委員会が」を「日1日につき700円を超えない範囲内において人事委員会規則で」に改める。

第16条第8号を削る。

第17条第1項中「酪農畜産課」を「畜産振興課」に改める。

第20条第1項に次の1号を加える。

(4) 保健福祉事務所に勤務する保健師である職員が、外勤又は出張を命ぜられ、結核患者又は精神障害者若しくはその疑いのある者に直接接する業務に従事したとき。

第20条第2項第1号中「第1号」の次に「及び第4号」を加える。

第23条中「放射作業」を「照射作業」に、「に、従事した日1日につき230円を」を「(人事委員会規則で定める場合に限る。)に」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の手当は、月額とし、同項に規定する場合に該当することとなった月1月につき7,000円とする。

第25条第1項中「(歯科医師を含む。)又は札幌医科大学に勤務する教員(学科目を担当する者を除く。)である職員」を「又は歯科医師である職員(任命権者が定める者に限る。)」に改め、同条第2項中「13万円」を「10万5,000円」に改める。

第25条の3を削る。

第26条第4号を削る。

第27条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の手当は、月額とし、1月につき1万6,900円とする。

3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「1万6,900円」とあるのは「1万6,900円に勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

第27条第4項を削る。

第29条第4項を削る。

第29条の3を削り、第6章中第29条の4を第29条の3とする。

第30条の2第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号から第12号までを削り、同条第2項中「医学研究調査手当」を「放射線作業手当、医学研究調査手当」に改める。

附則第2項中「45万円」を「43万5,000円」に、「70万円」を「68万5,000円」に改める。

附則第6項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(医学研究調査手当に関する経過措置)

2 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間における北海道職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「条例」という。)第25条第2項の規定の適用については、同項中「10万5,000円」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	12万円
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	11万5,000円
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	11万円

3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における条例附則第2項の規定の適用については、同項中「同条第2項」とあるのは「北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第13号)附則第2項の規定により読み替えられた同条第2項」と、「43万5,000円」とあるのは「44万円」と、「68万5,000円」とあるのは「69万円」とする。

4 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において、この条例による改正前の条例第25条第1項に規定する職員(この条例による改正後の条例第25条第1項に規定する職員を除く。)が医療又は保健衛生の向上に関する研究、調査、企画又は立案に従事したときは、附則第2項の表の左欄に掲げる期間の

区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を超えない範囲内において任命権者が定める額の医学研究調査手当を支給する。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第9項中「第14条の4第3項」を「第14条第3項、第14条の3第3項、第14条の4第3項、第14条の5第3項」に改める。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「9,108人」を「8,935人」に、「2,099人」を「2,052人」に改め、同条第9号中「2,719人」を「2,717人」に、「1,488人」を「1,470人」に改め、同条第11号中「3万1,862人」を「3万1,622人」に、「2,495人」を「2,387人」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道知事政策部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道知事政策部手数料条例の一部を改正する条例

北海道知事政策部手数料条例（平成16年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同表5の項中「第9条第1項ただし書」を「第10条第1項ただし書」に改め、同表中6の項を削り、

7の項を6の項とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第55号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第10条第1項の規定に基づく一般旅券の再発給に係る手数料については、なお従前の例による。

北海道立野幌森林公園駐車場条例及び北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

北海道立野幌森林公園駐車場条例及び北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の一部を改正する条例

(北海道立野幌森林公園駐車場条例の一部改正)

第1条 北海道立野幌森林公園駐車場条例（昭和46年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

(北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の一部改正)

第2条 北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例（平成13年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第9条」に、「危険動物の飼養（第11条―第24条）」を「特定動物の飼養（第10条―第12条）」に、「第25条―第27条」を「第13条―第15条」に、「第28条・第29条」を「第16条・第17条」に、「第30条―第32条」を「第18条―第20条」に、「第33条―第36条」を「第21条―第23条」に、「第37条―第41条」を「第24条―第28条」に改める。

第2条第1号中「第27条第4項各号」を「第44条第4項各号」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 特定動物 法第26条第1項に規定する特定動物をいう。

第6条第1項第8号中「氏名及び連絡先を記載した首輪の装着等当該動物の飼い主」を「法第7条第3項に規定する動物が自己の所有に係るもの」に改める。

第9条を削る。

第10条の見出し中「設置」を「責務」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「動物取扱責任者」を「法第22条第1項の動物取扱責任者」に改め、同項を同条とし、同条を第9条とする。

「第2節 危険動物の飼養」を「第2節 特定動物の飼養」に改める。

第11条から第21条までを削る。

第22条中「危険動物」を「特定動物」に改め、同条第1号中「本能」を「特定動物の種類、数、本能」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第2章第2節中同条を第10条とする。

第23条中「危険動物」を「特定動物」に改め、同条を第11条とする。

第24条中「危険動物」を「特定動物」に改め、同条を第12条とする。

第2章第3節中第25条を第13条とし、第26条を第14条とし、第27条を第15条とする。

第28条第1項を次のように改める。

知事は、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な限度において、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該特定動物に係る飼養の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずること

ができる。

(1) 第10条の規定に違反している者

(2) 第12条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 次条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第2章第4節中第28条を第16条とし、第29条を第17条とする。

第30条第1項及び第2項中「第18条第1項」を「第35条第1項」に改め、第3章中同条を第18条とし、第31条を第19条とする。

第32条中「第19条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第20条とする。

第33条第1項中「第13条第1項」を「第24条第1項及び法第33条第1項」に、「第29条第1項」を「第17条第1項」に改め、第4章中同条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（北海道環境審議会の意見の聴取）

第22条 知事は、第2条第3号の規定に基づき特定移入動物となるべき動物を規則で定めようとするときは、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。

第34条及び第35条を削り、第36条を第23条とする。

第37条を次のように改める。

第37条 第16条第1項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第5章中第37条を第24条とする。

第38条第1号を削り、同条第2号中「第17条、第18条第1項前段又は第24条」を「第12条」に改め、同条を同条第1号とし、同条第3号中「第28条第5項」を「第16条第5項」に改め、同条を同条第2号とし、同条第4号中「第29条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を同条第3号とし、同条を第25条とする。

第39条第1号中「第23条」を「第11条」に改め、同条第2号中「第25条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第26条とする。

第40条中「第26条前段」を「第14条前段」に改め、同条を第27条とする。

第41条中「第37条」を「第24条」に改め、同条を第28条とする。

別表を削る。

附 則

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第18号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の 1 条を加える。

（情報通信の技術を利用する方法による書面の保存等）

第20条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第 3 条第 1 項の主務省令で定める保存、同法第 4 条第 1 項の主務省令で定める作成及び同法第 5 条第 1 項の主務省令で定める縦覧等は、それぞれ法第44条の 3 に規定する備置き、作成及び閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定に基づき、電磁的記録による保存、作成又は縦覧等を行う場合は、規則で定めるところにより行わなければならない。

附 則

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第 5 号）の一部を次のよう

に改正する。

別表32の項の次に次のように加える。

32の 2 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第 1 項の規定に基づく動物取扱業者の登録の申請に対する審査	動物取扱業者登録申請手数料	13,800円	登録申請のとき
32の 3 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第 1 項の規定に基づく動物取扱業者の登録の更新の申請に対する審査	動物取扱業者登録更新申請手数料	7,450円	登録更新申請のとき
32の 4 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第 1 号）第 2 条第 6 項の規定に基づく登録証の再交付	動物取扱業者登録証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
32の 5 動物の愛護及び管理に関する法律第22条第 3 項の規定に基づく動物取扱責任者研修	動物取扱責任者研修手数料	1,250円	受講申込みのとき
32の 6 動物の愛護及び管理に関する法律（以下この項において「法」という。）第26条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	特定動物飼養等許可申請手数料	ア 動物の運搬の用に供し、若しくは屋外から隔離することができる室内に常置する水槽又はこれに類する施設であって、縦、横及び高さの合計が 3 メートルを超えないもので飼養又は保管をする場合（次項において	許可申請のとき

		「水槽による飼養等」という。） 19,900円 イ その他の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 申請に係る特定動物の数が10未満である場合 (イ) に掲げる場合を除く。） 56,300円 (イ) 申請に係る特定動物の数が10以上50未満である場合 (ロ) に掲げる場合を除く。） 92,000円 (ロ) 申請に係る特定動物の数が50以上である場合 (ロ) に掲げる場合を除く。） 145,800円 (ロ) 既に法第26条第1項の許可を受けており、当該許可の有効期間の満了後においても引き続き飼養又は保管をする場合（法第26条第2項第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項の変更（法第28条第1項ただし書に規定する軽微な変更を除く。）をする場合を除く。） 39,800円	
32の7 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第	特定動物飼養等変更許可申	ア 水槽による飼養等の許可に係る事項の変更の場合	変更許可申請のと

1 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	請手数料	16,000円 イ その他の場合 21,700円	き
32の8 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付	特定動物飼養等許可証再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
32の9 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取り手数料	1 頭又は 1 匹につき2,100円	引取り申請のとき

附 則

- この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成18年5月31日までの間においては、手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期については、この条例による改正前の北海道環境生活部手数料条例別表に定めるもののほか、次の表のとおりとする。

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金 額	徴収時期
動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第390号）附則第2条第1項の規定に基づき動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第68号）の施行の日前に行う特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する	特定動物飼養等許可申請手数料	ア 動物の運搬の用に供し、若しくは屋外から隔離することができる室内に常置する水槽又はこれに類する施設であって、縦、横及び高さの合計が3メートルを超えないもので飼養又は保管をする場合 19,900円 イ その他の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それ	許可申請のとき

審査	それぞれに定める金額 (ア) 申請に係る特定動物の数が10未満である場合 56,300円 (イ) 申請に係る特定動物の数が10以上50未満である場合 92,000円 (ウ) 申請に係る特定動物の数が50以上である場合 145,800円
----	---

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の 2 の項の次に次のように加える。

2 の 3 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第 3 条第 1 項の規定による地域の指定 (2) 法第 3 条第 3 項（法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示 (3) 法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定 (4) 法第22条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。）	北 見 市
---	-------

別表第 1 中 3 の 2 の項を 3 の 3 の項とし、 3 の項の次に次のように加える。

3 の 2 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第 3 条の規定による地域の指定 (2) 法第 4 条の規定による規制基準の設定 (3) 法第 5 条第 2 項の規定による意見の聴取 (4) 法第 6 条の規定による公示 (5) 法第21条第 1 項の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請	北 見 市
--	-------

別表第 1 の 3 の 3 の項の次に次のように加える。

3 の 4 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第 3 条第 1 項の規定による地域の指定 (2) 法第 3 条第 3 項（法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による公示 (3) 法第 4 条第 1 項の規定による規制基準の設定 (4) 法第20条の規定による関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力の要請及び意見の申出	北 見 市
--	-------

附 則

- この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第 1 の 2 の 3 の項、 3 の 2 の項及び 3 の 4 の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした指定その他の行為のうち現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては北見市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、北見市長のした指定その他の行為とみなす。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「まで」の次に「、165の2の項、165の3の項、165の9の項、168の項及び169の項」を加え、同条第2項中「が指定試験機関」の次に「、指定試験実施機関、指定研修実施機関、指定調査機関又は指定情報公表センター（以下この条において「指定試験機関等」という。）」を、「1の項」の次に「、165の2の項、165の3の項、165の9の項、168の項及び169の項」を加え、「、指定試験機関」を「、指定試験機関等」に改め、同条第3項中「指定試験機関」を「指定試験機関等」に改める。

別表52の項及び55の項中「（同法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、同表56の項中「（これらの規定を同法第60条第1項において準用する場合を含む。）」を削り、同表103の項から106の項までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表165の項の次に次のように加える。

165の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	7,700円	申込書提出のとき
165の3 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修手数料	19,000円	受講のとき
165の4 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の	介護支援専門員証交付手数料	4,000円	交付申請のとき

交付			
165の5 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付	介護支援専門員証書換え交付手数料	2,500円	書換え交付申請のとき
165の6 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付	介護支援専門員証再交付手数料	2,800円	再交付申請のとき
165の7 介護保険法第69条の7第5項の規定に基づく登録の移転による介護支援専門員証交付手数料	登録の移転による介護支援専門員証交付手数料	2,500円	交付申請のとき
165の8 介護保険法第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の有効期間の更新	介護支援専門員証更新手数料	2,500円	更新申請のとき
165の9 介護保険法第69条の8第2項本文の規定に基づく更新研修	介護支援専門員証更新研修手数料	19,100円	申込書提出のとき

別表166の項中「（平成9年法律第123号）」を削り、同表168の項及び169の項を次のように改める。

168 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報調査手数料	52,200円	介護保険法第115条の29第1項に規定する介護サービス情報の報告のとき
--	---------------	---------	-------------------------------------

			きから調査のときまでの範囲において指定調査機関が定めるとき
169 介護保険法第115条の29第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表	介護サービス情報公表手数料	14,100円	介護保険法第115条の29第1項に規定する介護サービス情報の報告のとき

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表103の項から106の項までの改正規定は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項の次に次のように加える。

1の2 母体保護法(昭和23年法律第156号。以下この項において「法」という。)、母体保護法施行令(昭和24年政令第16号。以下この項において「政令」という。)及び母体保護法施行規則(昭和27年厚生省令第32号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	旭 川 市
(1) 法第15条第1項の規定による受胎調節実地指導員の指定	
(2) 法第39条第2項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消し	
(3) 政令第1条第1項の規定による受胎調節実地指導員の指定証の交付	
(4) 政令第1条第2項の規定による受胎調節実地指導員の標識の交付	
(5) 政令第2条の規定による受胎調節実地指導員の名簿の作成	
(6) 政令第3条の規定による受胎調節実地指導員の指定証の訂正	
(7) 政令第4条第1項の規定による受胎調節実地指導員の住所の変更の届出に係る通知	
(8) 政令第4条第2項の規定による受胎調節実地指導員の名簿の写しの送付	
(9) 政令第5条の規定による受胎調節実地指導員の指定証又は標識の再交付	
(10) 省令第13条第1項の規定による受胎調節実地指導員の住所の変更の届出の受理	
(11) 省令第13条第2項の規定による受胎調節実地指導員の名簿の記載事項の抹消	
(12) 省令第14条第3項の規定による受胎調節実地指導員の指定証又は標識の返納の受理	
(13) 省令第15条第2項の規定による受胎調節実地指導員が死亡し、又は失踪 ^{そう} の宣告を受けた旨の届出の受理	
(14) 省令第15条第3項の規定による受胎調節実地指導員の標識の返納の受理	
(15) 省令第15条第4項の規定による受胎調節実地指導員の指定の取消し	
(16) 省令第15条第5項の規定による受胎調節実地指導員の名簿の記載事項	

項の抹消 (17) 省令第15条第6項の規定による受胎調節実地指導員の指定証及び標識の返納の受理	
---	--

別表第1の2の2の項を次のように改める。

2の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第38条の6第1項の規定による精神病院に入院中の者の症状又は処遇に関する報告の徴収、帳簿書類の提出若しくは提示の命令、立入検査、質問又は診察及び指定医の指定 (2) 法第38条の6第2項の規定による精神病院の管理者等に対する報告の徴収又は帳簿書類の提出若しくは提示の命令 (3) 法第38条の7第1項の規定による精神病院の管理者に対する改善計画の提出の要求若しくは変更の命令又は必要な措置の命令 (4) 法第38条の7第2項の規定による指定医の指定、診察及び精神病院の管理者に対する入院者を退院させる旨の命令 (5) 法第38条の7第3項の規定による精神病院の管理者に対する精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部の制限の命令	旭川市
--	-----

別表第1の2の2の2の項中「小樽市」を「小樽市旭川市」に改め、同表の2の3の項の次に次のように加える。

2の4 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第62条第1項の規定による第一種社会福祉事業（社会福祉法人が軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）を営営するものに限る。(3)に掲げる事務において同じ。）の届出の受理 (2) 法第62条第2項の規定による第一種社会福祉事業（軽費老人ホームを営営するものに限る。(4)に掲げる事務において同じ。）の許可 (3) 法第63条第1項の規定による第一種社会福祉事業に係る届出事項の	登別市 北広島市 北斗市 白老町
--	---------------------------

変更の届出の受理 (4) 法第63条第2項の規定による第一種社会福祉事業に係る建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可 (5) 法第64条の規定による第一種社会福祉事業（国、都道府県及び市町村以外の者が軽費老人ホームを営営するものに限る。以下この項において同じ。）の廃止の届出の受理 (6) 法第70条の規定による第一種社会福祉事業に係る報告の徴収又は検査若しくは調査 (7) 法第71条の規定による第一種社会福祉事業を営営する者に対する必要な措置の命令 (8) 法第72条第1項から第3項までの規定による第一種社会福祉事業の営営の制限、その停止の命令又は許可の取消し (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	
--	--

別表第1の3の項(4)中「及び第40条第2項」を「並びに第40条第1項及び第2項」に改め、「又は」の次に「高度管理医療機器若しくは特定保守管理医療機器（以下この項において「高度管理医療機器等」という。）若しくは」を加え、同項(14)中「第14条の5の3第3項」を「第14条の8第3項」に改め、同項(71)中「(70)」を「(74)」に改め、同項中(71)を(75)とし、同項(70)中「又は」の次に「高度管理医療機器等若しくは」を加え、同項中(70)を(74)とし、(69)を(71)とし、(71)の次に次のように加える。

(72) 省令第160条第3項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業に係る許可申請の添付書類に係る認定 (73) 省令第174条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業に係る変更届出の添付書類に係る認定	
--	--

別表第1の3の項中(68)を(70)とし、(67)を(69)とし、(66)を(68)とし、同項(65)中「第144条」を「第141条」に改め、同項中(65)を(67)とし、(64)を(66)とし、(63)を(65)とし、同項(62)中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同項中(62)を(64)とし、同項(61)中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同項中

(61)を(63)とし、同項(60)中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同項中(60)を(62)とし、同項(59)中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同項中(59)を(61)とし、同項(58)中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同項中(58)を(60)とし、(57)を(59)とし、同項(56)中「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同項中(56)を(58)とし、(40)から(55)までを(42)から(57)までとし、同項(39)中「及び第24条第2項」を「、第24条第2項及び第39条第4項」に改め、同項中(39)を(41)とし、同項(38)中「販売業又は」の次に「高度管理医療機器等若しくは」を加え、同項中(38)を(40)とし、(35)から(37)までを(37)から(39)までとし、同項(34)中「管理医療機器」を「医療機器」に改め、同項中(34)を(36)とし、同項(33)中「又は」の次に「高度管理医療機器等若しくは」を加え、同項中(33)を(35)とし、同項(32)中「又は」の次に「高度管理医療機器等若しくは」を加え、同項中(32)を(34)とし、(31)を(33)とし、同項(30)中「販売業者又は」の次に「高度管理医療機器等若しくは」を加え、同項中(30)を(32)とし、(27)から(29)までを(29)から(31)までとし、同項(26)中「又は医療機器（高度管理医療機器等を除く。以下この項において同じ。）」を「若しくは高度管理医療機器等若しくは管理医療機器」に、「、立入検査又は質問」を「若しくは立入検査又は従業員その他の関係者に対する質問」に改め、同項中(26)を(28)とし、同項(25)中「又は製造業者」を「若しくは製造業者」に、「、立入検査又は質問」を「若しくは立入検査又は従業員その他の関係者に対する質問」に改め、同項中(25)を(27)とし、(24)を(26)とし、(23)を(25)とし、(22)の次に次のように加える。

(23) 法第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可

(24) 法第39条第4項の規定による高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の更新

別表第1の3の項中「(旭川市にあっては、(23)に掲げる事務並びに(4)、(24)、(26)、(27)、(30)、(32)から(34)まで、(38)、(41)及び(70)に掲げる事務のうち医療機器の販売業及び賃貸業に係るものに限る。)」を削り、同項の次に次のように加える。

- うち、次に掲げるもの（都道府県又は市町村の設置する有料老人ホーム（法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）
- (1) 法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理
 - (2) 法第29条第2項の規定による有料老人ホームに係る届出事項の変更又は事業の休止若しくは廃止の届出の受理
 - (3) 法第29条第6項の規定による有料老人ホームの運営の状況等に係る報告の徴収又は質問若しくは立入検査
 - (4) 法第29条第8項の規定による有料老人ホームの設置者に対する必要な措置の命令
 - (5) 法第29条第9項の規定による有料老人ホームの設置者に対する必要な措置の命令をした旨の公示

北広島市
北 斗 市
松 前 町
白 老 町

別表第1の4の2の項を次のように改める。

- 4の2 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。)及び母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの（右欄に掲げる市町の委託を受けて行う母子家庭等日常生活支援事業及び寡婦日常生活支援事業に係るものに限る。）
- (1) 法第20条の規定による母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出の受理
 - (2) 法第21条（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理
 - (3) 法第22条第1項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業を行う者等に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査
 - (4) 法第23条（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定による母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業の制限又は停止の命令
 - (5) 法第33条第3項の規定による寡婦日常生活支援事業の開始の届出の

北 見 市
登 別 市
白 老 町

受理 (6) 省令第3条第2項の規定による母子家庭等日常生活支援事業の収支予算書及び事業計画書の受理 (7) 省令第4条（省令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による重大な変更を加えた旨の届出の受理 (8) 省令第8条第2項の規定による寡婦日常生活支援事業の収支予算書及び事業計画書の受理	
---	--

別表第1の4の2の項の次に次のように加える。

4の3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下この項において「法」という。）及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第5条第1項及び第2項の規定による特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額の認定 (2) 法第36条第1項の規定による受給資格の有無又は手当の額の決定に係る書類等の提出の命令又は質問 (3) 法第36条第2項の規定による医師等の指定及び当該医師等の診断を受けるべき旨の命令又は障害の状態の診断 (4) 法第37条の規定による資料の提供等の要求又は報告の徴収 (5) 省令第2条の規定による手当の額の改定の請求の受理 (6) 省令第3条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）の規定による特別児童扶養手当の額の改定を行うべき事由の届出の受理 (7) 省令第4条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）の規定による所得状況の届出の受理 (8) 省令第5条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）の規定による氏名変更の届出の受理 (9) 省令第6条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）の規定による住所変更の届出の受理 (10) 省令第7条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）の規定による支払郵便局の変更の届出の受理	北見市 登別市
---	------------

- (11) 省令第10条第1項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）の規定による特別児童扶養手当証書の亡失の届出の受理
- (12) 省令第10条第2項（省令第12条の3において準用する場合を含む。）の規定による特別児童扶養手当証書の返納の受理
- (13) 省令第11条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の届出の受理
- (14) 省令第12条（省令第12条の3において準用する場合を含む。）の規定による受給者の死亡の届出の受理
- (15) 省令第13条の規定による未支払の特別児童扶養手当に係る請求の受理
- (16) 省令第17条第1項の規定による特別児童扶養手当の認定の通知及び特別児童扶養手当証書の交付
- (17) 省令第17条第2項の規定による特別児童扶養手当の支給停止の通知
- (18) 省令第18条の規定による認定の請求に対する却下の通知
- (19) 省令第19条第1項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による手当の額の改定の通知
- (20) 省令第19条第2項（同条第4項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）及び省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による特別児童扶養手当証書の返付又は交付
- (21) 省令第19条第3項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による特別児童扶養手当証書の提出の命令
- (22) 省令第19条第6項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による特別児童扶養手当の額の改定の請求に対する却下の通知
- (23) 省令第20条第1項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による特別児童扶養手当証書の訂正及び返付
- (24) 省令第21条第1項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による特別児童扶養手当証書の再交付
- (25) 省令第22条第1項の規定による特別児童扶養手当証書の返付又は交付
- (26) 省令第22条第2項の規定による特別児童扶養手当の支給停止の通知
- (27) 省令第22条第3項の規定による特別児童扶養手当証書の提出の命令

(28) 省令第23条の規定による未支払の手当の支払の通知		勧告	介護又は通所介護を行う指定居宅サービス事業者に係るもの、(2)及び(13)から(20)までに掲げる事務並びに(28)に掲げる事務のうち指定居宅介護支援事業者に係るものと並びに(3)、(4)及び(21)から(28)までに掲げる事務のうち介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護又は介護予防通所介護を
(29) 省令第24条第1項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の通知		(8) 法第76条の2第2項の規定による指定居宅サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表	
(30) 省令第24条第2項（省令第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による特別児童扶養手当証書の提出の命令		(9) 法第76条の2第3項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令	
(31) 省令第28条第1項の規定による診断書等の添付を省略させる旨の決定		(10) 法第76条の2第4項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令の公示	
(32) 省令第28条第3項の規定による書類等の添付の省略等をさせる旨の決定		(11) 法第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止	
(33) 省令第28条第5項の規定による書類の添付を省略させる旨の決定		(12) 法第78条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等の公示	
4の4 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	留萌市 美唄市 中富良野町 枝幸町	(13) 法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新	
(1) 法第18条の規定による低体重児の出生の届出の受理		(14) 法第82条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理	
(2) 法第19条第1項の規定による訪問指導		(15) 法第83条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告	
4の5 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	登別市 松前町 今金町 空知中部広域連合（空知中部広域連合にあつては、(1)、(4)、(6)から(12)まで及び(28)に掲げる事務のうち訪問介護、訪問入浴	(16) 法第83条の2第2項の規定による指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨の公表	
(1) 法第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定		(17) 法第83条の2第3項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置の命令	
(2) 法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定		(18) 法第83条の2第4項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告に係る措置の命令の公示	
(3) 法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定		(19) 法第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止	
(4) 法第70条の2第1項（法第115条の10において準用する場合を含む。）の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の更新		(20) 法第85条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等の公示	
(5) 法第71条第1項ただし書又は法第72条第1項ただし書（これらの規定を法第115条の10において準用する場合を含む。）の規定による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の特例に係る病院等の別段の申出の受理		(21) 法第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更に係る届出の受理	
(6) 法第75条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更等の届出の受理		(22) 法第115条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告	
(7) 法第76条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者に対する		(23) 法第115条の7第2項の規定による指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表	

- (24) 法第115条の7第3項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令
- (25) 法第115条の7第4項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令の公示
- (26) 法第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止
- (27) 法第115条の9の規定による指定介護予防サービス事業者の指定等の公示
- (28) 法第115条の29第6項の規定による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の効力の停止

行う指定
介護予防
サービス
事業者に
係るもの
に限る。）

4の6 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

今 金 町
滝 上 町

- (1) 法第48条第1項第1号の規定による指定介護老人福祉施設の指定
- (2) 法第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新
- (3) 法第89条の規定による指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更等の届出の受理
- (4) 法第91条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告
- (5) 法第91条の2第2項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わなかった旨の公表
- (6) 法第91条の2第3項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令
- (7) 法第91条の2第4項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告に係る措置の命令の公示
- (8) 法第92条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の効力の停止
- (9) 法第93条の規定による指定介護老人福祉施設の指定等の公示
- (10) 法第115条の29第6項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の取消し又は指定の効力の停止

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の2の項、2の2の項、2の2の2の項、2の4の項から3の2の項まで、4の2の項、4の3の項、4の5の項及び4の6の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町又は広域連合の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町若しくは広域連合の長のした処分その他の行為又は当該市町若しくは広域連合の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道立診療所条例の一部を改正する条例

北海道立診療所条例（昭和23年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表北海道立湯の岱診療所の項を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例及び北海道看護職員養成

第1条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「若しくは介護保険法」を「、介護保険法」に、「第7条第5項」を「第8条第1項」に、「同条第8項」を「同条第4項」に改め、「訪問看護事業所」という。）の次に「若しくは同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「介護予防訪問看護事業所」という。）」を加え、同条第4号中「若しくは訪問看護事業所」を「、訪問看護事業所若しくは介護予防訪問看護事業所」に改め、同条第5号中「又は訪問看護事業所」を「、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所」に改める。

第2条の2中「又は訪問看護事業所」を「、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所」に改める。

第7条第1項第3号中「の訪問看護事業所」の次に「若しくは介護予防訪問看護事業所」を、「当該訪問看護事業所」の次に「又は介護予防訪問看護事業所」を加え、同項第5号中「又は訪問看護事業所」の次に「若しくは介護予防訪問看護事業所」を、「当該訪問看護事業所」の次に「又は介護予防訪問看護事業所」を加え、同項第6号中「又は訪問看護事業所」を「、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所」に改める。

第7条の2第1項中「又は訪問看護事業所」を「、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所」に改める。

第8条第1項第3号及び第4号中「訪問看護事業所」の次に「若しくは介護予防訪問看護事業所」を加え、同項第5号中「又は訪問看護事業所」を「、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所」に改め、同条第2項第3号中「訪問看護事業所」の次に「若しくは介護予防訪問看護事業所」を加え、同項第4号中「又は訪問看護事業所」を「、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所」に改める。

第8条の2第3号及び第4号中「又は訪問看護事業所」を「、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所」に改める。

第2条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第7条第5項」を「第8条第1項」に、「同条第8項」を「同条第4項」に改め、「訪問看護事業所」という。）の次に「若しくは同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下「介護予防訪問看護事業所」という。）」を、「当該訪問看護事業所」の次に「又は介護予防訪問看護事業所」を加え、同条第2号中「又は訪問看護事業所」の次に「若しくは介護予防訪問看護事業所」を、「当該訪問看護事業所」の次に「又は介護予防訪問看護事業所」を加える。

第8条第2号中「訪問看護事業所」の次に「若しくは介護予防訪問看護事業所」を加え、同条第4号中「又は訪問看護事業所」を「、訪問看護事業所又は介護予防訪問看護事業所」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧介護保険法」という。）第41条第1項本文の指定に係る旧介護保険法第7条第5項に規定する居宅サービス事業（同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所に勤務した期間は、この条例による改正後の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例第7条から第8条の2まで又はこの条例による改正後の北海道看護職員養成修学資金貸付条例第7条及び第8条の規定の適用については、改正法第3条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第41条第1項本文の指定に係る新介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所に勤務した期間とみなす。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第25号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の寄宿舎使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 北海道立釧路高等看護学院の寄宿舎に係るもの 月額2,800円
- (2) 北海道立紋別高等看護学院の寄宿舎に係るもの 月額5,600円
- (3) 北海道立江差高等看護学院の寄宿舎に係るもの 月額6,400円

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例

北海道精神保健福祉審議会条例（昭和40年北海道条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、」及び「第11条の規定に基づき、同法」を削り、「(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする」を「として、北海道精神保健福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く」に改める。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者

(3) 精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第4条第2項中「及び議事に関係のある臨時委員」を削り、同条第3項中「出席の委員及び議事に関係のある臨時委員」を「出席した委員」に改める。

附 則

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「旧法」という。）第9条第1項の規定により置かれている北海道精神保健福祉審議会は、この条例による改正後の北海道精神保健福祉審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の規定により置かれた北海道精神保健福祉審議会とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧法第10条第3項の規定により北海道精神保健福祉審議会の委員に任命されている者は、改正後の条例第2条第2項の規定により北海道精神保健福祉審議会の委員に任命された者とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧法第10条第3項の規定により任命された日から起算する。

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の児童福祉法第6条の2第4項の児童短期入所」を「において障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の短期入所を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し障害者自立支援法第19条第1項の規定により介護給付費を支給する旨の決定をした市町村が同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた児童短期入所に係る使用料については、この条例による改正後の北海道立児童福祉施設条例第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例

北海道身体障害者更生援護施設条例（昭和39年北海道条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の法第5条第3項の身体障害者更生施設支援」を「において法第5条第3項に規定する身体障害者更生施設支援又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の短期入所を受ける者に係る使用料の額は、その者に対し障害者自立支援法第19条第1項の規定により介護給付費を支給する旨の決定をした市町村が同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道経済部手数料条例の一部を改正する条例

北海道経済部手数料条例（平成12年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表1の項から3の項までを次のように改める。

1 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査	通訳案内士登録申請手数料	5,200円	登録申請のとき
2 通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく登録証の訂正	通訳案内士登録証訂正手数料	4,100円	登録事項変更届出のとき
3 通訳案内士法第24条の規定に基づく登録証の再交付	通訳案内士登録証再交付手数料	4,100円	再交付申請のとき

別表35の項のア中「10,000円」の次に「（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して願書を提出する場合（以下この項、次項及び77の項において「電子情報処理組織により願書を提出する場合」という。）にあっては、9,500円）」を加え、同項のイ中「9,400円」の次に「（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、8,900円）」を加え、同項のウ及びエ中「10,000円」の次に「（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、9,500円）」を加え、同項のオ中「9,400円」の次に「（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、8,900円）」を加え、同表36の項中「8,500円」の次に「（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、8,000円）」を、「6,700円」の次に「（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、6,200円）」を加え、同表39の項中「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」の次に「、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器」を加え、同表77の項中「23,000円」の次に「（電子情報処理組織により願書を提出する場合にあっては、

22,500円)」を加え、同表97の項を削る。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項の次に次のように加える。

1 の 2 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号。以下この項において「政令」という。）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(1)、(3)から(6)まで、(13)から(16)まで、(29)から(32)まで、(34)から(36)まで、(38)から(42)まで、(45)、(47)から(49)まで及び(56)に掲げる事務並びに(60)に掲げる事務（省令第81条の14の表第 1 号及び第 2 号に係るものに限る。）であって製造の業に係るものにあっては、政令第16条第 1 項第 1 号に規定する製造所に係る事務に限る。）

新ひだか
町

- (1) 法第 3 条の規定による火薬類の製造の業の許可
- (2) 法第 5 条の規定による火薬類の販売の業の許可
- (3) 法第 8 条の規定による火薬類の製造又は販売の業の許可の取消し
- (4) 法第 9 条第 3 項の規定による製造業者の製造施設の修理等の命令
- (5) 法第10条第 1 項の規定による製造施設等の変更の許可
- (6) 法第10条第 2 項の規定による製造施設の位置等の軽微な変更の届出の受理
- (7) 法第11条第 3 項の規定による火薬類の貯蔵に関する技術上の基準へ

の適合命令

- (8) 法第12条第 1 項の規定による火薬庫の設置等の許可
- (9) 法第12条第 2 項の規定による火薬庫の構造又は設備の軽微な変更の届出の受理
- (10) 法第12条の 2 第 2 項の規定による火薬庫の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理
- (11) 法第13条ただし書の規定によるやむを得ない場合の火薬庫の所有等の許可
- (12) 法第14条第 2 項の規定による火薬庫の構造等に関する技術上の基準への適合命令
- (13) 法第15条第 1 項の規定による火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査及び同項ただし書の規定による指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理
- (14) 法第15条第 2 項の規定による火薬類の製造施設の位置等の変更に係る完成検査及び同項第 1 号の規定による指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理
- (15) 法第15条第 3 項の規定による指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理
- (16) 法第16条第 1 項の規定による営業の全部又は一部の廃止の届出の受理
- (17) 法第16条第 2 項の規定による火薬庫の用途の廃止の届出の受理
- (18) 法第17条第 1 項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可
- (19) 法第17条第 3 項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消し
- (20) 法第17条第 4 項の規定による譲渡許可証等の交付
- (21) 法第17条第 6 項の規定による譲渡許可証等の有効期間の決定
- (22) 法第17条第 7 項の規定による譲渡許可証等の書換え
- (23) 法第17条第 8 項の規定による譲渡許可証等の再交付
- (24) 法第24条第 1 項の規定による火薬類の輸入の許可
- (25) 法第24条第 3 項の規定による火薬類の輸入の届出の受理
- (26) 法第25条第 1 項の規定による火薬類の消費の許可
- (27) 法第25条第 3 項の規定による火薬類の消費の許可の取消し

(28) 法第27条第1項の規定による火薬類の廃棄の許可

(29) 法第28条第1項の規定による危害予防規程の制定又は変更の認可

(30) 法第28条第2項の規定による危害予防規程の変更の届出の受理

(31) 法第28条第4項の規定による危害予防規程の変更の命令

(32) 法第29条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による保安教育計画の認可及び変更の認可

(33) 法第29条第4項の規定による保安教育計画を定めるべき者の指定

(34) 法第30条第3項の規定による製造保安責任者等の選任又は解任の届出の受理

(35) 法第33条第2項の規定による製造保安責任者又は取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出の受理

(36) 法第34条第1項の規定による製造保安責任者若しくはその代理者又は製造副保安責任者の解任の命令

(37) 法第34条第2項の規定による取扱保安責任者若しくはその代理者又は取扱副保安責任者の解任の命令

(38) 法第35条第1項の規定による特定施設等の保安検査及び同項第1号の規定による指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出の受理

(39) 法第35条第3項の規定による指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理

(40) 法第35条の2第2項の規定による定期自主検査の計画の届出及び変更の届出の受理

(41) 法第35条の2第3項の規定による定期自主検査の終了の報告の受理

(42) 法第35条の2第4項の規定による定期自主検査への立合い

(43) 法第36条第1項の規定による火薬類の安定度試験の結果の報告の受理

(44) 法第36条第2項の規定による火薬類の安定度試験の実施の命令

(45) 法第42条の規定による製造業者等に対する事業等に関する報告の徴収

(46) 法第43条第1項の規定による製造業者の製造所等に係る立入検査、質問又は収去

(47) 法第44条の規定による製造又は販売の業の許可の取消し又は事業の停止の命令

(48) 法第45条の規定による災害の発生の防止等のための緊急措置の命令等

(49) 法第45条の3の10第1項及び第2項の規定による検査記録の届出の受理

(50) 法第46条第2項の規定による災害発生の日時等の報告の徴収

(51) 法第52条第1項の規定による都道府県公安委員会の意見の聴取

(52) 法第52条第2項の規定による都道府県公安委員会等への通報

(53) 法第52条第4項の規定による都道府県公安委員会等からの要請の受理

(54) 法第52条第5項の規定による警察官からの通報の受理

(55) 法第52条第6項の規定による経済産業大臣への報告

(56) 法第54条第1項の規定による事業の停止の命令に係る聴聞

(57) 政令第2条の規定による譲渡許可証等の返納の受理

(58) 省令第41条第2項の規定による完成検査証の交付

(59) 省令第44条の2第4項の規定による保安検査証の交付

(60) 省令第81条の14の規定による報告書(同条の表第1号、第2号、第4号、第5号、第8号、第9号及び第12号に掲げるものに限る。)又は届出書(同表第7号、第10号、第11号、第14号及び第15号に掲げるものに限る。)の受理

(61) (1)から(60)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

1の3 採石法(昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(岩石の採取計画が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)

(1) 法第33条の規定による岩石の採取計画の認可

(2) 法第33条の5第1項の規定による岩石の採取計画の変更の認可

(3) 法第33条の5第2項の規定による岩石の採取計画の軽微な変更の届出の受理

(4) 法第33条の5第4項の規定による氏名等の変更の届出の受理

新ひだか町

- (5) 法第33条の9の規定による認可採取計画の変更の命令
- (6) 法第33条の10の規定による岩石の採取の休止又は廃止の届出の受理
- (7) 法第33条の12の規定による認可の取消し又は岩石の採取の停止の命令
- (8) 法第33条の13第1項又は第2項の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令（法第32条の規定に違反して採石業を行った者に対する命令を除く。）
- (9) 法第33条の17の規定による災害の防止のため必要な設備をすることの命令
- (10) 法第34条の4第1項の規定による岩石の採取の停止の命令に係る聴聞
- (11) 法第34条の6の規定による災害の防止等のために必要な指導及び助言
- (12) 法第42条第1項の規定による採石業者の業務の状況に関する報告の徴収又は岩石採取場等に係る立入検査
- (13) 法第42条の2の規定による国又は地方公共団体との協議

別表第1の2の項中(78)を(82)とし、(65)から(77)までを(69)から(81)までとし、(64)を(65)とし、(65)の次に次のように加える。

- (66) 法第50条第4項の規定による容器再検査等を行うことのできる容器又は附属品の種類の制限
- (67) 法第52条第2項の規定による検査主任者の選任又は解任の届出の受理
- (68) 法第52条第4項の規定による検査主任者の解任の命令

別表第1の2の項中(63)を(64)とし、(21)から(62)までを(22)から(63)までとし、(20)の次に次のように加える。

- (21) 法第20条第4項の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理

別表第1の2の項の次に次のように加える。

- 2の2 武器等製造法（昭和28年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 - (1) 法第17条第1項の規定による猟銃等の製造の事業の許可
 - (2) 法第17条第2項において準用する法第5条第2項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知
 - (3) 法第18条ただし書の規定による猟銃等の試験的な製造の許可
 - (4) 法第19条第1項の規定による猟銃等の販売の事業の許可
 - (5) 法第19条第2項において準用する法第5条第2項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知
 - (6) 法第20条において準用する法第6条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し
 - (7) 法第20条において準用する法第7条第2項の規定による猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の地位の承継の届出の受理
 - (8) 法第20条において準用する法第8条第1項の規定による製造又は販売をする猟銃等の種類の変更の許可
 - (9) 法第20条において準用する法第8条第2項において準用する法第5条第2項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知
 - (10) 法第20条において準用する法第9条第3項の規定による猟銃等の保管のための設備の修理又は改造の命令
 - (11) 法第20条において準用する法第12条第1項の規定による工場若しくは事業場又は店舗の移転の許可
 - (12) 法第20条において準用する法第12条第2項において準用する法第5条第2項の規定による許可の基準に適合していない旨の通知
 - (13) 法第20条において準用する法第13条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の廃止の届出の受理
 - (14) 法第20条において準用する法第15条の規定による猟銃等の製造又は販売の事業の許可の取消し又は停止の命令
 - (15) 法第24条の規定による猟銃等製造業者又は猟銃等販売業者の業務に関する報告の徴収
 - (16) 法第25条第1項の規定による猟銃等製造業者又は猟銃等販売業者の

新ひだか町

工場等に係る立入検査又は質問 (17) 法第28条第1項の規定による都道府県公安委員会等への通報（(1)、(3)、(4)、(6)から(8)まで、(11)及び(13)に掲げる事務並びに(14)に掲げる事務（事業の停止の命令を除く。）に係るものに限る。） (18) 法第28条第2項の規定による警察官又は海上保安官からの通報の受理 (19) (1)から(18)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	
2の3 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第6条第1項の規定による特定工場の新設の届出の受理 (2) 法第7条第1項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理 (3) 法第8条第1項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理 (4) 法第9条第1項の規定による特定工場の設置の場所に関し必要な事項についての勧告 (5) 法第9条第2項の規定による特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積に関し必要な事項についての勧告 (6) 法第10条第1項の規定による勧告に係る事項の変更命令 (7) 法第11条第2項の規定による特定工場の新設又は変更の制限の期間の短縮 (8) 法第12条の規定による氏名又は名称及び住所の変更の届出の受理 (9) 法第13条第3項の規定による地位の承継の届出の受理 (10) 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定による特定工場における製品等の変更の届出の受理	北 斗 市 東 川 町 白 老 町 新ひだか町 幕 別 町

別表第1の3の項の次に次のように加える。

3の2 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)、電気用品安全法施行令(昭和37年政令第324号。以下この項に	松 前 町 福 島 町
---	----------------

において「政令」という。)及び電気用品安全法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第45条第1項の規定による電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。以下この項において同じ。）を行う者の業務に関する報告の徴収 (2) 法第46条第1項の規定による電気用品の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入検査又は質問 (3) 法第46条の2第1項の規定による電気用品の提出の命令 (4) 法第46条の2第2項の規定による損失の補償 (5) 政令第5条第2項の規定による経済産業大臣への報告 (6) 省令第47条第2項の規定による経済産業大臣への報告書の提出	新ひだか町
--	-------

別表第1の4の項中「(57)から(60)」を「(58)から(61)」に改め、(61)を(62)とし、(57)から(60)までを(58)から(61)までとし、同項(56)中「液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する」を削り、同項(56)の次に次のように加える。

(57) 法第83条の2第2項の規定による損失の補償	
----------------------------	--

別表第1の4の項の次に次のように加える。

5 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下この項において「法」という。）及び電気工事業の業務の適正化に関する法律施行規則（昭和45年通商産業省令第103号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(1)から(18)まで及び(21)から(30)までに掲げる事務にあっては、一の市町村の区域内にのみ営業所を設置して電気工事業を営もうとする者に係るものに限る。） (1) 法第3条第1項の規定による電気工事業を営もうとする者の登録 (2) 法第3条第3項の規定による登録電気工事業者の更新の登録 (3) 法第5条（法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録電気工事業者登録簿への登録 (4) 法第6条第2項（法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否の通知	新ひだか町
--	-------

- (5) 法第7条第1項の規定による登録電気工事業者の登録証の交付
- (6) 法第8条第3項の規定による登録行政庁の変更の届出の受理
- (7) 法第9条第3項の規定による登録電気工事業者の地位の承継の届出の受理
- (8) 法第10条第1項（法第17条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による電気工事業者の氏名等の変更の届出の受理
- (9) 法第11条（法第17条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による電気工事業の廃止の届出の受理
- (10) 法第12条の規定による登録電気工事業者の登録証の再交付
- (11) 法第14条の規定による登録電気工事業者の登録の消除
- (12) 法第15条の規定による登録電気工事業者の登録証の返納の受理
- (13) 法第16条の規定による登録電気工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧
- (14) 法第17条第2項の規定による電気工事の施工の差止めの命令
- (15) 法第17条の2第1項の規定による自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の通知の受理
- (16) 法第17条の2第3項の規定による通知電気工事業者からの通知の受理
- (17) 法第17条の3の規定による自家用電気工事のみに係る電気工事業の開始の延期等の勧告
- (18) 法第27条第1項の規定による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令
- (19) 法第27条第2項の規定による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令
- (20) 法第27条第3項の規定による危険及び障害の発生の防止のための必要な措置の命令に係る通知
- (21) 法第28条第1項の規定による登録電気工事業者の登録の取消し又は事業の停止の命令
- (22) 法第28条第2項の規定による通知電気工事業者の事業の停止の命令
- (23) 法第28条第3項の規定による登録電気工事業者の登録の取消し等に係る通知

- (24) 法第29条第1項の規定による電気工事業を営む者の業務に関する報告の徴収又は営業所等に係る立入検査若しくは質問
- (25) 法第30条第1項の規定による電気工事業者の事業の停止の命令に係る聴聞
- (26) 法第33条の規定による苦情の処理のあっせん等
- (27) 法第34条第4項の規定による建設業者が電気工事業を開始した旨等の届出
- (28) 法第34条第5項の規定による建設業者が自家用電気工事のみに係る電気工事業を開始した旨等の通知
- (29) 省令第6条第2項の規定による登録電気工事業者の登録証の訂正
- (30) 省令第9条第3項の規定による登録電気工事業者の登録証の受理

- 6 石油パイプライン事業法(昭和47年法律第105号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第34条第1項の規定による他人の土地への立入りの許可
 - (2) 法第34条第2項の規定による通知及び意見書の提出の機会の付与

北見市

- 7 中小小売商業振興法(昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。)及び中小小売商業振興法施行令(昭和48年政令第286号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第4条第1項の規定による商店街整備計画の認定
 - (2) 法第4条第2項の規定による店舗集団化計画の認定
 - (3) 法第4条第3項の規定による共同店舗等整備計画の認定
 - (4) 法第4条第6項の規定による商店街整備等支援計画の認定
 - (5) 法第4条第8項（政令第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議
 - (6) 法第13条第1項の規定による高度化事業の実施状況の報告の徴収
 - (7) 政令第9条第1項の規定による高度化事業計画の変更の認定
 - (8) 政令第9条第2項の規定による高度化事業計画の認定の取消し

北見市
新ひだか町

- 8 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

北斗市

- (1) 法第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出の受理
- (2) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による大規模小売店舗の名称等の公告及び届出等の縦覧
- (3) 法第6条第1項又は第2項の規定による大規模小売店舗の新設に係る届出事項の変更の届出の受理
- (4) 法第6条第5項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出の受理
- (5) 法第6条第6項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出の公告
- (6) 法第8条第2項の規定による意見を有する者からの意見書の受理
- (7) 法第8条第3項の規定による意見を有する者からの意見の概要の公告及び縦覧
- (8) 法第8条第4項の規定による意見の陳述又は意見を有しない旨の通知
- (9) 法第8条第6項の規定による意見の概要の公告及び縦覧
- (10) 法第8条第7項の規定による届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知の受理
- (11) 法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告
- (12) 法第9条第3項の規定による勧告の内容の公告
- (13) 法第9条第4項の規定による必要な変更に係る届出の受理
- (14) 法第9条第7項の規定による勧告に係る届出をした者が勧告に従わないときの公表
- (15) 法第11条第3項の規定による大規模小売店舗の新設の届出をした者等の地位の承継の届出の受理
- (16) 法第14条第1項の規定による大規模小売店舗を設置する者からの報告の徴収
- (17) 法第14条第2項の規定による大規模小売店舗において小売業を行う者からの報告の徴収
- (18) 法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理

- (19) 省令第5条の規定による公告の方法の認定
- (20) 省令第8条の規定による軽微な変更の認定
- (21) 省令第10条の規定による公告の方法の認定
- (22) 省令第11条第1項ただし書の規定による説明会の回数の指定
- (23) 省令第11条第2項の規定による説明会を開催する必要がある旨の認定
- (24) 省令第12条第3号の規定による公告の方法の認定
- (25) 省令第13条第1項の規定による説明会開催者の責めに帰することができない事由の認定
- (26) 省令第13条第2項第3号の規定による届出等の内容を周知させるための方法の認定
- (27) 省令第14条の規定による公告の方法の認定
- (28) 省令第15条の規定による公告の方法の認定
- (29) 省令第17条の規定による公告の方法の認定

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の2の項、1の3の項、2の2の項、2の3の項、3の2の項及び5の項から8の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

会社法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

会社法の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正）

第1条 北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、新株引受権証書」を削る。

（公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

第10条中「又は有限会社」を削る。

（特定非営利活動促進法施行条例の一部改正）

第3条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項及び第13条中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

（北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第4条 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項(3)中「第41条第5項」を「第42条第8項」に改め、同項(6)中「第63条第3項」を「第66条第1項」に改め、同項(7)中「第97条第2項」を「第96条第5項」に改める。

（北海道創造的中小企業育成条例の一部改正）

第5条 北海道創造的中小企業育成条例（昭和61年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号から第7号までの規定中「資本」を「資本金」に改める。

（北海道地方卸売市場条例の一部改正）

第6条 北海道地方卸売市場条例（昭和46年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「資本」を「資本金」に改める。

第6条の2の見出し及び同条第1項中「営業」を「事業」に改める。

第19条第1項第3号中「資本」を「資本金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第98条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新株引受権証書（新株引受権証書が発行されていない場合にあっては、これが発行されていたとすればこれに表示されるべき新株の引受権）についての北海道職員の公務員倫理に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

北海道病虫害防除所設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第32号

北海道病虫害防除所設置等に関する条例の一部を改正する条例

北海道病虫害防除所設置等に関する条例（昭和27年北海道条例第83号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道病虫害防除所条例

第1条の見出しを「（設置）」に改め、同条中「、以下「法」という。」を削る。

第2条の見出し中「病虫害防除所の」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表6の2の項及び6の3の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第34号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(5)中「もの」の次に「((7)に掲げる事務に係るものにあつては、(1)及び(2)に掲げる事務に係るものに限る。)」を加え、同項(7)中「事務」の次に「並びに同条第1号（法第73条第1項に係る部分を除く。以下この項において同じ。）又は第3号（法第83条の2第1号に係る部分に限る。）に該当する者に係る事務」を加え、同表中5の項を8の項とし、4の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（畜産業を営む者の事業場又は事務所が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）	登 別 市 鷹 栖 町
(1) 法第4条の規定による指導及び助言	
(2) 法第5条第1項の規定による管理基準を遵守すべき旨の勧告	
(3) 法第5条第2項の規定による勧告に係る措置をとるべき旨の命令	
(4) 法第6条第1項の規定による命令又は事業場に係る立入検査	
(5) 法第9条第1項の規定による処理高度化施設整備計画の認定	
(6) 法第10条第1項の規定による法第9条第1項の認定を受けた処理高	

度化施設整備計画の変更の認定	
(7) 法第10条第2項の規定による認定処理高度化施設整備計画の認定の取消し	
(8) 法第13条の規定による認定処理高度化施設整備計画の実施状況に係る報告の徴収	

別表第1の3の項中「という。）」の次に「に基づく事務」を加え、同項を同表の4の項とし、同項の次に次のように加える。

5 家畜取引法（昭和31年法律第123号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	八 雲 町 中 川 町 幕 別 町 中標津町
(1) 法第27条第1項の規定による臨時市場の開設の届出の受理	
(2) 法第29条第1項の規定による家畜取引の状況等に関する報告の徴収（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(3) 法第29条第2項の規定による市場に係る立入検査（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	

別表第1の2の項の次に次のように加える。

3 農地法（以下この項において「法」という。）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	登 別 市 北 斗 市 黒松内町 枝 幸 町 白 老 町
(1) 法第7条第1項第3号、第4号又は第6号及び同条第3項の規定による所有制限の例外となる小作地の指定	
(2) 法第82条第1項の規定による処分に係る立入調査、測量並びに竹木その他の物の除去及び移転（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(3) 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知及び通知をすることができない場合等の公示（(2)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(4) 法第83条の規定による土地の状況等に関する報告の聴取（(1)から(3)までに掲げる事務に係るものに限る。）	
(5) 省令第10条の2第1項又は第2項の規定による指定書の交付	

別表第2中「旭川市」を「旭川市 室蘭市」に、「根室市 千歳市」を「三笠市 根室市 千歳市 砂川市」に、「寿都町」を「寿都町 黒松内町」に、「赤井川村」を「赤井川村 南幌町」に、「浦臼町 新十津川町 雨竜町」を「月形町 浦臼町 新十津川町 秩父別町 雨竜町 北竜町」に、「鷹栖町」を「鷹栖町 東神楽町」に、「猿払村 浜頓別町」を「幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町」に、「利尻町」を「利尻町 津別町」に、「洞爺湖町」を「白老町 厚真町 洞爺湖町 むかわ町」に、「更別村」を「更別村 大樹町」に、「本別町 足寄町」を「豊頃町 本別町 足寄町 浦幌町 厚岸町 別海町」に改める。

別表第3中「小樽市」を「小樽市 室蘭市」に、「赤井川村」を「赤井川村 南幌町」に、「猿払村 浜頓別町」を「幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町」に、「小清水町 訓子府町」を「津別町 小清水町 訓子府町 佐呂間町」に、「洞爺湖町」を「白老町 厚真町 洞爺湖町 むかわ町」に、「広尾町 幕別町」を「大樹町 広尾町 幕別町 豊頃町」に、「足寄町」を「足寄町 浦幌町」に改める。

別表第4中「旭川市」を「旭川市 室蘭市」に、「根室市 千歳市」を「三笠市 根室市 千歳市 砂川市」に、「伊達市」を「伊達市 北広島市」に、「寿都町」を「寿都町 黒松内町」に、「赤井川村」を「赤井川村 南幌町」に、「浦臼町 新十津川町」を「月形町 浦臼町 新十津川町 秩父別町 北竜町」に、「幌加内町」を「幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町」に、「猿払村 浜頓別町」を「幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町」に、「利尻町」を「利尻町 津別町」に、「洞爺湖町」を「白老町 厚真町 洞爺湖町 むかわ町」に、「広尾町 幕別町 本別町」を「大樹町 広尾町 幕別町 豊頃町 本別町 浦幌町 厚岸町 別海町」に改める。

別表第5中「釧路市 網走市」を「室蘭市 釧路市 北見市 網走市 留萌市 苫小牧市」に、「北斗市」を「北斗市 当別町」に、「奥尻町」を「奥尻町 今金町」に、「浜頓別町」を「浜頓別町 中頓別町」に、「小清水町 訓子府町」を「津別町 小清水町 訓子府町 佐呂間町」に、「白老町」を「白老町 厚真町」に、「新得町」を「新得町 清水町」に改める。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例

に関する条例別表第1の1の項から7の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立農業試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第35号

北海道立農業試験場条例の一部を改正する条例

北海道立農業試験場条例（昭和25年北海道条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表北海道立天北農業試験場の項及び北海道立植物遺伝資源センターの項を削る。

第3条第1項中「、北海道立植物遺伝資源センターにあっては主として植物遺伝資源に関し」を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第36号

北海道地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例

北海道地域農業改良普及センター条例（昭和33年北海道条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道農業改良普及センター条例

第1条中「第14条の6第1項」を「第12条第1項」に、「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に、「普及センター」を「センター」に改める。

第2条中「普及センター」を「センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、必要の地にセンターの支所を置くことができる。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

名 称	位 置	管 轄 区 域
石狩支庁石狩農業改良普及センター	恵庭市	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 石狩支庁管内
渡島支庁渡島農業改良普及センター	北斗市	函館市 北斗市 渡島支庁管内 (檜山支庁檜山農業改良普及センターの管轄区域を除く。)
檜山支庁檜山農業改良普及センター	檜山郡江差町	渡島支庁管内（二世郡八雲町のうち熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。） 檜山支庁管内
後志支庁後志農業改良普及センター	虻田郡倶知安町	小樽市 後志支庁管内
空知支庁空知農業改良普及センター	岩見沢市	夕張市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 空知支庁管内
上川支庁上川農業改良普及センター	上川郡当麻町	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 上川支庁管内

留萌支庁留萌農業改良普及センター	苫前郡羽幌町	留萌市 留萌支庁管内
宗谷支庁宗谷農業改良普及センター	枝幸郡中頓別町	稚内市 宗谷支庁管内
網走支庁網走農業改良普及センター	北見市	北見市 網走市 紋別市 網走支庁管内
胆振支庁胆振農業改良普及センター	伊達市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 胆振支庁管内
日高支庁日高農業改良普及センター	日高郡新ひだか町	日高支庁管内
十勝支庁十勝農業改良普及センター	河西郡中札内村	帯広市 十勝支庁管内
釧路支庁釧路農業改良普及センター	川上郡標茶町	釧路市 釧路支庁管内
根室支庁根室農業改良普及センター	野付郡別海町	根室市 根室支庁管内

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、題名及び第1条の改正規定並びに第2条の改正規定中「普及センター」を「センター」に改める部分は、公布の日から施行する。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部手数料条例（平成12年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表10の2の項及び10の3の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立水産試験場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道立水産試験場条例の一部を改正する条例

北海道立水産試験場条例（昭和25年北海道条例第68号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表北海道立函館水産試験場の項の次に次のように加える。

北海道立栽培水産試験場	室 蘭 市
-------------	-------

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条に次の 1 項を加える。

3 北海道立栽培水産試験場は、第 1 項の業務のほか、全道の海域に係る次の業務を行う。

- (1) 栽培漁業に係る有用種苗の生産に関する技術の開発及びその成果の普及
- (2) 栽培漁業に係る有用水族の餌料の培養に関する技術の開発及びその成果の普及
- (3) 栽培漁業に係る有用種苗の中間育成施設等に関する改良及び開発並びにその成果の普及
- (4) その他前 3 号の業務に附帯する業務

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、漁港施設用地」を「及び漁港施設用地」に改め、「及び廃油処理施設」を削る。

第16条第 2 項中「(廃油処理施設の利用料を除く。)」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

第20条を削り、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

第23条の見出しを「(知事への委任)」に改め、同条中「について」を「に関し」に改め、同条を第22条とする。

別表 1 のエの事項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
(北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 2 北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第10号中「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表65の項中「第20条の 2 第10項又は第38条の 4 第20項」を「第20条の 2 第11項又は第38条の 4 第21項」に改め、同表66の項中「又は第39条の 7 第 9 項」を「、第39条の 7 第 9 項又は第39条の106第 2 項」に改め、同表67の項中「又は第39条の 7 第11項」を「、第39条の 7 第11項又は第39条の106第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公

北海道条例第41号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の
一部を次のように改正する。
別表第 1 の 2 の 項の次に次のように加える。

2 の 2 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）、北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	和 寒 町 美 深 町 音 威 子 府 村 中 川 町 豊 富 町
(1) 法第 7 条第 3 項の規定による除却等の代執行及びその費用の徴収（知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第 6 条第 3 項に規定する自動車に係るものを除く。）	
(2) 法第 8 条第 1 項の規定による広告物又は掲出物件（法第 7 条第 4 項の規定により除却し、又は除却させたはり札等、広告旗又は立看板等を除く。(3)から(7)まで、(24)及び(25)に掲げる事務において同じ。）の保管	
(3) 法第 8 条第 2 項の規定による広告物又は掲出物件を保管した場合の公示	
(4) 法第 8 条第 3 項の規定による広告物又は掲出物件の評価、売却及びその売却した代金の保管	
(5) 法第 8 条第 4 項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄	
(6) 法第 8 条第 5 項の規定による広告物又は掲出物件の売却した代金を売却に要した費用に充当すること。	
(7) 法第 8 条第 6 項の規定により広告物又は掲出物件の措置に要した費用を所有者等に負担させること。	
(8) 条例第 3 条第 1 項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可（北海道美しい景観のくにづくり条例（平成13年北海道条例第57号）第21条に規定する北海道美しい景観のくにづくり審議会の意見を	

- 聴かなければならないこととされている許可を除く。)
- (9) 条例第 6 条第 2 項の規定による公共的目的等をもった広告物の表示又はこれらを掲出する物件の設置の許可
- (10) 条例第 6 条の 2 の規定による国等との協議
- (11) 条例第 7 条の 4 第 6 項の規定による指導、助言及び勧告
- (12) 条例第 9 条の規定による許可に係る広告物又は掲出物件への検印及び許可証票の交付 ((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (13) 条例第10条第 1 項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の内容の変更等の許可 ((8)及び(9)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (14) 条例第10条第 2 項の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の継続の許可 ((8)及び(9)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (15) 条例第11条の 2 第 1 項の規定による出願者の氏名又は住所の変更の届出の受理 ((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (16) 条例第11条の 2 第 2 項の規定による許可に係る広告物又は掲出物件の承継の届出の受理 ((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (17) 条例第12条第 2 項の規定による広告物又は掲出物件を除却した旨の届出の受理 ((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (18) 条例第12条の 2 第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査（知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第 6 条第 3 項に規定する自動車に係るものを除く。)
- (19) 条例第13条の規定による許可の取消し又は広告物若しくは掲出物件の表示若しくは設置の停止等の命令 ((8)、(9)、(13)及び(14)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (20) 条例第14条第 1 項本文の規定による違反に係る広告物又は掲出物件の表示又は設置の停止等の命令（知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第 6 条第 3 項に規定する自動車に係るものを除く。)
- (21) 条例第14条第 1 項ただし書の規定による広告物又は掲出物件の除却等の措置をなすこと（知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第 6 条第 3 項に規定する自動車に係るものを除く。）。)
- (22) 条例第14条第 2 項の規定による期限の設定、除却をすべき旨及び自

ら除却する旨の告示（知事の許可を受けた広告物又は掲出物件及び条例第6条第3項に規定する自動車に係るものを除く。）	
(23) 条例第14条の2の規定による商号等の公表（(19)及び(20)に掲げる事務に係るものに限る。）	
(24) 条例第16条第2項の規定による広告物又は掲出物件の保管物件一覧簿の備付け及び閲覧	
(25) 条例第20条の規定による広告物又は掲出物件（法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。）の返還	
(26) (1)から(25)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	

別表第1の3の項中「昭和24年法律第189号。」及び「昭和25年北海道条例第70号。」を削り、同表の6の項中「札幌市」を「札幌市登別市」に改め、同表の7の項の次に次のように加える。

7の2 租税特別措置法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（施行地区が他の市町村の区域にわたるものを除く。）	札幌市 旭川市
(1) 政令第20条の2第11項又は第38条の4第21項の規定による事業の認定	
(2) 政令第25条の4第2項、第39条の7第9項又は第39条の106第2項の規定による特定民間再開発事業の認定	
(3) 政令第25条の4第16項、第39条の7第11項又は第39条の106第4項の規定による事情の認定	

別表第1の10の項を次のように改める。

10 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	小樽市 登別市 （(6)及び (7)に掲げ る事務に あっては、
(1) 法第3条第1項の規定による宅地造成工事規制区域の指定	
(2) 法第3条第3項の規定による宅地造成工事規制区域の公示及び国土交通大臣への報告	

(3) 法第4条第1項の規定による他人の占有する土地への立入り	各市町村
(4) 法第4条第2項の規定による占有者への立入りの通知	（札幌市、
(5) 法第4条第3項の規定による占有者への立入りの告知	函館市及
(6) 法第5条第1項の規定による立入調査等に係る土地の試掘等の許可	び旭川市
(7) 法第6条第2項の規定による立入調査等に係る土地の試掘等の許可証の交付	を除く。))
(8) 法第7条第1項の規定による損失の補償	
(9) 法第7条第2項の規定による損失を受けた者との協議	
(10) 法第7条第3項の規定による裁決の申請	

別表第1の12の項中「登別市」を「登別市伊達市」に改め、同表の14の項中「という。）」の次に「及び都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号。以下この項において「省令」という。）」を加え、同項中(11)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 省令第1条の5第1項の規定による土地の買取りの申出の相手方の公告の方法の決定	
---	--

別表第1の14の項中(10)を(15)とし、(5)から(9)までを(10)から(14)までとし、同項(4)中「(5)から(11)」を「(10)から(16)」に改め、同項中(4)を(9)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 法第7条の6第1項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべき旨の申出の受理	
(5) 法第7条の6第2項の規定による土地の買取りの申出の相手方の決定及び公告	
(6) 法第7条の6第3項の規定による土地の買取り	
(7) 法第7条の6第4項の規定による土地の所有者への通知	
(8) 法第7条の6第5項の規定による土地を買い取らない旨の通知の受理	

別表第1の14の項中「市町」の次に「((4)から(8)まで及び(17)に掲げる事務にあっては、北見市に限る。）」を加え、同表の14の2の項中「昭和44年建設省令第54

号。」を削り、(45)を(47)とし、(27)から(44)までを(29)から(46)までとし、(26)の次に次のように加える。

- (27) 法第98条第2項の規定による土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代執行
- (28) 法第98条第3項の規定による義務者等への通知及び補償金の受領の代行

別表第1の14の2の項中「札幌市」を「札幌市旭川市北見市(27)及び(28)に掲げる事務にあつては、北見市に限る。)」に改め、同表の15の項の次に次のように加える。

- 15の2 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下この項において「法」という。）及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第2条第1項の規定による供給計画の認定
- (2) 法第5条第1項の規定による認定計画の変更の認定
- (3) 法第8条の規定による特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る報告の徴収
- (4) 法第9条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認
- (5) 法第10条の規定による認定事業者に対する改善命令
- (6) 法第11条第1項の規定による計画の認定の取消し
- (7) 省令第1条第3号の規定による所得金額の認定
- (8) 省令第4条第2項の規定による賃貸住宅の戸数の特例に係る認定
- (9) 省令第7条第1号、第3号又は第4号の規定による居住の安定を図る必要のある者に係る所得の上限額の設定
- (10) 省令第7条第2号又は第4号の規定による賃貸住宅に入居させる基準の設定
- (11) 省令第7条第3号の規定による賃貸住宅に入居させることが適当である者の認定
- (12) 省令第9条第2項の規定による公募の方法等の決定

留萌市

- (13) 省令第11条の規定による入居者の選定の特例に係る基準の設定及び戸数の特例の決定
- (14) 省令第15条第1号の規定による賃貸住宅の管理を行う者の基準の設定
- (15) 省令第16条ただし書の規定による賃貸住宅の管理の期間の特例の設定

- 15の3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「法」という。）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第30条第1項の規定による供給計画の認定
- (2) 法第33条第1項の規定による認定計画の変更の認定
- (3) 法第36条第1項の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の目的外使用の承認
- (4) 法第37条の規定による高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況に係る報告の徴収
- (5) 法第38条の規定による計画の認定に基づく地位の承継の承認
- (6) 法第39条の規定による認定事業者に対する改善命令
- (7) 法第40条第1項の規定による計画の認定の取消し
- (8) 省令第1条第3号の規定による所得金額の認定
- (9) 省令第11条第3項の規定による住民票の抄本等の徴収
- (10) 省令第14条第2号の規定による防火上及び避難上支障がない住宅の認定
- (11) 省令第15条ただし書の規定による賃貸住宅の管理の期間の特例の設定
- (12) 省令第16条第2号ロの規定による入居者と同居させることが必要である者の認定
- (13) 省令第18条第2項の規定による公募の方法等の決定
- (14) 省令第20条の規定による入居者の選定の特例に係る基準の設定及び戸数の特例の決定
- (15) 省令第25条の規定による賃貸住宅の管理を行う者の基準の設定

留萌市

- (16) 省令第34条の規定による所得の基準の特例に係る認定及び額の決定
- (17) 省令第62条第2項の規定による加齢対応構造等の基準の特例に係る認定（(1)に掲げる事務に係るものに限る。）

附 則

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の2の項、6の項、7の2の項、10の項、12の項、14の項、14の2の項、15の2の項及び15の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号及び第4条第4項中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、北海道立サンピラーパークの屋内競技場を4月1日から10月31日までの間に利用しようとするときは、この限りでない。

第6条第1項の表に次のように加える。

北海道立サンピラーパーク	屋内競技場
--------------	-------

第6条第2項中「前項」を「前項本文」に改める。

第6条の2中「前条第1項」を「前条第1項本文」に改める。

第6条の3第1項並びに第6条の4第1項各号列記以外の部分及び第2号中「第6条第1項」を「第6条第1項本文」に改める。

第12条の2第3項及び第14条第2項中「別表第6」の次に「、北海道立サンピラーパークに係る公園施設にあっては別表第7」を加える。

別表第1の10の事項中「9の表」を「10の表」に改め、同事項を同表の11の事項とし、同表の9の事項の次に次の1事項を加える。

10 北海道立サンピラーパークの屋内競技場

区 分	利 用 の 期 間 及 び 時 間	
	期 間	時 間
屋内競技場	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後5時まで
	11月1日から翌年3月31日まで（12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）	午前10時から午後10時まで

別表第2備考1の事項中「屋内競技場又は屋外競技場において、当該競技場をそれぞれアイススケート場として利用させる」を「11月1日から翌年3月31日までの期間内において知事が定める」に改める。

別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第12条の2関係）

1 屋内競技場を利用する場合（4月1日から10月31日までの間に利用する場合を除く。）

区 分	利 用 料 金 の 上 限 額	
1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート1面1時間につき	300円
2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート1面1時間につき	700円
3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	シート1面1時間につき	1,500円

2 屋内競技場内の設備を利用する場合

区 分	利用料金の上 限 額	
カーリング用具（ブラシ、シューズ及びスライダー）	1組1日につき	100円

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第2備考1の事項の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例

北海道公共下水道条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「行為の許可（第16条）」を「行為の許可等（第16条―第22条）」に、「第17条」を「第23条」に、「第18条―第20条」を「第24条―第26条」に改める。

第10条中「第12条の10第1項第1号」を「第12条の11第1項第1号」に改める。

第13条第2項第2号中「157円」を「183円」に改める。

第7章中第20条を第26条とする。

第19条中「使用料」の次に「又は占用料」を加え、同条を第25条とする。

第7章中第18条の前の見出しを削り、同条を第24条とする。

第6章中第17条を第23条とする。

第5章中第16条の次に次の6条を加える。

（占用の許可等）

第17条 公共下水道の敷地又は排水施設（暗渠^{きよ}である構造の部分を除く。）（以下これらを「敷地等」という。）に施設又は工作物その他の物件（以下「占用物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地等を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による占用が公共下水道の管理に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、同項の許可をすることができる。

3 知事は、第1項の許可をする場合において、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、同項の許可に条件を付することができる。

4 第1項の規定による占用の期間は、5年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

5 占用物件の設置に関し法第24条第1項の許可を受けた者は、第1項の許可を受けた者とみなす。

（占用料の徴収）

第18条 知事は、前条第1項の許可を受けた者（以下「許可占用者」という。）から、別表により算定して得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の占用料を徴収する。

（占用料の減免）

第19条 知事は、公益上の必要その他特別の理由があると認めたときは、占用料を減免することができる。

（占用料の返還）

第20条 知事は、許可占用者が次条（第4号に係る部分に限る。）の規定により第17条第1項の許可を取り消されたときその他やむを得ないと認める事由が生じたときは、当該許可の取消しの日又は当該事由の発生した日の属する年度内に限り、その占用料の全部又は一部を返還することができる。

（占用の許可の取消し）

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第17条第1項の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可占用者が第17条第1項の許可に係る申請の内容と異なる占用をしているとき。
- (2) 許可占用者が第17条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 許可占用者が占用料を支払わなかったとき。
- (4) 公益上やむを得ない理由により占用物件を撤去する必要があるとき。

（原状回復）

第22条 許可占用者は、公共下水道の敷地等の占用の期間が満了したとき、占用物件を設ける必要がなくなったとき、又は前条の規定により第17条第1項の許

可が取り消されたときは、当該占用物件を除去し、公共下水道の敷地等を原状に回復しなければならない。ただし、知事が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。

- 2 知事は、許可占用者に対し、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 行為の許可等

附則の次に次の別表を加える。

別表（第18条関係）

区 分	単 位	単 価	
		1月以上の 占用	1月未満の 占用
第1種電柱	1本につき1年	1,000円	1,050円
第2種電柱		1,600円	1,680円
第3種電柱		2,200円	2,310円
第1種電話柱		930円	976円50銭
第2種電話柱		1,500円	1,575円
第3種電話柱		2,100円	2,205円
その他の柱類		72円	75円60銭
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	10円	10円50銭
地下電線その他地下に設ける線類	につき1年	5円	5円25銭
地上に設ける変圧器	1個につき1年	700円	735円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480円	504円
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	1,400円	1,470円
郵便差出箱及び信書便差出箱		600円	630円
広告塔	表示面積1平方メートルにつき	4,400円	4,620円

		1年		
その他の工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,470円
埋 設 管 類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48円	50円40銭
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72円	75円60銭
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95円	99円75銭
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円	199円50銭
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの		480円	504円
	外径が1.0メートル以上のもの		950円	997円50銭
通路その他これに類する施設		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,470円
看 板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440円	462円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	4,620円
標識		1本につき1年	1,100円	1,155円
旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき1日	44円	46円20銭
	その他のもの	1本につき1月	440円	462円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、かわらその他の工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440円	462円

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積若しくは占用面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日（金曜日）

北 海 道 公 報

第5条第5号中「第3条第3項」を「第3条第4項」に、「第4項」を「第5項」に改め、同条第7号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第5条の2の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で管理者が定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

号外第2号 93

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

本則中「市」を「市町」に改める。

別表2の項中「帯広市」の次に「北見市」を加え、「及び滝川市」を「滝川市及び北斗市」に改め、同項を同表5の項とし、同表1の項中「札幌市」の次に「及び函館市」を加え、同項を同表4の項とし、同項の前に次のように加える。

1 社会教育法（昭和24年法律第207号）第40条第1項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令	函館市、旭川市、北見市、登別市、八雲町、上湧別町、白老町、厚岸町及び弟子屈町
2 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）及び埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和29年文化財保護委員会規則第5号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による土木工事等のための発掘に関する届出の受理 (2) 法第93条第2項の規定による土木工事等のための発掘に関する指示 (3) 法第96条第1項の規定による遺跡の発見に関する届出の受理 (4) 法第96条第2項又は第7項の規定による現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令 (5) 法第96条第3項の規定による関係地方公共団体の意見の聴取 (6) 法第96条第5項又は第7項の規定による現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令の期間の延長 (7) 法第96条第8項の規定による遺跡の保護上必要な指示	函館市

- | | |
|---|---|
| (8) 省令第3条第2項の規定による土木工事等のための発掘に関する届出の受理 | |
| 3 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための教育委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
(1) 法第10条の規定による博物館登録原簿への登録
(2) 法第12条の規定による博物館の登録をした旨又は登録をしない旨の通知
(3) 法第13条第1項の規定による博物館の登録事項等の変更の届出の受理
(4) 法第13条第2項の規定による博物館の登録事項の変更登録
(5) 法第14条第1項の規定による博物館の登録の取消し
(6) 法第14条第2項の規定による博物館の登録の取消しの通知
(7) 法第15条第1項の規定による博物館の廃止の届出の受理
(8) 法第15条第2項の規定による博物館の登録の抹消
(9) 法第27条第1項の規定による私立博物館に対する報告の徴収
(10) 法第27条第2項（法第29条において準用する場合を含む。）の規定による私立博物館又は博物館に相当する施設に対する専門的又は技術的な指導又は助言
(11) 法第29条の規定による博物館に相当する施設の指定
(12) 省令第21条の規定による博物館に相当する施設が省令第19条第1項に規定する要件を欠くに至った旨の報告の受理
(13) 省令第23条の規定による博物館に相当する施設に対する報告の徴収
(14) 省令第24条の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し
(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち教育委員会規則に基づく事務であって別に教育委員会規則で定めるもの | 函館市、北見市、留萌市、登別市、恵庭市、八雲町、黒松内町、上湧別町、白老町、厚岸町及び弟子屈町 |

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の

特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第6条第4項から第9項までを次のように改める。

- 4 学校職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 5 前項の規定により学校職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した学校職員の昇給の号俸数を4号俸（行政職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員にあっては、3号俸）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳（人事委員会規則で定める学校職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する学校職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（行政職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の

各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員にあっては、3号俸）」とあるのは、「2号俸」とする。

7 学校職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

8 学校職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、学校職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条の2の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、「掲げる」の次に「地域手当の級地の」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の3

第10条の2第3項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第10条の2の2第1項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に、「当該学校職員には、前条」を「異動等の円滑を図るため、当該学校職員には、同条」に、「第2号」を「次の各号に掲げる期間において当該各号」に、「異動等後の支給割合以下」を「異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下」に、「当該異動等の日から1年を経過する」を「その以下となる日の前日」に改め、同条第2項中「前条第2項各号に掲げる割合のうち最高のもの」を「前条第2項第1号の1級地」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第10条の4第1項中「定時制の課程（）」の次に「夜間において授業を行うものであって、教育委員会規則で定めるものに限る。」を加え、「以下同じ。）には」

を「」には」に、「100分の10」を「、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める割合」に、「100分の8」を「100分の6」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その者が本務として定時制の課程及び通信制の課程を置く高等学校の校長の職にある場合の課程の区分は、教育委員会規則で定めるものとする。

第10条の4第1項に次の各号を加える。

- (1) 定時制の課程 100分の8
- (2) 通信制の課程 100分の6

第11条の2第5項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第12条第1項中「100分の10」を「100分の8」に、「100分の6」を「100分の4」に改める。

第13条及び第18条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第19条第2項中「得た額に」を「得た額（行政職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの学校職員のうち、人事委員会規則で定める学校職員を除く。第19条の4において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に」に改め、同条第3項中「とする」を「と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする」に改め、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「4級」を「3級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第19条の4第2項第1号中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の75」を「100

分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）」に改め、同項第2号中「100分の35」の次に「（特定幹部職員にあっては、100分の45）」を、「100分の40」の次に「（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を加え、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第21条第3項及び第4項中「調整手当及び住居手当並びに」を「地域手当、住居手当、」に改め、同条第5項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第6項中「調整手当及び住居手当並びに」を「地域手当、住居手当、」に改める。

附則第6項中「医師たる」を「医師である」に、「及び調整手当」を「及び地域手当」に改める。

附則に次の3項を加える。

18 給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条並びに附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第5条及び第6条並びに附則第5項の規定により定められる額とする。

19 管理職手当の月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第10条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

20 平成18年6月から平成19年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、第19条第5項（第19条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600

4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	543,500	
43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	544,400	
44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	545,300	
45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	546,200	
46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			

再任
用職
員以
外の
学校
職員

49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300
50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100
51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900
52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700
53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300
54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	
55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	
56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	
57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	
58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	
59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	
60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	
61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	
62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	
64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600	
65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100	
66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800	
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500	
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200	
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700	
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400	
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100	
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800	
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300	
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000	
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700	
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400	
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900	
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200		
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900		
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600		
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100		
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800		
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500		
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200		
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700		
86	240,100	296,400	345,300	386,800			
87	240,800	296,800	345,800	387,400			
88	241,500	297,200	346,300	388,000			
89	242,300	297,500	346,700	388,700			
90	242,800	297,900	347,200	389,300			
91	243,300	298,300	347,700	389,900			
92	243,800	298,700	348,200	390,500			
93	244,100	298,900	348,500	391,200			

	94		299,300	349,000	391,800						
	95		299,700	349,500	392,400						
	96		300,100	350,000	393,000						
	97		300,300	350,300	393,700						
	98		300,700	350,800							
	99		301,100	351,300							
	100		301,500	351,800							
	101		301,700	352,100							
	102		302,100	352,500							
	103		302,500	352,900							
	104		302,900	353,300							
	105		303,100	353,800							
	106		303,500								
	107		303,900								
	108		304,300								
	109		304,500								
	110		304,900								
	111		305,300								
	112		305,700								
	113		305,900								
	114		306,300								
	115		306,700								
	116		307,100								
	117		307,300								
	118		307,600								
	119		307,900								
	120		308,200								
	121		308,600								
	122		308,900								
	123		309,200								
	124		309,500								
	125		309,900								
再任用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用する。ただし、第22条及び附則第２項に規定する学校職員を除く。

別表第２（第５条関係）

教 育 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	147,000	190,500	331,500	424,900
	2	148,500	192,200	333,800	426,800
	3	150,000	193,900	336,100	428,700

4	151,500	195,600	338,400	430,600
5	153,100	197,400	340,700	432,500
6	154,900	199,100	343,000	434,400
7	156,700	200,800	345,300	436,300
8	158,500	202,500	347,600	438,200
9	160,300	204,300	349,800	440,000
10	162,300	206,200	352,000	441,900
11	164,300	208,100	354,200	443,800
12	166,300	210,000	356,400	445,700

13	168,200	211,700	358,600	447,500
14	170,400	213,700	360,700	449,400
15	172,600	215,700	362,800	451,300
16	174,800	217,700	364,900	453,200
17	177,100	219,600	366,900	455,000
18	179,600	222,300	368,900	456,900
19	182,100	225,000	370,900	458,800
20	184,600	227,700	372,900	460,700
21	187,100	230,500	375,000	462,500
22	188,800	233,400	377,000	464,400
23	190,500	236,300	379,000	466,300
24	192,200	239,200	381,000	468,200
25	193,700	242,000	382,900	470,000
26	195,400	244,900	384,900	471,700
27	197,100	247,800	386,900	473,400
28	198,800	250,700	388,900	475,100
29	200,300	253,600	390,800	476,900
30	202,000	256,300	392,800	478,600
31	203,700	259,000	394,800	480,300
32	205,400	261,700	396,800	482,000
33	207,000	264,400	398,700	483,700
34	208,800	267,100	400,500	484,700
35	210,600	269,800	402,300	485,700
36	212,400	272,500	404,100	486,700
37	214,100	275,200	405,700	487,800
38	215,900	277,900	407,300	488,800
39	217,700	280,600	408,900	489,800
40	219,500	283,300	410,500	490,800
41	221,400	285,900	412,200	491,900
42	223,200	288,600	413,800	492,900
43	225,000	291,300	415,400	493,900
44	226,800	294,000	417,000	494,900
45	228,700	296,500	418,700	496,000
46	230,500	299,200	420,300	497,000
47	232,300	301,900	421,900	498,000
48	234,100	304,600	423,500	499,000
49	235,800	307,100	425,200	500,100
50	237,600	309,600	426,800	
51	239,400	312,100	428,400	
52	241,200	314,600	430,000	
53	242,900	317,000	431,700	
54	244,700	319,200	433,300	
55	246,500	321,400	434,900	
56	248,300	323,600	436,500	
57	250,000	325,900	438,200	

再任
用職
員以
外の
学校
職員

58	251,700	328,100	439,800
59	253,400	330,300	441,400
60	255,100	332,500	443,000
61	256,800	334,700	444,700
62	258,500	336,900	446,300
63	260,200	339,100	447,900
64	261,900	341,300	449,500
65	263,600	343,500	451,200
66	265,300	345,700	452,800
67	267,000	347,900	454,400
68	268,700	350,100	456,000
69	270,200	352,100	457,600
70	271,700	354,200	459,200
71	273,200	356,300	460,800
72	274,700	358,400	462,400
73	276,000	360,400	463,900
74	277,400	362,400	464,900
75	278,800	364,400	465,900
76	280,200	366,400	466,900
77	281,600	368,400	467,700
78	282,800	370,100	468,700
79	284,000	371,800	469,700
80	285,200	373,500	470,700
81	286,500	375,200	471,500
82	287,700	376,700	472,500
83	288,900	378,200	473,500
84	290,100	379,700	474,500
85	291,400	381,200	475,300
86	292,600	382,700	476,300
87	293,800	384,200	477,300
88	295,000	385,700	478,300
89	296,200	387,200	479,100
90	297,400	388,600	
91	298,600	390,000	
92	299,800	391,400	
93	300,800	392,900	
94	302,000	394,200	
95	303,200	395,500	
96	304,400	396,800	
97	305,400	398,200	
98	306,500	399,300	
99	307,600	400,400	
100	308,700	401,500	
101	309,600	402,600	
102	310,700	403,700	

103	311,800	404,800
104	312,900	405,900
105	313,800	406,800
106	314,700	407,800
107	315,600	408,800
108	316,500	409,800
109	317,500	410,700
110	318,100	411,600
111	318,700	412,500
112	319,300	413,400
113	320,000	414,100
114	320,500	414,900
115	321,000	415,700
116	321,500	416,500
117	322,100	417,300
118	322,600	418,100
119	323,100	418,900
120	323,600	419,700
121	324,200	420,500
122	324,700	421,000
123	325,200	421,500
124	325,700	422,000
125	326,300	422,400
126	326,700	422,900
127	327,100	423,400
128	327,500	423,900
129	327,800	424,300
130	328,200	424,800
131	328,600	425,300
132	329,000	425,800
133	329,200	426,200
134	329,500	426,700
135	329,800	427,200
136	330,100	427,700
137	330,500	428,100
138	330,800	
139	331,100	
140	331,400	
141	331,700	
142	332,000	
143	332,300	
144	332,600	
145	332,900	
146	333,200	
147	333,500	

	148	333,800			
	149	334,000			
	150	334,300			
	151	334,600			
	152	334,900			
	153	335,100			
再任用職員		235,300	279,400	338,200	424,900

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、附則別表第1に掲げられている職務の級であった学校職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 施行日の前日において北海道学校職員の給与に関する条例（附則第12項を除き、以下「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた学校職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する学校職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める学校職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

4 附則第2項後段の規定により新級を決定される学校職員（次項に規定する学校職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え)

- 5 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた学校職員の施行日における号俸は、人事委員会規則で定める。
（施行日前の異動者の号俸の調整）
- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（学校職員が受けていた号俸等の基礎）
- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例（北海道学校職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第51号）を含む。）又は附則第21項の規定による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第31号）附則第2項若しくは第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる学校職員（人事委員会規則で定める学校職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額は、給与条例附則第16項又は第18項の規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。
- 9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（前項に規定する学校職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった学校職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 前3項の規定による給料を支給される学校職員に関する給与条例第9条第2

- 項、第10条の3第2項、第10条の4第1項、第12条第1項及び附則第18項の規定の適用については、給与条例第9条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第10条の3第2項、第10条の4第1項及び第12条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例附則第18項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」と、「附則第5項」とあるのは「附則第5項並びに平成18年改正条例附則第8項から第10項まで」とする。
- 12 附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される学校職員に関する公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下この項において「特別措置条例」という。）第3条第1項及び附則第2項の規定の適用については、同条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、特別措置条例附則第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の額」と、「給与条例附則第18項」とあるのは「平成18年改正条例附則第11項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。）において読み替えられた給与条例附則第18項」とする。ただし、特別措置条例第4条（同条第3号に係る部分（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第12号）による改正後の北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第6条の5第2項に規定する給与条例の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額に係る部分を除く。）に限る。）の規定により給料とみなされる教職調整額に係る特別措置条例第3条第1項及び附則第2項の規定の適用については、この限りでない。
- （平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

13 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第10条の2第2項第1号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項第2号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第10条の2第2項第3号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

(地域手当に関する経過措置)

14 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の給与条例（以下「改正前の条例」という。）第10条の2の2の規定の適用を受けている学校職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において改正前の条例第10条の2の規定の適用を受けている学校職員が施行日にその在勤する学校等を異にして異動した場合又はこれらの学校職員の在勤する学校等が施行日に移転した場合における当該学校職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第10条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「前条第1項」とあるのは「北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号。以下「平成18年改正条例」という。）による改正前の第10条の2第1項」と、「同条第2項各号に定める割合をいう」とあるのは「前条第2項各号に定める割合をいう」と、「地域手当の支給割合（同条第2項各号に定める割合をいい）」とあるのは「調整手当の支給割合（平成18年改正条例による改正前の第10条の2第2項各号に定める割合をいい）」と、「同条第1項」とあるのは「前条第1項」とする。

(定時制通信教育手当に関する経過措置)

15 施行日の前日において現に改正前の条例第10条の4第1項の規定により定時制通信教育手当を支給することとされていた学校職員であって、引き続き施行日以後に学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に規定する定時制の課程（この条例による改正後の給与条例（以下「改正後の条例」という。）第10条の4第1項に規定する定時制の課程を除く。以下「昼間定時制の課程」という。）を置

く高等学校において本務として校長の職にあるもの（昼間定時制の課程及び同項に規定する定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長の職にあるものを除く。）、昼間定時制の課程に関する校務を整理する教頭であるもの又は本務として昼間定時制の課程で行う教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師若しくは教育委員会規則で定める実習助手であるものについては、施行日から平成20年3月31日までの間、当該学校職員の給料月額と附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額に100分の10（給与条例第10条の3第1項に規定する管理職員にあっては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、100分の8を超えない範囲内において教育委員会がそれぞれ定める割合）を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の定時制通信教育手当を支給する。

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	10分の7
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	10分の4

16 前項の規定により支給される定時制通信教育手当の算出の基礎となる給料月額及び給料の額は、附則第11項において読み替えられた改正後の条例附則第18項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

17 附則第15項の規定により定時制通信教育手当を支給される学校職員に関する改正後の条例第12条第1項の規定の適用については、同項中「第10条の4」とあるのは、「北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第15項」とする。

18 附則第15項の規定により定時制通信教育手当を支給される学校職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「定時制通信教育手当」とあるのは、「北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第15項の規定により支給される定時制通信教育手当」とする。

- (1) 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）第3条第1項
- (2) 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第3条第1項

（学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替え等）

- 19 学校栄養職員又は看護師である技術職員の給料の切替えその他の経過措置については、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）別表第5の医療職給料表の適用を受ける職員に係る北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）による給料の切替えその他の経過措置の例による。

（人事委員会規則への委任）

- 20 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 21 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削り、附則中第6項を第2項とし、第7項を第3項とする。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

- 22 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第35項中「附則第16項（）」を「附則第18項（）」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 23 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「から第4項までの規定（）」を「若しくは第3項の規定（）」に改める。

第9条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の160」を「100分の140、」とあるのは「100分の160、」に改める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

- 24 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

第4条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第15項（市町村立学校職員給与負担法に規定

する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。）

附則第2項中「附則第16項」を「附則第18項」に改める。

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

給 料 表	旧 級	新 級
行 政 職 給 料 表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級

附則別表第2（附則第3項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である学校職員以外の学校職員の号俸の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける学校職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	26	6	2	10	1	1	1	1	1

2	6 月以上 9 月未満	1	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上12月未満	1	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上12月未満	1	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上12月未満	1	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上12月未満	1	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上12月未満	4	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未満	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	7	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上12月未満	8	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未満	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	10	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	11	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上12月未満										
	12月以上										
9	3 月未満										
	3 月以上 6 月未満										
	6 月以上 9 月未満										
	9 月以上12月未満										
	12月以上										
10	3 月未満										
	3 月以上 6 月未満										
	6 月以上 9 月未満										
	9 月以上12月未満										
	12月以上										
11	3 月未満										
	3 月以上 6 月未満										
	6 月以上 9 月未満										
	9 月以上12月未満										
	12月以上										
12	3 月未満										
	3 月以上 6 月未満										
	6 月以上 9 月未満										
	9 月以上12月未満										
	12月以上										
13	3 月未満										
	3 月以上 6 月未満										
	6 月以上 9 月未満										
	9 月以上12月未満										
	12月以上										
14	3 月未満										
	3 月以上 6 月未満										
	6 月以上 9 月未満										
	9 月以上12月未満										

15	12月以上	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33	21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月未満	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33		3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	3月以上6月未満	33	78	58	51	62	50	46	42	38	34		6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	6月以上9月未満	33	79	59	52	63	51	47	43	39	35		9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	9月以上12月未満	34	80	60	52	64	52	48	44	40	36		12月以上			85	65	89	77	73	69		
	12月以上	34	81	61	53	65	53	49	45	41	37		3月未満			85	65	89	77	73			
16	3月未満	34	81	61	53	65	53	49	45	41		22	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	3月以上6月未満	34	82	62	54	66	54	50	46	42			6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	6月以上9月未満	35	83	63	55	67	55	51	47	43			9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	9月以上12月未満	35	84	64	56	68	56	52	48	44			12月以上			89	67	93	81	77			
	12月以上	35	85	65	57	69	57	53	49	45			3月未満			89	67	93	81	77			
	3月未満	35	85	65	57	69	57	53	49	45		23	3月以上6月未満			90	67	94	82	78			
17	3月以上6月未満	36	86	66	57	70	58	54	50	46			6月以上9月未満			91	68	95	83	79			
	6月以上9月未満	36	87	67	58	71	59	55	51	47			9月以上12月未満			92	68	96	84	80			
	9月以上12月未満	36	88	68	58	72	60	56	52	48			12月以上			93	69	97	85	81			
	12月以上	37	89	69	59	73	61	57	53	49		24	3月未満			93	69	97	85	81			
	3月未満	37	89	69	59	73	61	57	53	49			3月以上6月未満			94	70	98	86	82			
18	3月以上6月未満	37	90	70	59	74	62	58	54	50			6月以上9月未満			95	71	99	87	83			
	6月以上9月未満	37	91	71	60	75	63	59	55	51			9月以上12月未満			96	72	100	88	84			
	9月以上12月未満	37	92	72	60	76	64	60	56	52			12月以上			97	73	101	89	85			
	12月以上	38	93	73	61	77	65	61	57	53		25	3月未満			97	73	101		85			
	3月未満	38	93	73	61	77	65	61	57				3月以上6月未満			98	73	102		85			
	3月以上6月未満	38	93	74	61	78	66	62	58				6月以上9月未満			99	74	103		85			
19	6月以上9月未満	38	93	75	61	79	67	63	59				9月以上12月未満			100	74	104		85			
	9月以上12月未満	38	93	76	62	80	68	64	60				12月以上			101	75	105		85			
	12月以上	39	93	77	62	81	69	65	61			26	3月未満			101	75	105		85			
	3月未満	39		77	62	81	69	65	61				3月以上6月未満			102	75	105		85			
	3月以上6月未満	39		78	62	82	70	66	62				6月以上9月未満			103	76	105		85			
	6月以上9月未満	39		79	63	83	71	67	63				9月以上12月未満			104	76	105		85			
20	9月以上12月未満	39		80	63	84	72	68	64				12月以上			105	77	105		85			
	12月以上	40		81	63	85	73	69	65				3月未満			105	77						

27	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3 月未満			109	81						
	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上12月未満			112	84						
29	12月以上			113	85						
	3 月未満			113							
	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
30	9 月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
	3 月未満			117							
	3 月以上 6 月未満			118							
31	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
	3 月未満			121							
32	3 月以上 6 月未満			122							
	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上12月未満			125							
32	12月以上			125							

イ 教育職給料表の適用を受ける学校職員の新号俸

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3 月未満				1	1
	3 月以上 6 月未満				1	1
	6 月以上 9 月未満				1	1
	9 月以上12月未満				1	1
	12月以上				1	1
2	3 月未満		1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満		3	3	1	1
	9 月以上12月未満		4	4	1	1
	12月以上		5	5	1	1
3	3 月未満		5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		7	7	1	1
	9 月以上12月未満		8	8	1	1
	12月以上		9	9	1	1
4	3 月未満		9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満		10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満		11	11	3	1
	9 月以上12月未満		12	12	4	1
	12月以上		13	13	5	1
5	3 月未満		13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満		14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満		15	15	7	1
	9 月以上12月未満		16	16	8	1
	12月以上		17	17	9	1
6	3 月未満		17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満		18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満		19	19	11	3
	9 月以上12月未満		20	20	12	4

	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29

13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
	3月未満	69	69	61	

19	3 月以上 6 月未満	70	70	62	
	6 月以上 9 月未満	71	71	63	
	9 月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3 月未満	73	73	65	
	3 月以上 6 月未満	74	74	66	
	6 月以上 9 月未満	75	75	67	
	9 月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3 月未満	77	77	69	
	3 月以上 6 月未満	78	78	70	
	6 月以上 9 月未満	79	79	71	
	9 月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3 月未満	81	81	73	
	3 月以上 6 月未満	82	82	74	
	6 月以上 9 月未満	83	83	75	
	9 月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	
23	3 月未満	85	85	77	
	3 月以上 6 月未満	86	86	78	
	6 月以上 9 月未満	87	87	79	
	9 月以上12月未満	88	88	80	
	12月以上	89	89	81	
24	3 月未満	89	89		
	3 月以上 6 月未満	90	90		
	6 月以上 9 月未満	91	91		
	9 月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
	3 月未満	93	93		
	3 月以上 6 月未満	94	94		

25	6 月以上 9 月未満	95	95		
	9 月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3 月未満	97	97		
	3 月以上 6 月未満	98	98		
	6 月以上 9 月未満	99	99		
	9 月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		
	9 月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3 月未満	109	109		
	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3 月未満	113	113		
	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3 月未満	117	117		
	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		

32	9 月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
	3 月未満	121	121		
	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3 月未満	125	125		
	3 月以上 6 月未満	126	126		
	6 月以上 9 月未満	127	127		
	9 月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		
34	3 月未満	129	129		
	3 月以上 6 月未満	130	130		
	6 月以上 9 月未満	131	131		
	9 月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3 月未満	133	133		
	3 月以上 6 月未満	134	134		
	6 月以上 9 月未満	135	135		
	9 月以上12月未満	136	136		
	12月以上	137	137		
36	3 月未満	137	137		
	3 月以上 6 月未満	138	137		
	6 月以上 9 月未満	139	137		
	9 月以上12月未満	140	137		
	12月以上	141	137		
37	3 月未満	141	137		
	3 月以上 6 月未満	142	137		
	6 月以上 9 月未満	143	137		
	9 月以上12月未満	144	137		

38	12月以上	145	137		
	3 月未満	145	137		
	3 月以上 6 月未満	146	137		
	6 月以上 9 月未満	147	137		
	9 月以上12月未満	148	137		
	12月以上	149	137		
	3 月未満	149			
39	3 月以上 6 月未満	150			
	6 月以上 9 月未満	151			
	9 月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
	3 月未満	153			
40	3 月以上 6 月未満	153			
	6 月以上 9 月未満	153			
	9 月以上12月未満	153			
	12月以上	153			
	3 月未満	153			

附則別表第3（附則第4項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である学校職員の号俸の切替表

旧級が行政職給料表の11級である学校職員の新号俸

旧号俸	新 級		9 級	10 級
	経過期間			
1	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1

	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
	12月以上	9	1

9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
	12月以上	33	13

15	3 月以上 6 月未満	34	13
	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	147,000	162,400	286,100	414,500
	2	148,500	164,500	289,200	416,100
	3	150,000	166,600	292,300	417,700
	4	151,500	168,700	295,400	419,300
	5	153,100	170,700	298,400	421,000
	6	154,900	172,900	301,500	422,600
	7	156,700	175,100	304,600	424,200
	8	158,500	177,300	307,700	425,800
	9	160,300	179,600	310,700	427,300
	10	162,300	182,300	313,600	428,700
	11	164,300	185,000	316,500	430,100
	12	166,300	187,700	319,400	431,500
	13	168,200	190,500	322,300	432,900
	14	170,400	192,200	324,600	434,300
	15	172,600	193,900	326,900	435,700

16	174,800	195,600	329,200	437,100
17	177,100	197,400	331,500	438,400
18	179,600	199,100	333,800	439,800
19	182,100	200,800	336,100	441,200
20	184,600	202,500	338,400	442,600
21	187,100	204,300	340,700	443,900
22	188,800	206,200	343,000	445,300
23	190,500	208,100	345,300	446,700
24	192,200	210,000	347,600	448,100
25	193,700	211,700	349,800	449,400
26	195,300	213,700	351,700	450,700
27	196,900	215,700	353,600	452,000
28	198,500	217,700	355,500	453,300
29	200,200	219,600	357,400	454,600
30	201,900	222,300	359,300	455,800
31	203,600	225,000	361,200	457,000
32	205,300	227,700	363,100	458,200
33	206,800	230,500	364,900	459,400
34	208,500	233,400	366,700	460,300
35	210,200	236,300	368,500	461,200
36	211,900	239,200	370,300	462,100
37	213,500	242,000	372,200	463,000
38	215,200	244,900	373,800	463,900
39	216,900	247,800	375,400	464,800
40	218,600	250,700	377,000	465,700
41	220,400	253,600	378,700	466,600
42	222,200	256,300	380,300	467,500
43	224,000	259,000	381,900	468,400
44	225,800	261,700	383,500	469,300
45	227,700	264,400	385,100	470,200
46	229,500	267,100	386,700	471,100
47	231,300	269,800	388,300	472,000
48	233,100	272,500	389,900	472,900
49	234,900	275,200	391,400	473,800
50	236,700	277,900	392,900	
51	238,500	280,600	394,400	
52	240,300	283,300	395,900	
53	241,900	285,900	397,500	
54	243,700	288,600	398,900	
55	245,500	291,300	400,300	
56	247,300	294,000	401,700	
57	249,000	296,500	403,200	
58	250,600	299,200	404,600	
59	252,200	301,900	406,000	
60	253,800	304,600	407,400	

再任用職員以外の学校職員	61	255,500	307,100	408,700					107	305,900	386,500			
	62	257,100	309,600	410,100					108	306,300	387,500			
	63	258,700	312,100	411,500					109	306,500	388,400			
	64	260,300	314,600	412,900					110	306,900	389,400			
	65	261,800	317,000	414,100					111	307,300	390,400			
	66	263,400	319,200	415,300					112	307,700	391,400			
	67	265,000	321,400	416,500					113	307,900	392,200			
	68	266,600	323,600	417,700					114	308,200	393,100			
	69	268,300	325,900	418,800					115	308,500	394,000			
	70	269,800	328,100	420,000					116	308,800	394,900			
	71	271,300	330,300	421,200					117	309,100	395,900			
	72	272,800	332,500	422,400					118	309,400	396,700			
	73	274,100	334,700	423,400					119	309,700	397,500			
	74	275,400	336,900	424,200					120	310,000	398,300			
	75	276,700	339,100	425,000					121	310,200	399,100			
	76	278,000	341,300	425,800					122	310,500	399,900			
	77	279,400	343,300	426,700					123	310,800	400,700			
	78	280,600	345,200	427,500					124	311,100	401,500			
	79	281,800	347,100	428,300					125	311,300	402,200			
	80	283,000	349,000	429,100					126		402,900			
	81	284,300	350,800	429,900					127		403,600			
	82	285,500	352,600	430,600					128		404,300			
	83	286,700	354,400	431,300					129		405,100			
	84	287,900	356,200	432,000					130		405,800			
	85	289,000	357,900	432,700					131		406,500			
	86	290,000	359,600	433,400					132		407,200			
	87	291,000	361,300	434,100					133		407,700			
	88	292,000	363,000	434,800					134		408,300			
	89	293,100	364,700	435,500					135		408,900			
	90	294,000	366,100	436,200					136		409,500			
	91	294,900	367,500	436,900					137		409,900			
	92	295,800	368,900	437,600					138		410,500			
	93	296,500	370,400	438,100					139		411,100			
	94	297,300	371,700	438,800					140		411,700			
	95	298,100	373,000	439,500					141		412,100			
	96	298,900	374,300	440,200					142		412,700			
	97	299,800	375,700	440,700					143		413,300			
	98	300,600	376,800	441,400					144		413,900			
	99	301,400	377,900	442,100					145		414,300			
	100	302,200	379,000	442,800					146		414,900			
	101	303,100	380,200	443,300					147		415,500			
	102	303,600	381,300	444,000					148		416,100			
	103	304,100	382,400	444,700					149		416,500			
	104	304,600	383,500	445,400										
	105	305,100	384,500	445,900										
	106	305,500	385,500											
								再任用職員		226,400	276,000	331,300	414,600	

備考(1) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- この条例の施行に伴う学校職員の給料の切替えその他の経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第2項から第20項までの規定を準用する。この場合において、中学校及び小学校の教育職員に係るこれらの規定の準用については、同条例附則第3項中「北海道学校職員の給与に関する条例（附則第12項を除き、以下「給与条例」という。）別表第1又は別表第2」とあるのは「市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例別表」と、「附則別表第2」とあるのは「附則別表」と読み替えるものとする。

附則別表（附則第2項関係）

教育職給料表の適用を受ける学校職員の号俸の切替表

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3 月未満			1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1
	12 月以上			1	1
2	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	1

4	12 月以上	9	9	5	1
	3 月未満	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	8	1
	12 月以上	13	13	9	1
5	3 月未満	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	12	1
	12 月以上	17	17	13	1
6	3 月未満	17	17	13	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	16	4
	12 月以上	21	21	17	5
7	3 月未満	21	21	17	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	19	7
	9 月以上 12 月未満	24	24	20	8
	12 月以上	25	25	21	9
8	3 月未満	25	25	21	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	24	12
	12 月以上	29	29	25	13
9	3 月未満	29	29	25	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	28	16
	12 月以上	33	33	29	17

10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	38
	6月以上9月未満	55	55	51	39
	9月以上12月未満	56	56	52	40
	12月以上	57	57	53	41
	3月未満	57	57	53	

16	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	

22	6 月以上 9 月未満	83	83	79	
	9 月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
23	3 月未満	85	85	81	
	3 月以上 6 月未満	86	86	82	
	6 月以上 9 月未満	87	87	83	
	9 月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3 月未満	89	89	85	
	3 月以上 6 月未満	90	90	86	
	6 月以上 9 月未満	91	91	87	
	9 月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3 月未満	93	93	89	
	3 月以上 6 月未満	94	94	90	
	6 月以上 9 月未満	95	95	91	
	9 月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3 月未満	97	97	93	
	3 月以上 6 月未満	98	98	94	
	6 月以上 9 月未満	99	99	95	
	9 月以上12月未満	100	100	96	
	12月以上	101	101	97	
27	3 月未満	101	101		
	3 月以上 6 月未満	102	102		
	6 月以上 9 月未満	103	103		
	9 月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3 月未満	105	105		
	3 月以上 6 月未満	106	106		
	6 月以上 9 月未満	107	107		

	9 月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
	3 月未満	109	109		
29	3 月以上 6 月未満	110	110		
	6 月以上 9 月未満	111	111		
	9 月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
	3 月未満	113	113		
30	3 月以上 6 月未満	114	114		
	6 月以上 9 月未満	115	115		
	9 月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
	3 月未満	117	117		
31	3 月以上 6 月未満	118	118		
	6 月以上 9 月未満	119	119		
	9 月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
	3 月未満	121	121		
32	3 月以上 6 月未満	122	122		
	6 月以上 9 月未満	123	123		
	9 月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
	3 月未満	125	125		
33	3 月以上 6 月未満	125	126		
	6 月以上 9 月未満	125	127		
	9 月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		
	3 月未満		129		
34	3 月以上 6 月未満		130		
	6 月以上 9 月未満		131		
	9 月以上12月未満		132		

	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		
37	3月未満		141		
	3月以上6月未満		142		
	6月以上9月未満		143		
	9月以上12月未満		144		
	12月以上		145		
38	3月未満		145		
	3月以上6月未満		146		
	6月以上9月未満		147		
	9月以上12月未満		148		
	12月以上		149		
39	3月未満		149		
	3月以上6月未満		149		
	6月以上9月未満		149		
	9月以上12月未満		149		
	12月以上		149		
40	3月未満		149		
	3月以上6月未満		149		
	6月以上9月未満		149		
	9月以上12月未満		149		
	12月以上		149		

41	3月未満		149		
	3月以上6月未満		149		
	6月以上9月未満		149		
	9月以上12月未満		149		
	12月以上		149		

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第49号

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とする。

第5条中「8,750円」を「7,350円」に改める。

第6条第2項第2号中「2,830円」を「2,800円」に改める。

第8条第1項中「ときに」の次に「、授業又はその補助を行った時間1時間につき2,800円を」を加え、同条第2項を削る。

第9条及び第9条の2を次のように改める。

第9条及び第9条の2 削除

第10条及び第10条の2を削り、第10条の3を第10条とする。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第12条第1項第5号を削り、同条第2項第4号中「1,200円」を「1,400円以内で人事委員会が定める額」に改め、同項第5号を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第16条第1項中「、舍務手当又は夜間課程勤務手当」を「又は舍務手当」に改

める。

附則第 4 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（夜間課程勤務手当に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現にこの条例による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により夜間課程勤務手当を支給することとされていた職員であって、施行日以後も引き続き改正前の条例第 9 条第 1 項に規定する課程に勤務することを本務とするものについては、施行日から平成20年 3 月31 日までの間、当該職員の給料月額と北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第 47 号。以下「平成18年学校職員給与条例」という。）附則第 8 項から第10項までの規定（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第 48 号。以下「平成18年市町村立学校職員給与条例」という。）附則第 2 項において準用する場合を含む。）による給料の額との合計額に100分の10（平成18年学校職員給与条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「改正後の学校職員給与条例」という。）第10条の 4（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により定時制通信教育手当を受ける者にあつては、100分の 7 以内において人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額に、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に定める割合を乗じて得た額の夜間課程勤務手当を支給する。

平成18年 4 月 1 日から平成19年 3 月31 日まで	10分の 7
平成19年 4 月 1 日から平成20年 3 月31 日まで	10分の 4

3 前項の規定により支給される夜間課程勤務手当の算出の基礎となる給料月額及び給料の額は、平成18年学校職員給与条例附則第11項（平成18年市町村立学校職員給与条例附則第 2 項において準用する場合を含む。）において読み替え

られた改正後の学校職員給与条例附則第18項（市町村立学校職員給与条例第 2 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用がないものとした場合の額とする。

4 一の月において改正前の条例第16条第 1 項に規定する業務等に従事した日の合計がその月の初日から末日までの間において同項に規定する週休日等以外の日の合計の 2 分の 1 以下である場合における附則第 2 項の手当の額については、同条第 1 項の規定の例による。ただし、その月の初日から末日までの間において当該業務等に従事しなかった場合（出張、研修又は公務上の負傷等により当該業務等に従事しなかった場合を含む。）は、当該手当を支給しない。

5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 2 項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、改正前の条例第16条第 2 項の規定の例による。

6 地方公務員法第26条の 2 第 1 項又は第26条の 3 第 1 項の規定による承認を受けて勤務しない時間がある職員に対する当該時間がある月における附則第 4 項の規定の適用については、改正前の条例第16条第 3 項の規定の例による。

（北海道職員等の修学部分休業に関する条例等の一部改正）

7 次に掲げる条例の規定中「及び兼務手当」を削る。

(1) 北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第 4 号）第 3 条第 1 項

(2) 北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第 5 号）第 3 条第 1 項

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

8 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号を次のように改める。

(2) 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第 49 号）附則第 2 項

北海道条例第50号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項の次に次のように加える。

14の2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付	届出確認書交付手数料	次に掲げる当該書面の交付を受ける者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項（第1号を除く。）の営業を営もうとする者 11,900円 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項第1号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの 3,400円と8,500円に受付所の数を乗じて得た額との合計額 ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項、第8項若しくは第10項の営業を営もうとする者（イに掲げる者を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する	届出書又は改正法附則第3条第2項に規定する書類提出のとき
--	------------	---	------------------------------

14の3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第27条第2項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面

変更届出確認書交付手数料

法律（平成17年法律第119号。以下この項において「改正法」という。）附則第3条第2項の規定により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項若しくは第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる者
3,400円

ア 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 1,900円と8,500円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額
イ その他の場合 1,500円

変更届出書提出のとき

の交付			
14の 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第 4 項（同法第31条の12第 2 項において準用する場合を含む。）又は第31条の 2 第 4 項（同法第31条の 7 第 2 項及び第31条の17第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付	届出確認書再交付手数料	1,200円	再交付申請のとき

附 則

この条例は、平成18年 5 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第51号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「443人」を「450人」に、「767人」を「780人」に、「5,664人」を「5,757人」に、「2,960人」を「3,007人」に、「9,834人」を「9,994人」に、「11,197人」を「11,357人」に改める。

附則第 4 項中「443人」を「450人」に、「767人」を「780人」に、「5,664人」を「5,757人」に、「2,960人」を「3,007人」に、「9,834人」を「9,994人」に、「11,197人」を「11,357人」に、「446人」を「453人」に、「773人」を「785人」に、「5,705

人」を「5,797人」に、「2,980人」を「3,029人」に、「9,904人」を「10,064人」に、「11,267人」を「11,427人」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第52号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第 6 条第 4 項から第 9 項までを次のように改める。

4 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前 1 年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を 4 号俸（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3 号俸）とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 55歳（人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「 4 号俸（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3 号俸）」とあるのは、「 2 号俸」とする。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第12条の2の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で人事委員会規則で定めるもの」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に改め、「掲げる」の次に「地域手当の級地の」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 1級地 100分の18
- (2) 2級地 100分の15
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の3

第12条の2第3項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第12条の3第1項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる割合」を「定める割合」に、「当該職員には、前条」を「異動等の円滑を図るため、当該職員には、同条」に、「第2号」を「次の各号に掲げる期間において当該各号」に、「異動等後の支給割合以下」を「異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下」に、「当該異動等の日から1年を経過する」を「その以下となる日の前日」に改め、同条第2項中「前条第2項各号に掲げる割合のうち最高のもの」を「前条第2項第1号の1級地」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第14条の2第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第15条及び第21条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第22条第2項中「得た額に」を「得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条の4において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支

給する場合においては100分の140を乗じて得た額）に」に改め、同条第3項中「とする」を「と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする」に改め、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「4級」を「3級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第22条の4第2項第1号中「調整手当」を「地域手当」に、「100分の75」を「100分の72.5（特定幹部職員にあっては、100分の92.5）」に改め、同項第2号中「100分の35」の次に「（特定幹部職員にあっては、100分の45）」を、「100分の40」の次に「（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を加え、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第26条第2項及び第3項中「調整手当及び住居手当並びに」を「地域手当、住居手当、」に改め、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「調整手当及び住居手当並びに」を「地域手当、住居手当、」に改める。

附則に次の4項を加える。

18 給料月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第5条及び第6条の規定により定められる額とする。

19 管理職手当の月額は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

20 平成18年6月から平成19年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、第22条第5項（第22条の4第4項において準用する場合を含む。）中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額（人事委員会規則

で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とあるのは、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額」とす

る。

21 前項の規定により読み替えられた第22条第5項の規定の適用を受けることとなる職員の平成18年6月から平成19年12月までの期末手当及び勤勉手当の額は、同条第2項及び第3項並びに第22条の4第2項の規定にかかわらず、これらの規定による額に100分の95を乗じて得た額とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,200	171,500	197,900	238,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800
	2	157,900	173,300	199,900	239,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700
	3	159,600	175,100	201,900	241,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600
	4	161,300	176,900	203,900	243,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500
	5	162,800	178,700	205,900	245,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300
	6	164,600	181,000	207,900	247,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200
	7	166,400	183,300	209,900	249,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100
	8	168,200	185,600	211,900	251,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000
	9	169,900	187,800	214,000	252,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700
	10	171,600	190,300	215,800	254,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500
	11	173,300	192,800	217,600	256,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300
	12	175,000	195,300	219,400	258,500	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100
	13	176,800	197,700	221,300	260,300	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700
	14	178,900	199,500	223,200	262,000	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500
	15	181,000	201,300	225,100	263,700	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300
	16	183,100	203,100	227,000	265,400	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100
	17	185,300	205,000	228,700	267,000	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700
	18	187,700	206,900	230,500	269,000	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500
	19	190,100	208,800	232,300	271,000	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300
	20	192,500	210,700	234,100	273,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100
	21	195,000	212,400	235,900	274,900	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700
	22	196,800	214,200	237,400	277,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500
	23	198,600	216,000	238,900	279,100	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300
	24	200,400	217,800	240,400	281,200	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100
	25	202,300	219,500	241,900	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700
	26	204,100	221,200	243,600	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200
	27	205,900	222,900	245,300	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700
	28	207,700	224,600	247,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200
	29	209,600	226,200	248,500	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600

再任 用職 員以 外の 職員	30	211,400	228,000	250,100	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400
	31	213,200	229,800	251,700	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200
	32	215,000	231,600	253,300	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000
	33	216,700	233,200	254,800	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600
	34	218,400	234,800	256,400	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400
	35	220,100	236,400	258,000	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200
	36	221,800	238,000	259,600	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000
	37	223,400	239,500	261,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600
	38	225,200	241,100	262,700	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400
	39	227,000	242,700	264,300	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200
	40	228,800	244,300	265,900	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000
	41	230,400	245,900	267,400	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600
	42	231,900	247,500	269,200	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400
	43	233,400	249,100	271,000	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200
	44	234,900	250,700	272,800	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000
	45	236,400	252,200	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600
	46	237,800	253,800	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100	
	47	239,200	255,400	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800	
	48	240,600	257,000	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500	
	49	241,800	258,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200	
	50	243,400	260,100	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900	
	51	245,000	261,700	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600	
	52	246,600	263,300	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300	
	53	248,100	264,700	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000	
	54	249,700	266,500	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700	
	55	251,300	268,300	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400	
	56	252,900	270,100	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100	
	57	254,400	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800	
	58	255,800	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500	
	59	257,200	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200	
	60	258,600	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900	
	61	260,000	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600	
	62	261,500	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600		
	63	263,000	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200		
	64	264,500	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800		
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500		
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100		
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700		
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300		
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000		
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600		
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200		
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800		
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500		
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100		

75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700
76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300
77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000
78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800	
79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400	
80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000	
81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600	
82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200	
83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800	
84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400	
85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000	
86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700		
87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300		
88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900		
89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500		
90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100		
91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700		
92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300		
93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900		
94	303,500	327,700	356,000	391,100	427,500		
95	304,800	329,100	357,500	391,700	428,100		
96	306,100	330,500	359,000	392,300	428,700		
97	307,200	332,000	360,400	392,800	429,300		
98	308,400	333,400	361,600	393,400			
99	309,600	334,800	362,800	394,000			
100	310,800	336,200	364,000	394,600			
101	312,000	337,700	365,300	395,100			
102	313,100	339,000	366,500	395,700			
103	314,200	340,300	367,700	396,300			
104	315,300	341,600	368,900	396,900			
105	316,300	342,800	370,200	397,400			
106	317,000	343,900	370,800	397,900			
107	317,700	345,000	371,400	398,400			
108	318,400	346,100	372,000	398,900			
109	319,100	347,300	372,700	399,300			
110	319,800	348,300	373,300	399,800			
111	320,500	349,300	373,900	400,300			
112	321,200	350,300	374,500	400,800			
113	322,000	351,400	375,000	401,200			
114	322,800	352,400	375,600	401,700			
115	323,600	353,400	376,200	402,200			
116	324,400	354,400	376,800	402,700			
117	325,000	355,500	377,300	403,100			
118	325,800	356,100	377,900	403,600			
119	326,600	356,700	378,500	404,100			

	120	327,400	357,300	379,100	404,600					
	121	328,100	357,800	379,500	405,000					
	122	328,600	358,300	380,100	405,500					
	123	329,100	358,800	380,700	406,000					
	124	329,600	359,300	381,300	406,500					
	125	329,900	359,800	381,800	406,900					
	126			382,300						
	127			382,800						
	128			383,300						
	129			383,600						
	130			384,100						
	131			384,600						
	132			385,100						
	133			385,400						
再任用職員		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第 2 （第 5 条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 134,000	円 183,800	円 221,100	円 262,300	円 289,700	円 321,100	円 367,200	円 414,800	円 468,700	円 534,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100

再任 用職 員以 外の 職員	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	543,500	
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	544,400	
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	545,300	
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	546,200	
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700				
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400				
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100				
	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800				
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500				
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200				
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900				
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500				
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200				
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900				
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600				
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100				

66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800
67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500
68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800	
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500	
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200	
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700	
86	240,100	296,400	345,300	386,800		
87	240,800	296,800	345,800	387,400		
88	241,500	297,200	346,300	388,000		
89	242,300	297,500	346,700	388,700		
90	242,800	297,900	347,200	389,300		
91	243,300	298,300	347,700	389,900		
92	243,800	298,700	348,200	390,500		
93	244,100	298,900	348,500	391,200		
94		299,300	349,000	391,800		
95		299,700	349,500	392,400		
96		300,100	350,000	393,000		
97		300,300	350,300	393,700		
98		300,700	350,800			
99		301,100	351,300			
100		301,500	351,800			
101		301,700	352,100			
102		302,100	352,500			
103		302,500	352,900			
104		302,900	353,300			
105		303,100	353,800			
106		303,500				
107		303,900				
108		304,300				
109		304,500				
110		304,900				

再任職員	111		305,300								
	112		305,700								
	113		305,900								
	114		306,300								
	115		306,700								
	116		307,100								
	117		307,300								
	118		307,600								
	119		307,900								
	120		308,200								
	121		308,600								
	122		308,900								
	123		309,200								
	124		309,500								
	125		309,900								
		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第 2 項に規定する職員を除く。

別表第 3（第 5 条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	160,900	213,700	258,300	313,600	356,300
	2	163,200	215,800	260,100	316,100	358,800
	3	165,500	217,900	261,900	318,600	361,300
	4	167,800	220,000	263,700	321,100	363,800
	5	170,200	222,000	265,300	323,600	366,300
	6	172,600	224,100	267,300	326,100	369,500
	7	175,000	226,200	269,300	328,600	372,700
	8	177,400	228,300	271,300	331,100	375,900
	9	179,600	230,500	273,400	333,600	378,900
	10	182,000	232,400	276,200	336,100	382,000
	11	184,400	234,300	279,000	338,600	385,100
	12	186,800	236,200	281,800	341,100	388,200
	13	189,300	238,100	284,700	343,600	391,200
	14	191,900	240,000	287,600	346,100	394,000
	15	194,500	241,900	290,500	348,600	396,800
	16	197,100	243,800	293,400	351,100	399,600
	17	199,500	245,700	296,200	353,600	402,500
	18	202,200	247,600	298,900	356,100	404,600
	19	204,900	249,500	301,600	358,600	406,700

20	207,600	251,400	304,300	361,100	408,800
21	210,100	253,100	306,900	363,600	410,700
22	211,700	254,800	308,800	366,000	412,700
23	213,300	256,500	310,700	368,400	414,700
24	214,900	258,200	312,600	370,800	416,700
25	216,400	260,000	314,400	373,300	418,500
26	217,900	261,900	316,300	375,700	420,300
27	219,400	263,800	318,200	378,100	422,100
28	220,900	265,700	320,100	380,500	423,900
29	222,500	267,600	321,800	382,700	425,500
30	223,600	269,400	323,600	384,900	427,200
31	224,700	271,200	325,400	387,100	428,900
32	225,800	273,000	327,200	389,300	430,600
33	227,000	274,800	328,800	391,400	432,200
34	227,900	276,600	330,400	393,200	433,500
35	228,800	278,400	332,000	395,000	434,800
36	229,700	280,200	333,600	396,800	436,100
37	230,600	281,800	335,300	398,700	437,500
38	231,500	283,300	336,900	400,200	438,500
39	232,400	284,800	338,500	401,700	439,500
40	233,300	286,300	340,100	403,200	440,500
41	234,300	287,800	341,600	404,500	441,400
42	235,200	289,200	343,100	405,900	442,200
43	236,100	290,600	344,600	407,300	443,000
44	237,000	292,000	346,100	408,700	443,800

再任用職員以外の職員	45	237,900	293,500	347,700	410,200	444,500
	46	238,900	294,900	349,100	411,600	445,200
	47	239,900	296,300	350,500	413,000	445,900
	48	240,900	297,700	351,900	414,400	446,600
	49	241,700	299,200	353,200	415,800	447,300
	50	242,500	300,300	354,700	416,700	448,000
	51	243,300	301,400	356,200	417,600	448,700
	52	244,100	302,500	357,700	418,500	449,400
	53	244,900	303,700	359,100	419,200	450,100
	54	245,700	304,800	360,500	419,800	450,800
	55	246,500	305,900	361,900	420,400	451,500
	56	247,300	307,000	363,300	421,000	452,200
	57	248,100	308,200	364,500	421,600	452,900
	58	248,900	309,300	365,800	422,200	453,600
	59	249,700	310,400	367,100	422,800	454,300
	60	250,500	311,500	368,400	423,400	455,000
	61	251,300	312,400	369,600	424,000	455,600
	62	252,100	313,200	370,200	424,600	456,300
	63	252,900	314,000	370,800	425,200	457,000
	64	253,700	314,800	371,400	425,800	457,700
	65	254,400	315,400	371,800	426,400	458,200
	66	254,900	316,100	372,300	427,000	458,900
	67	255,400	316,800	372,800	427,600	459,600
	68	255,900	317,500	373,300	428,200	460,300
	69	256,200	318,300	373,900	428,900	460,800
	70			374,400	429,500	461,500
	71			374,900	430,100	462,200
	72			375,400	430,700	462,900
	73			376,000	431,400	463,400
	74			376,500	432,000	464,100
	75			377,000	432,600	464,800
	76			377,500	433,200	465,500
	77			378,100	433,900	466,000
	78			378,600	434,600	466,700
	79			379,100	435,300	467,400
	80			379,600	436,000	468,100
	81			380,200	436,500	468,600
	82			380,700	437,200	
	83			381,200	437,900	
	84			381,700	438,600	
	85			382,300	439,100	
	86			382,800	439,800	
	87			383,300	440,500	
	88			383,800	441,200	
	89			384,400	441,700	

90			384,900	442,400	
91			385,400	443,100	
92			385,900	443,800	
93			386,500	444,300	
94			387,000	445,000	
95			387,500	445,700	
96			388,000	446,400	
97			388,600	446,900	
98			389,100		
99			389,600		
100			390,100		
101			390,700		
102			391,200		
103			391,700		
104			392,200		
105			392,800		
106			393,300		
107			393,800		
108			394,300		
109			394,900		
110			395,400		
111			395,900		
112			396,400		
113			397,000		
再任用職員	219,600	249,800	284,200	326,400	356,300

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 4 （第 5 条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,100	183,000	275,300	332,900	393,300
	2	135,200	185,400	278,100	335,100	396,200
	3	136,300	187,800	280,900	337,300	399,100
	4	137,400	190,200	283,700	339,500	402,000
	5	138,500	192,700	286,300	341,500	404,700
	6	139,800	195,000	289,100	343,600	407,600
	7	141,100	197,300	291,900	345,700	410,500
	8	142,400	199,600	294,700	347,800	413,400
	9	143,500	201,700	297,300	349,900	416,100

10	145,100	204,000	300,100	352,000	418,900
11	146,700	206,300	302,900	354,100	421,700
12	148,300	208,600	305,700	356,200	424,500
13	149,800	210,800	308,300	358,300	427,400
14	151,700	213,200	311,100	360,300	430,200
15	153,600	215,600	313,900	362,300	433,000
16	155,500	218,000	316,700	364,300	435,800
17	157,300	220,300	319,300	366,200	438,700
18	159,400	223,200	321,600	368,200	441,500
19	161,500	226,100	323,900	370,200	444,300
20	163,600	229,000	326,200	372,200	447,100
21	165,800	231,700	328,600	374,100	450,000
22	168,100	234,500	330,700	376,100	452,700
23	170,400	237,300	332,800	378,100	455,400
24	172,700	240,100	334,900	380,100	458,100
25	174,800	243,000	337,100	382,000	460,900
26	176,900	245,800	339,000	384,000	463,500
27	179,000	248,600	340,900	386,000	466,100
28	181,100	251,400	342,800	388,000	468,700
29	183,100	254,300	344,800	389,900	471,300
30	184,900	256,800	346,500	391,900	473,900
31	186,700	259,300	348,200	393,900	476,500
32	188,500	261,800	349,900	395,900	479,100
33	190,300	264,100	351,400	397,700	481,500
34	192,200	266,700	352,900	399,500	484,000
35	194,100	269,300	354,400	401,300	486,500
36	196,000	271,900	355,900	403,100	489,000
37	197,700	274,300	357,300	404,800	491,600
38	199,600	276,300	358,700	406,400	494,100
39	201,500	278,300	360,100	408,000	496,600
40	203,400	280,300	361,500	409,600	499,100
41	205,400	282,100	362,700	411,200	501,700
42	207,300	283,500	364,000	412,800	504,000
43	209,200	284,900	365,300	414,400	506,300
44	211,100	286,300	366,600	416,000	508,600
45	213,000	287,500	367,900	417,600	510,700
46	215,000	288,800	369,200	419,200	512,300
47	217,000	290,100	370,500	420,800	513,900
48	219,000	291,400	371,800	422,400	515,500
49	220,800	292,800	372,900	423,800	517,200
50	222,900	294,100	374,200	425,300	518,700
51	225,000	295,400	375,500	426,800	520,200
52	227,100	296,700	376,800	428,300	521,700
53	229,000	297,900	377,900	429,800	523,000
54	231,100	299,200	379,000	431,200	524,200

55	233,200	300,500	380,100	432,600	525,400
56	235,300	301,800	381,200	434,000	526,600
57	237,300	302,900	382,100	435,200	527,800
58	238,900	304,100	383,000	436,600	528,800
59	240,500	305,300	383,900	438,000	529,800
60	242,100	306,500	384,800	439,400	530,800
61	243,600	307,600	385,500	440,600	531,900
62	245,100	308,700	386,400	441,600	532,800
63	246,600	309,800	387,300	442,600	533,700
64	248,100	310,900	388,200	443,600	534,600
65	249,700	312,100	388,900	444,500	535,600
66	251,200	313,200	389,700	445,400	536,500
67	252,700	314,300	390,500	446,300	537,400
68	254,200	315,400	391,300	447,200	538,300
69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
74	263,000	322,100	395,700	452,200	
75	264,400	323,200	396,400	453,100	
76	265,800	324,300	397,100	454,000	
77	267,000	325,400	397,900	454,700	
78	268,300	326,400	398,600	455,600	
79	269,600	327,400	399,300	456,500	
80	270,900	328,400	400,000	457,400	
81	272,300	329,500	400,700	458,100	
82	273,600	330,300	401,400	459,000	
83	274,900	331,100	402,100	459,900	
84	276,200	331,900	402,800	460,800	
85	277,400	332,800	403,400	461,500	
86	278,700	333,400	404,100		
87	280,000	334,000	404,800		
88	281,300	334,600	405,500		
89	282,400	335,000	406,100		
90	283,600	335,600	406,800		
91	284,800	336,200	407,500		
92	286,000	336,800	408,200		
93	287,100	337,200	408,800		
94	288,100	337,700	409,500		
95	289,100	338,200	410,200		
96	290,100	338,700	410,900		
97	290,900	339,300	411,500		
98	291,800	339,800	412,200		
99	292,700	340,300	412,900		
100	293,600	340,800	413,600		

再任
用職
員以
外の
職員

	101	294,500	341,400	414,200		
	102	295,200	341,900			
	103	295,900	342,400			
	104	296,600	342,900			
	105	297,400	343,500			
	106	297,900	344,000			
	107	298,400	344,500			
	108	298,900	345,000			
	109	299,400	345,600			
	110	299,800				
	111	300,200				
	112	300,600				
	113	301,000				
	114	301,400				
	115	301,800				
	116	302,200				
	117	302,600				
	118	303,000				
	119	303,400				
	120	303,800				
	121	304,100				
再任用職員		216,900	262,600	288,800	332,900	393,300

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、人事委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
(号俸の切替え)
- 施行日の前日において北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第4までの給料表の適用を受けていた職員の

施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え)

- 施行日の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号俸は、人事委員会規則で定める。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例（北海道地方警察職員の給与の臨時措置に関する条例（昭和51年北海道条例第52号）を含む。）又は附則第15項の規定による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）附則第2項若しくは第3項及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、当該差額の算出の基礎となる給料月額は、給与条例附則第16項又は第18項の規定の適用を受けるときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額とする。

9 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

10 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

11 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第 9 条第 2 項、第19条の 2 第 2 項及び第22条第 5 項（給与条例第22条の 4 第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第18項の規定の適用については、給与条例第 9 条第 2 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第 52 号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第 8 項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第19条の 2 第 2 項及び第22条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第 8 項から第10項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例附則第18項中「給料月額」とあるのは「給料月額及び平成18年改正条例附則第 8 項から第10項までの規定による給料の額」と、「第 6 条」とあるのは「第 6 条並びに平成18年改正条例附則第 8 項から第10項まで」とする。

（平成22年 3 月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

12 平成22年 3 月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条の 2 第 2 項第 1 号	100分の18	100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の 2 第 2 項第 2 号	100分の15	100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
第12条の 2 第 2 項第 3 号	100分の12	100分の12を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合

（地域手当に関する経過措置）

13 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）第12条の 3 の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において改正前の給与条例第12条の 2 の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局が施行日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与条例第12条の 3 第 1 項の規定の適用については、同項中「前条第 1 項」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第 52 号。以下「平成18年改正条例」という。）による改正前の前条第 1 項」と、「同条第 2 項各号に定める割合をいう」とあるのは「前条第 2 項各号に定める割合をいう」と、「地域手当の支給割合（同条第 2 項各号に定める割合をいい）」とあるのは「調整手当の支給割合（平成18年改正条例による改正前の前条第 2 項各号に定める割合をいい）」と、「同条第 1 項」とあるのは「前条第 1 項」とする。

（人事委員会規則への委任）

14 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

15 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し及び同項から附則第 4 項までを削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

16 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第16項」を「北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第18項」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

17 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第22条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」を「第22条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」に改める。
(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

18 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「から第4項までの規定の」を「若しくは第3項の規定の」に改める。

第9条第4項中「100分の140」とあるのは「100分の160」を「100分の140、」とあるのは「100分の160、」に改める。

附則別表第1（附則第2項関係）

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
公安職給料表	4級	4級
	5級	
	6級	5級
	7級	6級
	8級	7級
	9級	8級
	10級	9級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級

附則別表第2（附則第3項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表

ア 公安職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満				1	13	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満				1	14	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満				1	15	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満				1	16	1	1	1	1	1	1
	12月以上				1	17	1	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	17	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	2	18	1	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	3	19	1	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	4	20	1	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	5	21	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	6	22	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	7	23	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	8	24	4	1	1	1	1	1
	12月以上	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	9	25	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	10	26	6	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	11	27	7	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	12	28	8	4	1	1	1	1
	12月以上	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	13	29	9	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	14	30	10	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	15	31	11	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	16	32	12	8	4	1	1	1
	12月以上	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1	1

6	3 月未満	17	17	17	17	33	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	18	34	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	19	35	15	11	7	3	1
	9 月以上12月未満	20	20	20	20	36	16	12	8	4	1
	12月以上	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
7	3 月未満	21	21	21	21	37	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	22	38	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	23	39	19	15	11	7	3
	9 月以上12月未満	24	24	24	24	40	20	16	12	8	4
	12月以上	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
8	3 月未満	25	25	25	25	41	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	26	42	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	27	43	23	19	15	11	7
	9 月以上12月未満	28	28	28	28	44	24	20	16	12	8
	12月以上	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
9	3 月未満	29	29	29	29	45	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	30	46	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	31	47	27	23	19	15	11
	9 月以上12月未満	32	32	32	32	48	28	24	20	16	12
	12月以上	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
10	3 月未満	33	33	33	33	49	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	34	34	50	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	35	35	51	31	27	23	19	15
	9 月以上12月未満	36	36	36	36	52	32	28	24	20	16
	12月以上	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
11	3 月未満	37	37	37	37	53	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	38	38	54	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	39	39	55	35	31	27	23	19
	9 月以上12月未満	40	40	40	40	56	36	32	28	24	20
	12月以上	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
	3 月未満	41	41	41	41	57	37	33	29	25	21
12	3 月以上 6 月未満	42	42	42	42	58	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未満	43	43	43	43	59	39	35	31	27	23
	9 月以上12月未満	44	44	44	44	60	40	36	32	28	24
	12月以上	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
	3 月未満	45	45	45	45	61	41	37	33	29	25
13	3 月以上 6 月未満	46	46	46	46	62	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未満	47	47	47	47	63	43	39	35	31	27
	9 月以上12月未満	48	48	48	48	64	44	40	36	32	28
	12月以上	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
	3 月未満	49	49	49	49	65	45	41	37	33	29
14	3 月以上 6 月未満	50	50	50	50	66	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未満	51	51	51	51	67	47	43	39	35	31
	9 月以上12月未満	52	52	52	52	68	48	44	40	36	32
	12月以上	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
	3 月未満	53	53	53	53	69	49	45	41	37	33
15	3 月以上 6 月未満	54	54	54	54	70	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未満	55	55	55	55	71	51	47	43	39	35
	9 月以上12月未満	56	56	56	56	72	52	48	44	40	36
	12月以上	57	57	57	57	73	53	49	45	41	37
	3 月未満	57	57	57	57	73	53	49	45	41	
16	3 月以上 6 月未満	58	58	58	58	74	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未満	59	59	59	59	75	55	51	47	43	
	9 月以上12月未満	60	60	60	60	76	56	52	48	44	
	12月以上	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
	3 月未満	61	61	61	61	77	57	53	49	45	
17	3 月以上 6 月未満	62	62	62	62	78	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未満	63	63	63	63	79	59	55	51	47	
	9 月以上12月未満	64	64	64	64	80	60	56	52	48	
	12月以上	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
	3 月未満	65	65	65	65	81	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未満	66	66	66	66	82	62	58	54	50	

18	6 月以上 9 月未満	67	67	67	67	83	63	59	55	51	
	9 月以上12月未満	68	68	68	68	84	64	60	56	52	
	12月以上	69	69	69	69	85	65	61	57	53	
19	3 月未満	69	69	69	69	85	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満	70	70	70	70	86	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満	71	71	71	71	87	67	63	59		
	9 月以上12月未満	72	72	72	72	88	68	64	60		
	12月以上	73	73	73	73	89	69	65	61		
20	3 月未満	73	73	73	73	89	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満	74	74	74	74	90	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満	75	75	75	75	91	71	67	63		
	9 月以上12月未満	76	76	76	76	92	72	68	64		
	12月以上	77	77	77	77	93	73	69	65		
21	3 月未満	77	77	77	77	93	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満	78	78	78	77	94	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満	79	79	79	78	95	75	71	67		
	9 月以上12月未満	80	80	80	78	96	76	72	68		
	12月以上	81	81	81	79	97	77	73	69		
22	3 月未満	81	81	81	79	97	77	73			
	3 月以上 6 月未満	82	82	82	79	98	78	74			
	6 月以上 9 月未満	83	83	83	80	99	79	75			
	9 月以上12月未満	84	84	84	80	100	80	76			
	12月以上	85	85	85	81	101	81	77			
23	3 月未満	85	85	85	81	101	81				
	3 月以上 6 月未満	86	86	86	82	102	82				
	6 月以上 9 月未満	87	87	87	83	103	83				
	9 月以上12月未満	88	88	88	84	104	84				
	12月以上	89	89	89	85	105	85				
24	3 月未満	89	89	89	85	105	85				
	3 月以上 6 月未満	90	90	90	86	106	86				
	6 月以上 9 月未満	91	91	91	87	107	87				

	9 月以上12月未満	92	92	92	88	108	88				
	12月以上	93	93	93	89	109	89				
25	3 月未満	93	93	93	89	109	89				
	3 月以上 6 月未満	94	94	94	90	110	90				
	6 月以上 9 月未満	95	95	95	91	111	91				
	9 月以上12月未満	96	96	96	92	112	92				
	12月以上	97	97	97	93	113	93				
26	3 月未満	97	97	97	93	113	93				
	3 月以上 6 月未満	98	98	98	94	114	94				
	6 月以上 9 月未満	99	99	99	95	115	95				
	9 月以上12月未満	100	100	100	96	116	96				
	12月以上	101	101	101	97	117	97				
27	3 月未満	101	101	101	97						
	3 月以上 6 月未満	102	101	102	98						
	6 月以上 9 月未満	103	102	103	99						
	9 月以上12月未満	104	102	104	100						
	12月以上	105	103	105	101						
28	3 月未満	105	103	105	101						
	3 月以上 6 月未満	106	103	106	102						
	6 月以上 9 月未満	107	104	107	103						
	9 月以上12月未満	108	104	108	104						
	12月以上	109	105	109	105						
29	3 月未満	109	105	109	105						
	3 月以上 6 月未満	110	106	110	105						
	6 月以上 9 月未満	111	107	111	106						
	9 月以上12月未満	112	108	112	106						
	12月以上	113	109	113	107						
30	3 月未満	113	109	113	107						
	3 月以上 6 月未満	114	110	114	107						
	6 月以上 9 月未満	115	111	115	108						
	9 月以上12月未満	116	112	116	108						

イ 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俵	経過期間	旧 級									
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9 月以上12月未満	1	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3 月未満	1	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9 月以上12月未満	1	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3 月未満	1	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9 月以上12月未満	1	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未満	1	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上12月未満	1	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未満	1	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	43	23	19	27	15	11	7	3	1

		9月以上12月未満	4	44	24	20	28	16	12	8	4	1
		12月以上	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7		3月未満	5	45	25	21	29	17	13	9	5	1
		3月以上6月未満	6	46	26	22	30	18	14	10	6	2
		6月以上9月未満	7	47	27	23	31	19	15	11	7	3
		9月以上12月未満	8	48	28	24	32	20	16	12	8	4
		12月以上	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8		3月未満	9	49	29	25	33	21	17	13	9	5
		3月以上6月未満	10	50	30	26	34	22	18	14	10	6
		6月以上9月未満	11	51	31	27	35	23	19	15	11	7
		9月以上12月未満	12	52	32	28	36	24	20	16	12	8
		12月以上	13	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9		3月未満	13	53	33	29	37	25	21	17	13	9
		3月以上6月未満	14	54	34	30	38	26	22	18	14	10
		6月以上9月未満	15	55	35	31	39	27	23	19	15	11
		9月以上12月未満	16	56	36	32	40	28	24	20	16	12
		12月以上	17	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10		3月未満	17	57	37	33	41	29	25	21	17	13
		3月以上6月未満	18	58	38	34	42	30	26	22	18	14
		6月以上9月未満	19	59	39	35	43	31	27	23	19	15
		9月以上12月未満	20	60	40	36	44	32	28	24	20	16
		12月以上	21	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11		3月未満	21	61	41	37	45	33	29	25	21	17
		3月以上6月未満	22	62	42	38	46	34	30	26	22	18
		6月以上9月未満	23	63	43	39	47	35	31	27	23	19
		9月以上12月未満	24	64	44	40	48	36	32	28	24	20
		12月以上	25	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12		3月未満	25	65	45	41	49	37	33	29	25	21
		3月以上6月未満	26	66	46	42	50	38	34	30	26	22
		6月以上9月未満	27	67	47	43	51	39	35	31	27	23
		9月以上12月未満	28	68	48	44	52	40	36	32	28	24

		12月以上	29	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13		3月未満	29	69	49	45	53	41	37	33	29	25
		3月以上6月未満	29	70	50	46	54	42	38	34	30	26
		6月以上9月未満	30	71	51	47	55	43	39	35	31	27
		9月以上12月未満	30	72	52	48	56	44	40	36	32	28
		12月以上	31	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14		3月未満	31	73	53	49	57	45	41	37	33	29
		3月以上6月未満	31	74	54	49	58	46	42	38	34	30
		6月以上9月未満	32	75	55	50	59	47	43	39	35	31
		9月以上12月未満	32	76	56	50	60	48	44	40	36	32
		12月以上	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15		3月未満	33	77	57	51	61	49	45	41	37	33
		3月以上6月未満	33	78	58	51	62	50	46	42	38	34
		6月以上9月未満	33	79	59	52	63	51	47	43	39	35
		9月以上12月未満	34	80	60	52	64	52	48	44	40	36
		12月以上	34	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16		3月未満	34	81	61	53	65	53	49	45	41	
		3月以上6月未満	34	82	62	54	66	54	50	46	42	
		6月以上9月未満	35	83	63	55	67	55	51	47	43	
		9月以上12月未満	35	84	64	56	68	56	52	48	44	
		12月以上	35	85	65	57	69	57	53	49	45	
17		3月未満	35	85	65	57	69	57	53	49	45	
		3月以上6月未満	36	86	66	57	70	58	54	50	46	
		6月以上9月未満	36	87	67	58	71	59	55	51	47	
		9月以上12月未満	36	88	68	58	72	60	56	52	48	
		12月以上	37	89	69	59	73	61	57	53	49	
18		3月未満	37	89	69	59	73	61	57	53	49	
		3月以上6月未満	37	90	70	59	74	62	58	54	50	
		6月以上9月未満	37	91	71	60	75	63	59	55	51	
		9月以上12月未満	37	92	72	60	76	64	60	56	52	
		12月以上	38	93	73	61	77	65	61	57	53	

19	3 月未満	38	93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未満	38	93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未満	38	93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上12月未満	38	93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上	39	93	77	62	81	69	65	61		
20	3 月未満	39		77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未満	39		78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未満	39		79	63	83	71	67	63		
	9 月以上12月未満	39		80	63	84	72	68	64		
	12月以上	40		81	63	85	73	69	65		
21	3 月未満			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未満			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未満			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3 月未満			85	65	89	77	73			
	3 月以上 6 月未満			86	65	90	78	74			
	6 月以上 9 月未満			87	66	91	79	75			
	9 月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3 月未満			89	67	93	81	77			
	3 月以上 6 月未満			90	67	94	82	78			
	6 月以上 9 月未満			91	68	95	83	79			
	9 月以上12月未満			92	68	96	84	80			
	12月以上			93	69	97	85	81			
24	3 月未満			93	69	97	85	81			
	3 月以上 6 月未満			94	70	98	86	82			
	6 月以上 9 月未満			95	71	99	87	83			
	9 月以上12月未満			96	72	100	88	84			
	12月以上			97	73	101	89	85			
	3 月未満			97	73	101		85			
25	3 月以上 6 月未満			98	73	102		85			
	6 月以上 9 月未満			99	74	103		85			
	9 月以上12月未満			100	74	104		85			
	12月以上			101	75	105		85			
	3 月未満			101	75	105		85			
26	3 月以上 6 月未満			102	75	105		85			
	6 月以上 9 月未満			103	76	105		85			
	9 月以上12月未満			104	76	105		85			
	12月以上			105	77	105		85			
	3 月未満			105	77						
27	3 月以上 6 月未満			106	78						
	6 月以上 9 月未満			107	79						
	9 月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
	3 月未満			109	81						
28	3 月以上 6 月未満			110	82						
	6 月以上 9 月未満			111	83						
	9 月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
	3 月未満			113							
29	3 月以上 6 月未満			114							
	6 月以上 9 月未満			115							
	9 月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
	3 月未満			117							
30	3 月以上 6 月未満			118							
	6 月以上 9 月未満			119							
	9 月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
	3 月未満			121							
	3 月以上 6 月未満			122							

31	6 月以上 9 月未満			123							
	9 月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3 月未満			125							
	3 月以上 6 月未満			125							
	6 月以上 9 月未満			125							
	9 月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

ウ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間						
1	3 月未満				1	1	1
	3 月以上 6 月未満				1	1	1
	6 月以上 9 月未満				1	1	1
	9 月以上12月未満				1	1	1
	12月以上				1	1	1
2	3 月未満		1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	3	3	1	1
	9 月以上12月未満		1	4	4	1	1
	12月以上		1	5	5	1	1
3	3 月未満		1	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未満		1	7	7	3	1
	9 月以上12月未満		1	8	8	4	1
	12月以上		1	9	9	5	1
4	3 月未満		1	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未満		1	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未満		1	11	11	7	1
	9 月以上12月未満		1	12	12	8	1
	12月以上		1	13	13	9	1

5	3 月未満	1	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未満	1	14	14	10	2
	6 月以上 9 月未満	1	15	15	11	3
	9 月以上12月未満	1	16	16	12	4
	12月以上	1	17	17	13	5
6	3 月未満	1	17	17	13	5
	3 月以上 6 月未満	2	18	18	14	6
	6 月以上 9 月未満	3	19	19	15	7
	9 月以上12月未満	4	20	20	16	8
	12月以上	5	21	21	17	9
7	3 月未満	5	21	21	17	9
	3 月以上 6 月未満	6	22	22	18	10
	6 月以上 9 月未満	7	23	23	19	11
	9 月以上12月未満	8	24	24	20	12
	12月以上	9	25	25	21	13
8	3 月未満	9	25	25	21	13
	3 月以上 6 月未満	10	26	26	22	14
	6 月以上 9 月未満	11	27	27	23	15
	9 月以上12月未満	12	28	28	24	16
	12月以上	13	29	29	25	17
9	3 月未満	13	29	29	25	17
	3 月以上 6 月未満	14	30	30	26	18
	6 月以上 9 月未満	15	31	31	27	19
	9 月以上12月未満	16	32	32	28	20
	12月以上	17	33	33	29	21
10	3 月未満	17	33	33	29	21
	3 月以上 6 月未満	18	34	34	30	22
	6 月以上 9 月未満	19	35	35	31	23
	9 月以上12月未満	20	36	36	32	24
	12月以上	21	37	37	33	25
	3 月未満	21	37	37	33	25

11	3 月以上 6 月未満	22	38	38	34	26
	6 月以上 9 月未満	23	39	39	35	27
	9 月以上12月未満	24	40	40	36	28
	12月以上	25	41	41	37	29
12	3 月未満	25	41	41	37	29
	3 月以上 6 月未満	26	42	42	38	30
	6 月以上 9 月未満	27	43	43	39	31
	9 月以上12月未満	28	44	44	40	32
13	12月以上	29	45	45	41	33
	3 月未満	29	45	45	41	33
	3 月以上 6 月未満	30	46	46	42	34
	6 月以上 9 月未満	31	47	47	43	35
14	9 月以上12月未満	32	48	48	44	36
	12月以上	33	49	49	45	37
	3 月未満	33	49	49	45	37
	3 月以上 6 月未満	34	50	50	46	38
15	6 月以上 9 月未満	35	51	51	47	39
	9 月以上12月未満	36	52	52	48	40
	12月以上	37	53	53	49	41
	3 月未満	37	53	53	49	41
16	3 月以上 6 月未満	38	54	54	50	42
	6 月以上 9 月未満	39	55	55	51	43
	9 月以上12月未満	40	56	56	52	44
	12月以上	41	57	57	53	45
17	3 月未満	41	57	57	53	45
	3 月以上 6 月未満	42	58	58	54	46
	6 月以上 9 月未満	43	59	59	55	47
	9 月以上12月未満	44	60	60	56	48
18	12月以上	45	61	61	57	49
	3 月未満	45	61	61	57	49
	3 月以上 6 月未満	46	62	62	58	50
	6 月以上 9 月未満	46	62	62	58	50

17	6 月以上 9 月未満	47	63	63	59	51
	9 月以上12月未満	48	64	64	60	52
	12月以上	49	65	65	61	53
18	3 月未満	49	65	65	61	53
	3 月以上 6 月未満	50	66	66	62	54
	6 月以上 9 月未満	51	67	67	63	55
	9 月以上12月未満	52	68	68	64	56
19	12月以上	53	69	69	65	57
	3 月未満	53	69	69	65	57
	3 月以上 6 月未満	54	69	70	66	58
	6 月以上 9 月未満	55	69	71	67	59
20	9 月以上12月未満	56	69	72	68	60
	12月以上	57	69	73	69	61
	3 月未満	57		73	69	61
	3 月以上 6 月未満	58		74	70	62
21	6 月以上 9 月未満	59		75	71	63
	9 月以上12月未満	60		76	72	64
	12月以上	61		77	73	65
	3 月未満	61		77	73	65
22	3 月以上 6 月未満	62		78	74	66
	6 月以上 9 月未満	63		79	75	67
	9 月以上12月未満	64		80	76	68
	12月以上	65		81	77	69
23	3 月未満	65		81	77	69
	3 月以上 6 月未満	66		82	78	70
	6 月以上 9 月未満	67		83	79	71
	9 月以上12月未満	68		84	80	72
24	12月以上	69		85	81	73
	3 月未満	69		85	81	73
	3 月以上 6 月未満	69		86	82	74
25	6 月以上 9 月未満	69		87	83	75
	9 月以上12月未満	70		88	84	76
26	12月以上	71		89	85	77
	3 月未満	71		89	85	77
27	3 月以上 6 月未満	72		90	86	78
	6 月以上 9 月未満	73		91	87	79
28	9 月以上12月未満	74		92	88	80
	12月以上	75		93	89	81
29	3 月未満	75		93	89	81
	3 月以上 6 月未満	76		94	90	82
30	6 月以上 9 月未満	77		95	91	83
	9 月以上12月未満	78		96	92	84
31	12月以上	79		97	93	85
	3 月未満	79		97	93	85
32	3 月以上 6 月未満	80		98	94	86
	6 月以上 9 月未満	81		99	95	87
33	9 月以上12月未満	82		100	96	88
	12月以上	83		101	97	89
34	3 月未満	83		101	97	89
	3 月以上 6 月未満	84		102	98	90
35	6 月以上 9 月未満	85		103	99	91
	9 月以上12月未満	86		104	100	92
36	12月以上	87		105	101	93
	3 月未満	87		105	101	93
37	3 月以上 6 月未満	88		106	102	94
	6 月以上 9 月未満	89		107	103	95
38	9 月以上12月未満	90		108	104	96
	12月以上	91		109	105	97
39	3 月未満	91		109	105	97
	3 月以上 6 月未満	92		110	106	98
40	6 月以上 9 月未満	93		111	107	99
	9 月以上12月未満	94		112	108	100
41	12月以上	95		113	109	101
	3 月未満	95		113	109	101
42	3 月以上 6 月未満	96		114	110	102
	6 月以上 9 月未満	97		115	111	103
43	9 月以上12月未満	98		116	112	104
	12月以上	99		117	113	105
44	3 月未満	99		117	113	105
	3 月以上 6 月未満	100		118	114	106
45	6 月以上 9 月未満	101		119	115	107
	9 月以上12月未満	102		120	116	108
46	12月以上	103		121	117	109
	3 月未満	103		121	117	109
47	3 月以上 6 月未満	104		122	118	110
	6 月以上 9 月未満	105		123	119	111
48	9 月以上12月未満	106		124	120	112
	12月以上	107		125	121	113
49	3 月未満	107		125	121	113
	3 月以上 6 月未満	108		126	122	114
50	6 月以上 9 月未満	109		127	123	115
	9 月以上12月未満	110		128	124	116
51	12月以上	111		129	125	117
	3 月未満	111		129	125	117
52	3 月以上 6 月未満	112		130	126	118
	6 月以上 9 月未満	113		131	127	119
53	9 月以上12月未満	114		132	128	120
	12月以上	115		133	129	121
54	3 月未満	115		133	129	121
	3 月以上 6 月未満	116		134	130	122
55	6 月以上 9 月未満	117		135	131	123
	9 月以上12月未満	118		136	132	124
56	12月以上	119		137	133	125
	3 月未満	119		137	133	125
57	3 月以上 6 月未満	120		138	134	126
	6 月以上 9 月未満	121		139	135	127
58	9 月以上12月未満	122		140	136	128
	12月以上	123		141	137	129
59	3 月未満	123		141	137	129
	3 月以上 6 月未満	124		142	138	130
60	6 月以上 9 月未満	125		143	139	131
	9 月以上12月未満	126		144	140	132
61	12月以上	127		145	141	133
	3 月未満	127		145	141	133
62	3 月以上 6 月未満	128		146	142	134
	6 月以上 9 月未満	129		147	143	135
63	9 月以上12月未満	130		148	144	136
	12月以上	131		149	145	137
64	3 月未満	131		149	145	137
	3 月以上 6 月未満	132		150	146	138
65	6 月以上 9 月未満	133		151	147	139
	9 月以上12月未満	134		152	148	140
66	12月以上	135		153	149	141
	3 月未満	135		153	149	141
67	3 月以上 6 月未満	136		154	150	142
	6 月以上 9 月未満	137		155	151	143
68	9 月以上12月未満	138		156	152	144
	12月以上	139		157	153	145
69	3 月未満	139		157	153	145
	3 月以上 6 月未満	140		158	154	146
70	6 月以上 9 月未満	141		159	155	147
	9 月以上12月未満	142		160	156	148
71	12月以上	143		161	157	149
	3 月未満	143		161	157	149
72	3 月以上 6 月未満	144		162	158	150
	6 月以上 9 月未満	145		163	159	151
73	9 月以上12月未満	146		164	160	152
	12月以上	147		165	161	153
74	3 月未満	147		165	161	153
	3 月以上 6 月未満	148		166	162	154
75	6 月以上 9 月未満	149		167	163	155
	9 月以上12月未満	150		168	164	156
76	12月以上	151		169	165	157
	3 月未満	151		169	165	157
77	3 月以上 6 月未満	152		170	166	158
	6 月以上 9 月未満	153		171	167	159
78	9 月以上12月未満	154		172	168	160
	12月以上	155		173	169	161
79	3 月未満	155		173	169	161
	3 月以上 6 月未満	156		174	170	162
80	6 月以上 9 月未満	157		175	171	163
	9 月以上12月未満	158		176	172	164
81	12月以上	159		177	173	165
	3 月未満	159		177	173	165
82	3 月以上 6 月未満	160		178	174	166
	6 月以上 9 月未満	161		179	175	167
83	9 月以上12月未満	162		180	176	168
	12月以上	163		181	177	169
84	3 月未満	163		181	177	169
	3 月以上 6 月未満	164		182	178	170
85	6 月以上 9 月未満	165		183	179	171
	9 月以上12月未満	166		184	180	172
86	12月以上	167		185	181	173
	3 月未満	167		185	181	173
87	3 月以上 6 月未満	168		186	182	174
	6 月以上 9 月未満	169		187	183	175
88	9 月以上12月未満	170		188	184	176
	12月以上	171		189	185	177
89	3 月未満	171		189	185	177
	3 月以上 6 月未満	172		190	186	178
90	6 月以上 9 月未満	173		191	187	179
	9 月以上12月未満	174		192	188	180
91	12月以上	175		193	189	181
	3 月未満	175		193	189	181

	9 月以上12月未満	69		88	84	76
	12月以上	69		89	85	77
24	3 月未満			89	85	
	3 月以上 6 月未満			90	86	
	6 月以上 9 月未満			91	87	
	9 月以上12月未満			92	88	
	12月以上			93	89	
25	3 月未満			93	89	
	3 月以上 6 月未満			94	90	
	6 月以上 9 月未満			95	91	
	9 月以上12月未満			96	92	
	12月以上			97	93	
26	3 月未満			97		
	3 月以上 6 月未満			98		
	6 月以上 9 月未満			99		
	9 月以上12月未満			100		
	12月以上			101		
27	3 月未満			101		
	3 月以上 6 月未満			102		
	6 月以上 9 月未満			103		
	9 月以上12月未満			104		
	12月以上			105		
28	3 月未満			105		
	3 月以上 6 月未満			106		
	6 月以上 9 月未満			107		
	9 月以上12月未満			108		
	12月以上			109		

エ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
	3 月未満			1	1	1

1	3 月以上 6 月未満			1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1
	9 月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1	1
	9 月以上12月未満	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	1	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1	1
	9 月以上12月未満	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	5	1	1
4	3 月未満	9	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	7	1	1
	9 月以上12月未満	12	12	8	1	1
	12月以上	13	13	9	1	1
5	3 月未満	13	13	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	11	3	1
	9 月以上12月未満	16	16	12	4	1
	12月以上	17	17	13	5	1
6	3 月未満	17	17	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	19	19	15	7	1
	9 月以上12月未満	20	20	16	8	1
	12月以上	21	21	17	9	1
	3 月未満	21	21	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	22	22	18	10	2

7	6 月以上 9 月未満	23	23	19	11	3
	9 月以上12月未満	24	24	20	12	4
	12月以上	25	25	21	13	5
8	3 月未満	25	25	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	26	26	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	27	27	23	15	7
	9 月以上12月未満	28	28	24	16	8
	12月以上	29	29	25	17	9
9	3 月未満	29	29	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	30	30	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	31	31	27	19	11
	9 月以上12月未満	32	32	28	20	12
	12月以上	33	33	29	21	13
10	3 月未満	33	33	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	34	34	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	35	35	31	23	15
	9 月以上12月未満	36	36	32	24	16
	12月以上	37	37	33	25	17
11	3 月未満	37	37	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	38	38	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	39	39	35	27	19
	9 月以上12月未満	40	40	36	28	20
	12月以上	41	41	37	29	21
12	3 月未満	41	41	37	29	21
	3 月以上 6 月未満	42	42	38	30	22
	6 月以上 9 月未満	43	43	39	31	23
	9 月以上12月未満	44	44	40	32	24
	12月以上	45	45	41	33	25
13	3 月未満	45	45	41	33	25
	3 月以上 6 月未満	46	46	42	34	26
	6 月以上 9 月未満	47	47	43	35	27
	9 月以上12月未満	48	48	44	36	28
	12月以上	49	49	45	37	29
14	3 月未満	49	49	45	37	29
	3 月以上 6 月未満	50	50	46	38	30
	6 月以上 9 月未満	51	51	47	39	31
	9 月以上12月未満	52	52	48	40	32
	12月以上	53	53	49	41	33
15	3 月未満	53	53	49	41	33
	3 月以上 6 月未満	54	54	50	42	34
	6 月以上 9 月未満	55	55	51	43	35
	9 月以上12月未満	56	56	52	44	36
	12月以上	57	57	53	45	37
16	3 月未満	57	57	53	45	37
	3 月以上 6 月未満	58	58	54	46	38
	6 月以上 9 月未満	59	59	55	47	39
	9 月以上12月未満	60	60	56	48	40
	12月以上	61	61	57	49	41
17	3 月未満	61	61	57	49	41
	3 月以上 6 月未満	62	62	58	50	42
	6 月以上 9 月未満	63	63	59	51	43
	9 月以上12月未満	64	64	60	52	44
	12月以上	65	65	61	53	45
18	3 月未満	65	65	61	53	45
	3 月以上 6 月未満	66	66	62	54	46
	6 月以上 9 月未満	67	67	63	55	47
	9 月以上12月未満	68	68	64	56	48
	12月以上	69	69	65	57	49
19	3 月未満	69	69	65	57	49
	3 月以上 6 月未満	70	70	66	58	50
	6 月以上 9 月未満	71	71	67	59	51
	9 月以上12月未満	72	72	68	60	52

	12月以上	73	73	69	61	53
20	3月未満	73	73	69	61	53
	3月以上6月未満	74	74	70	62	54
	6月以上9月未満	75	75	71	63	55
	9月以上12月未満	76	76	72	64	56
	12月以上	77	77	73	65	57
21	3月未満	77	77	73	65	57
	3月以上6月未満	78	78	74	66	58
	6月以上9月未満	79	79	75	67	59
	9月以上12月未満	80	80	76	68	60
	12月以上	81	81	77	69	61
22	3月未満	81	81	77	69	61
	3月以上6月未満	82	82	78	70	62
	6月以上9月未満	83	83	79	71	63
	9月以上12月未満	84	84	80	72	64
	12月以上	85	85	81	73	65
23	3月未満	85	85	81	73	65
	3月以上6月未満	86	86	82	74	66
	6月以上9月未満	87	87	83	75	67
	9月以上12月未満	88	88	84	76	68
	12月以上	89	89	85	77	69
24	3月未満	89	89	85		
	3月以上6月未満	90	90	86		
	6月以上9月未満	91	91	87		
	9月以上12月未満	92	92	88		
	12月以上	93	93	89		
25	3月未満	93	93	89		
	3月以上6月未満	94	94	90		
	6月以上9月未満	95	95	91		
	9月以上12月未満	96	96	92		
	12月以上	97	97	93		

26	3月未満	97	97			
	3月以上6月未満	98	98			
	6月以上9月未満	99	99			
	9月以上12月未満	100	100			
	12月以上	101	101			
27	3月未満	101	101			
	3月以上6月未満	102	102			
	6月以上9月未満	103	103			
	9月以上12月未満	104	104			
	12月以上	105	105			
28	3月未満	105	105			
	3月以上6月未満	106	106			
	6月以上9月未満	107	107			
	9月以上12月未満	108	108			
	12月以上	109	109			
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	109			
	6月以上9月未満	111	109			
	9月以上12月未満	112	109			
	12月以上	113	109			
30	3月未満	113				
	3月以上6月未満	114				
	6月以上9月未満	115				
	9月以上12月未満	116				
	12月以上	117				
31	3月未満	117				
	3月以上6月未満	118				
	6月以上9月未満	119				
	9月以上12月未満	120				
	12月以上	121				
	3月未満	121				

32	3 月以上 6 月未満	121				
	6 月以上 9 月未満	121				
	9 月以上12月未満	121				
	12月以上	121				

附則別表第 3（附則第 4 項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表

旧級が行政職給料表の11級である職員の新号俸

旧号俸	新 級		9 級	10 級
	経過期間			
1	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
3	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
4	3 月未満		1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1
	9 月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
	3 月未満		1	1

5	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	1	1
	6 月以上 9 月未満	1	1
	9 月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3 月未満	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	1
	6 月以上 9 月未満	3	1
	9 月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3 月未満	5	1
	3 月以上 6 月未満	6	1
	6 月以上 9 月未満	7	1
	9 月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3 月未満	9	1
	3 月以上 6 月未満	10	1
	6 月以上 9 月未満	11	1
	9 月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3 月未満	13	1
	3 月以上 6 月未満	14	1
	6 月以上 9 月未満	15	1
	9 月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
	3 月未満	17	1
	3 月以上 6 月未満	18	1

11	6 月以上 9 月未満	19	1
	9 月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3 月未満	21	1
	3 月以上 6 月未満	22	2
	6 月以上 9 月未満	23	3
	9 月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3 月未満	25	5
	3 月以上 6 月未満	26	6
	6 月以上 9 月未満	27	7
	9 月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3 月未満	29	9
	3 月以上 6 月未満	30	10
	6 月以上 9 月未満	31	11
	9 月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3 月未満	33	13
	3 月以上 6 月未満	34	13
	6 月以上 9 月未満	35	13
	9 月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第53号

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年北海道条例第78号)

の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第11号までを 1 号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号から第16号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 3 条第 1 項第 2 号中「押送作業」を「護送作業」に改め、同項第 4 号中「犯罪鑑識作業」の次に「(人事委員会規則で定めるものに限る。)」を加え、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 通信指令作業

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条第 1 項中「とう乗して行う作業」を「搭乗し、次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 航空機乗組員（航空法第69条に規定する航空機乗組員をいう。）として行う業務
- (2) 操縦の練習（航空法第35条第 1 項各号の操縦の練習をいう。）又は前号若しくは次号に掲げる業務を行うための教育訓練
- (3) 搜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り
- (4) 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する試験
- (5) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査

第 5 条第 2 項中「その作業に従事した」を「搭乗した」に、「作業の」を「職員の」に、「困難な作業」を「困難な業務」に、「場合にあつては、」を「時間がある場合にあつては、当該時間 1 時間につき」に改め、同項第 1 号中「操縦作業」を「航空法第24条の事業用操縦士又は自家用操縦士の資格を有する職員」に改め、同項第 2 号中「整備作業又は通信作業」を「航空法第24条の航空通信士、一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員」に改め、同項第 3 号中「作業」を「職員」に改め、同条第 3 項中「第 1 項の作業に従事した職員が、搜索救難の作業」を「第 1 項第 3 号の搜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧の業務その他人事委員会規則で定める業務」に、「場合の」を「場合における」に改める。

第 7 条の 3 を次のように改める。

(運転免許技能試験手当)

第7条の3 運転免許技能試験手当は、職員が道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条第2項本文に規定する運転免許試験のため、受験者の運転する自動車に同乗して行う試験業務に従事したときに、その従事した日1日につき340円を支給する。

第7条の4第1項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項第4号を削り、同条第2項第3号を削る。

第7条の6を削り、第7条の7を第7条の6とし、第7条の8から第7条の10までを1条ずつ繰り上げる。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第11項中「第7条の3第3項、第7条の6第3項及び第8条第3項」を「第8条第2項」に改め、同項後段を削る。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第54号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第22条第4号」を「第22条第5号」に改める。

第10条の2第1項中「前条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

（受付所営業の禁止地域等）

第10条の2 法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第1項の条例で定める施設は、前条第1項に規定する施設とする。

2 法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第1項に定めるもののほか、受付所営業（法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。第11条の2において同じ。）は、別表第2に掲げる地域以外の地域においては、これを営んではならない。

第11条中「次条」の次に「、第11条の3」を加える。

第11条の3を第11条の4とし、第11条の2を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

（受付所営業の深夜における営業時間の制限）

第11条の2 受付所営業は、深夜において営んではならない。

別表第2中「第11条の3」を「第10条の2、第11条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

北海道人事委員会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第55号

北海道人事委員会設置条例の一部を改正する条例

北海道人事委員会設置条例（昭和26年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（委員）

第2条 人事委員会の委員は、非常勤とする。ただし、必要がある場合には、委員のうち1人に限り常勤とすることができる。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。